

一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究
報告書

令和5年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目 次

第1章 調査研究の実施概要	1
I. 調査研究の目的	1
II. 調査研究の全体構成	1
III. 成果の公表方法	2
IV. 検討委員会	2
1. 委員構成	2
2. 開催概要	3
第2章 子ども調査① 一時保護退所児童	5
I. 実施概要	5
II. アンケート調査結果	6
1. 調査結果【単純集計】	6
2. 調査結果【クロス集計：小中高校別】	17
III. インタビュー調査結果	24
第3章 子ども調査② 一時保護児童	25
I. 実施概要	25
II. アンケート調査結果	26
1. 調査結果【単純集計】	26
2. 調査結果【クロス集計：小中高校別】	36
III. 低学年・就学前の子どもの聞き取り調査	41
第4章 一時保護所調査	43
I. 実施概要	43
II. アンケート調査結果	44
1. 調査結果【単純集計】	44
2. 調査結果【クロス集計：Q2 入所数別クロス】	63
第5章 海外事例調査	91
I. ドイツ	91
II. フランス	94
III. アメリカ	96
第6章 本調査研究の考察	99
I. 各調査結果について	99
1. 子どもへの調査	99
2. 一時保護所への調査	102
3. 海外事例調査	104
II. 一時保護所の設備・運営基準（案）について	106
1. 一時保護所の役割と求められる支援	106
2. 一時保護所の設備・運営基準（案）の考え方	108
III. 本調査研究での調査・検討を踏まえて	113
1. 一時保護所の役割について	113
2. 一時保護所間での情報共有やサポート体制の確保	113

<別添資料>

- 一時保護所の設備・運営基準（案）

<資料編>

- 一時保護所を退所した子どもへのアンケート調査 調査票
- 一時保護所で保護中の子どもへのアンケート調査 調査票
- 一時保護中の低学年・就学前の子どもの聞き取り調査 記入用紙
- 一時保護所へのアンケート調査 調査票

第1章 調査研究の実施概要

I. 調査研究の目的

一時保護は子どもにとって不安の強い状況であり、手厚い対応が必要であるが児童養護施設の基準が準用されていることから、一時保護所独自の設備・運営基準の策定が必要とされている。

そこで、令和元年度に実施した「一時保護所の実態と在り方及び一時保護等の手続きの在り方に関する調査研究」や平成30年度の「一時保護の第三者評価に関する研究」の調査等によって明らかになった課題等を踏まえつつ、一時保護所で生活する子どもの視点を取り入れた基準案を検討するための議論のたたき案となる資料を作成することを本調査研究の目的とする。

II. 調査研究の全体構成

(1) 一時保護所の在り方を検討

一時保護所は、所によって規模や保護中の子どもの特徴及び保護を必要とする子どもの人数等が異なること、加えて建物の形状による制約もあり、各一時保護所がそれらの状況に応じて試行錯誤しながら運営しているのが現状である。そのため、一時保護所の設備・運営基準（案）（以下「基準（案）」という。）を検討する過程において、本来の「一時保護所の在り方」についての検討を行った。

(2) 子どもの意見の把握

通学や保護所内での学習、個別・混合処遇、生活の自由度や職員との関わりなど、一時保護所の在り方に関する考え方は様々であるが、基準（案）ならびに一時保護所の在り方の検討にあたっては、「一時保護所で生活する子ども」の意見を確認することが重要である。

そのため、本調査研究では、一時保護所で生活している子ども、また生活していた子どもへのアンケート及びインタビュー調査を実施し、その結果も踏まえて検討を行った。

(3) 一時保護所へのアンケート

基準（案）の検討にあたり、改めて実態を把握するため、全国の一時保護所を対象としたアンケート調査を実施した。

アンケート調査は、検討委員会にて議論した基準（案）の論点を中心に確認した。

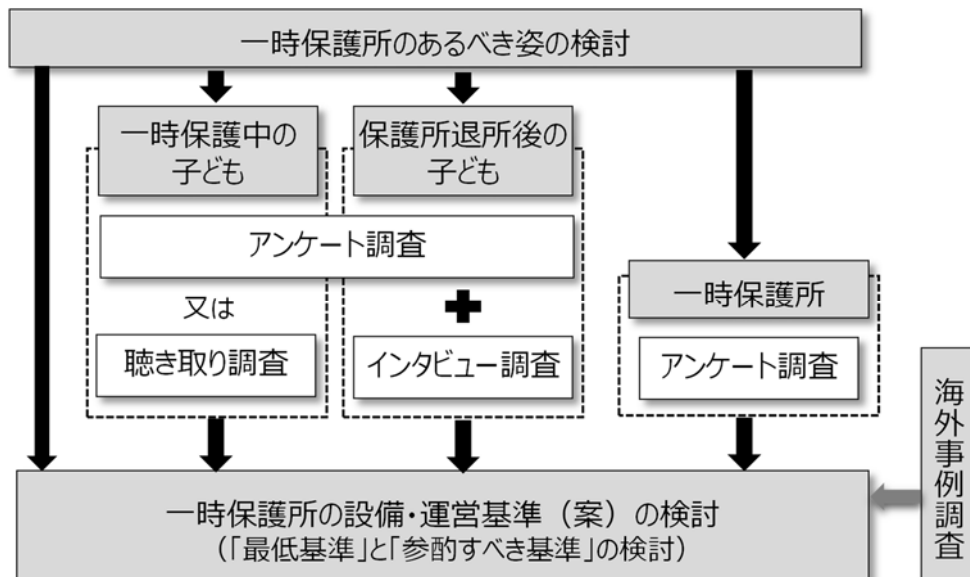
(4) 一時保護所の設備・運営基準（案）の作成

(1)～(3)をもとに基準（案）を作成した。最低基準と参酌すべき基準については、基準（案）の中で書き分けをし、参酌すべき基準については、「努めること」「望ましい」とした。

検討した「一時保護所の在り方」のうち、基準（案）としての記載がなじまない内容や詳細については、本調査研究の考察として考え方を示すこととした。

なお、本調査研究で検討した基準は「案」であり、今後こども家庭庁において法令の検討を行う中で、精査を行うものである。

図表 1-1 調査のフロー



III. 成果の公表方法

本事業の成果をとりまとめた本報告書は、三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社のホームページにて公開する。

IV. 検討委員会

1. 委員構成

検討委員会の構成委員は、以下のとおりである。

図表 1-2 検討委員会構成委員

※敬称略、五十音順 ◎座長

氏名	所属等
◎ 川松 亮	明星大学 人文学部 福祉実践学科常勤教授
小積 律子	堺市子ども相談所 一時保護所“キッズステーションさかい” 所長
高橋 温	新横浜法律事務所 弁護士
藤林 武史	西日本こども研修センターあかし センター長 福岡市こども総合相談センターえがお館 前所長
淵上 瑞江	長野県中央児童相談所 相談判定課長
茂木 健司	江戸川区子ども家庭部 一時保護課長
吉川 千賀子	東京都福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課 課長

2. 開催概要

検討委員会の開催概要は以下のとおりである。

図表 1-3 検討委員会の開催概要

回	開催日時	主な検討内容
第1回	令和4年 7月27日(水)	(1) 実施計画書(案)について (2) 一時保護所に関する過年度調査について (3) 一時保護所の設備及び運営基準検討における主な論点と検討の進め方について (4) 子どもへの調査について
第2回	令和4年 9月10日(土)	(1) 子どもへのアンケート調査について (2) 第1回検討委員会でのご意見を踏まえた前提条件等の整理 (3) 児童相談所設置の一時保護所(例)について (4) 一時保護所へのアンケート調査について
第3回	令和4年 10月1日(土)	(1) 子どもへのアンケート調査について(途中経過報告) (2) 児童相談所設置の一時保護所(例)について (3) 一時保護所の設備及び運営に関する基準について (4) 一時保護所へのアンケート調査について
第4回	令和4年 11月19日(土)	(1) 一時保護所の設備及び運営基準(案)について (2) 一時保護所へのアンケート調査について (3) 子どもへのインタビュー調査について (4) 子どもへのアンケート調査について(途中経過報告)
第5回	令和4年 12月24日 (土)	(1) 子どもへのアンケート調査について(報告) (2) 一時保護所へのアンケート調査について(報告) (3) 一時保護所の設備及び運営基準(案)について (4) 調査結果のとりまとめについて
第6回	令和5年 2月10日(金)	(1) 子どもへの調査結果(報告) (2) 一時保護所へのアンケート調査結果(中間報告) (3) 海外事例調査 (4) 一時保護所の設備及び運営基準(案)について (5) 調査結果のとりまとめについて
第7回	令和5年 3月23日(木)	(1) 一時保護所の設備及び運営基準(案) (2) 本調査研究の考察について (3) 報告書の構成・とりまとめについて

第2章 子ども調査① 一時保護退所児童

I. 実施概要

(1) 退所児童へのアンケート調査

■調査対象

全国の児童相談所において、令和4年7月1日以降9月末までに一時保護解除または一時保護委託による保護先の変更により一時保護所を退所した(する)小学4年生以上の子ども。

※在宅指導中の子どもは、児童相談所の職員から直接配付、説明が可能な子どもに限る。

■調査期間

令和4年8月25日～令和4年12月20日(当社郵送到着分まで)

■調査方法

- ・ 全国の児童相談所229か所へ郵送にて送付。
- ・ 児童相談所職員より一時保護所を退所した(または期間中に退所する)子どもへ郵送または直接手渡しにより配布。
- ・ 子どもより郵送にて当社宛て返送、またはスマホ・PCよりWeb上で回答。

■配布・回収状況

- ・ 児童相談所への配布総数：14,280部
- ・ 児童相談所から子どもへの配布数※：1,249部
※配布数の回答を得た200か所(配布数0と回答した39か所含む)の児童相談所が配布した合計部数。
29か所の児童相談所からは回答得られず。もしくは部数不明の回答。
- ・ 回収数：610部

(2) 退所児童へのインタビュー調査

■調査対象

退所児童へのアンケート調査で「インタビュー調査への協力可」との回答があった子どものうち、実際にインタビュー調査の協力について承諾を得られた子ども。

■調査状況

- ・ インタビュー調査実施数：2件

■調査期間・調査方法

- (1) 令和5年1月16日(月) 16時～17時 リモート
- (2) 令和5年1月29日(日) 10時～11時 現在の住まい(ファミリーホーム)への訪問

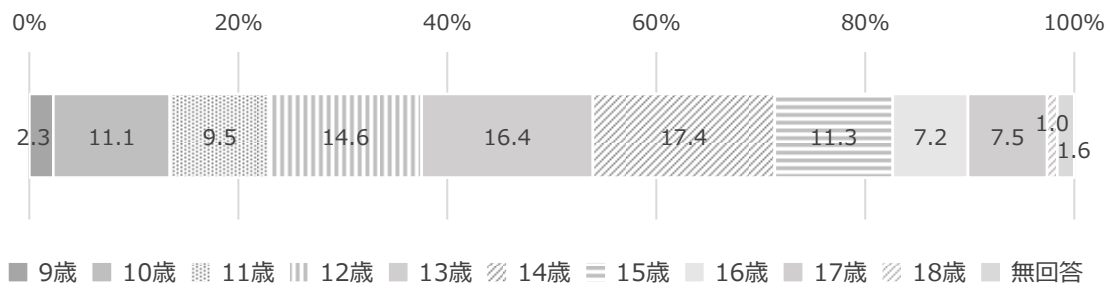
II. アンケート調査結果

1. 調査結果【単純集計】

(1) Q1-1.年齢

年齢について聞いたところ、「14歳」が17.4%（106件）と最も多く、次いで「13歳」が16.4%（100件）、「12歳」が14.6%（89件）であった。

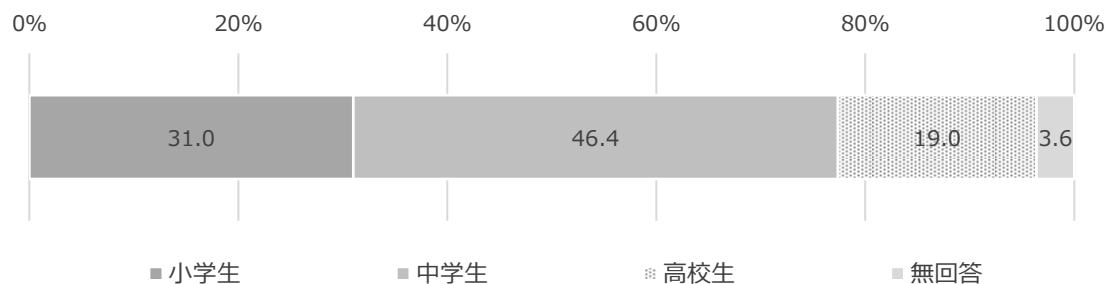
図表 2-1 年齢（n=610：単一回答）



(2) Q1-2.小中高校の別

小中高校の別について聞いたところ、「小学生」が31.0%（189件）、「中学生」が46.4%（283件）、「高校生」が19.0%（116件）であった。

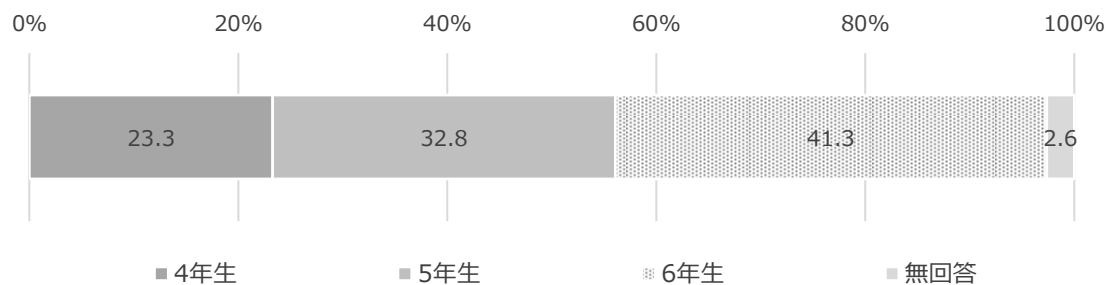
図表 2-2 小中高校の別（n=610：単一回答）



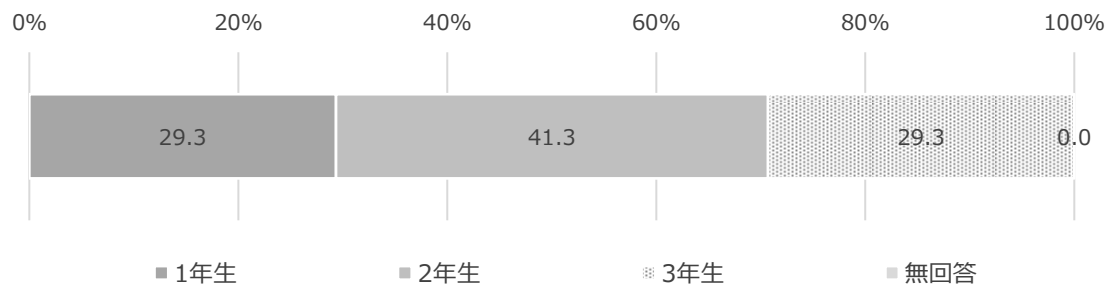
(3) Q1-2.学年

学年は、小学生、中学生、高校生それぞれ以下のとおりであった。

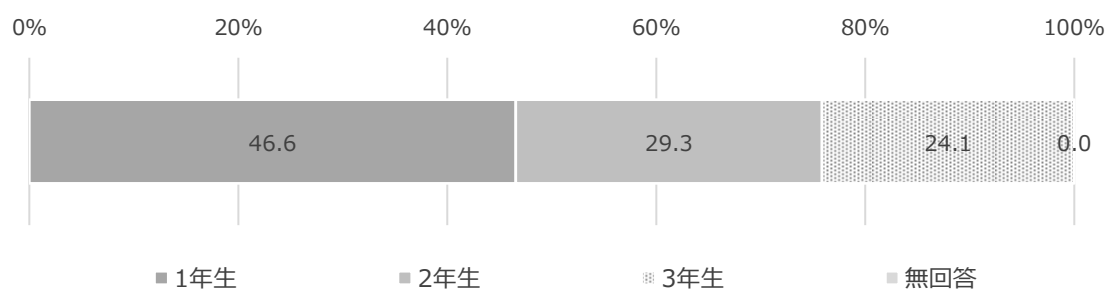
図表 2-3 小学生の学年 (n=189：単一回答)



図表 2-4 中学生の学年 (n=283：単一回答)



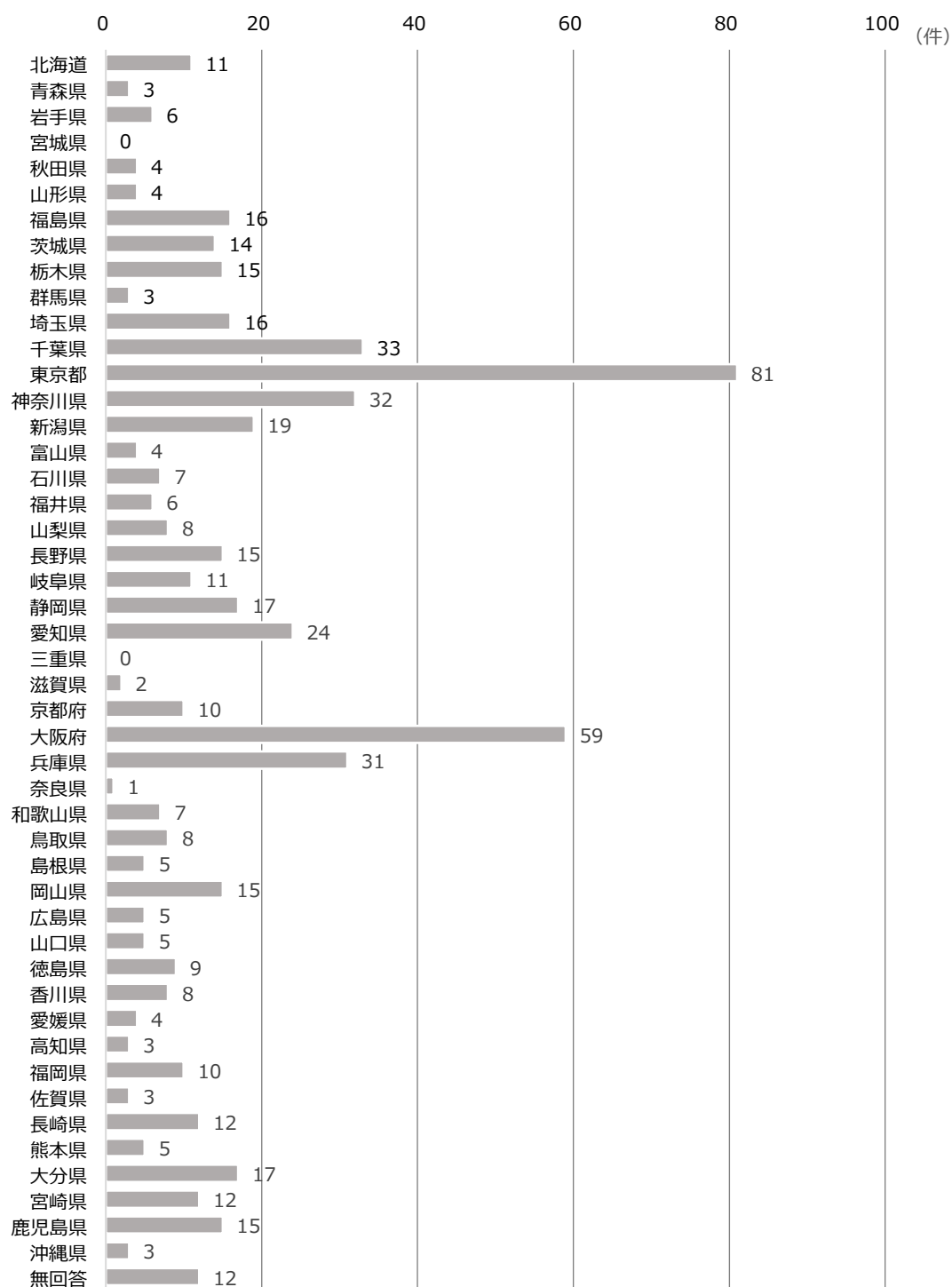
図表 2-5 高校生の学年 (n=116：単一回答)



(4) Q2.住まいの都道府県

住まいの都道府県について聞いたところ、「東京都」が13.3%（81件）と最も多く、次いで「大阪府」が9.7%（59件）、「千葉県」が5.4%（33件）と続いている。

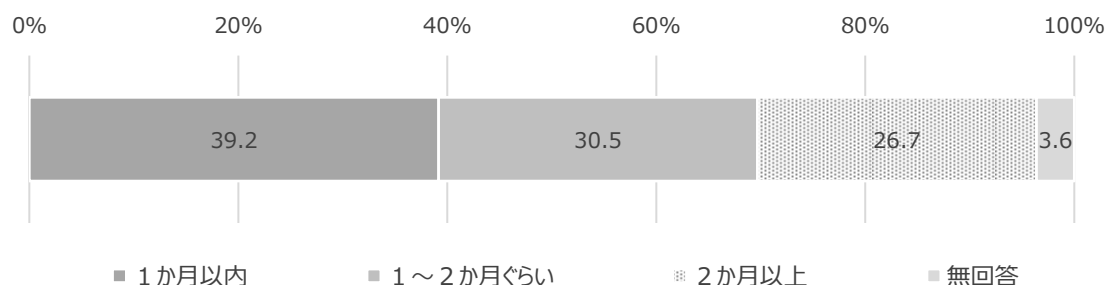
図表 2-6 住まいの都道府県 (n=610：単一回答)



(5) Q3.一時保護所にいた期間

一時保護所にいた期間について聞いたところ、「1か月以内」が39.2%（239件）、「1～2か月ぐらい」が30.5%（186件）、「2か月以上」が26.7%（163件）であった。

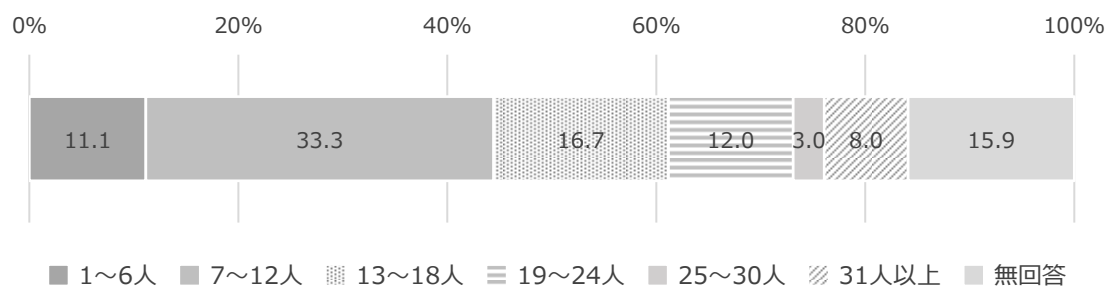
図表 2-7 一時保護所にいた期間（n=610：単一回答）



(6) Q4.一時保護所にいた子どもの人数

一時保護所にいた子どもの人数について聞いたところ、「7～12人」の回答が33.3%（203件）と最も多く、次いで「13～18人」が16.7%（102件）、「19～24人」が12.0%（73件）であった。

図表 2-8 一時保護所にいた子どもの人数（n=610：数値回答を6人単位に分類）

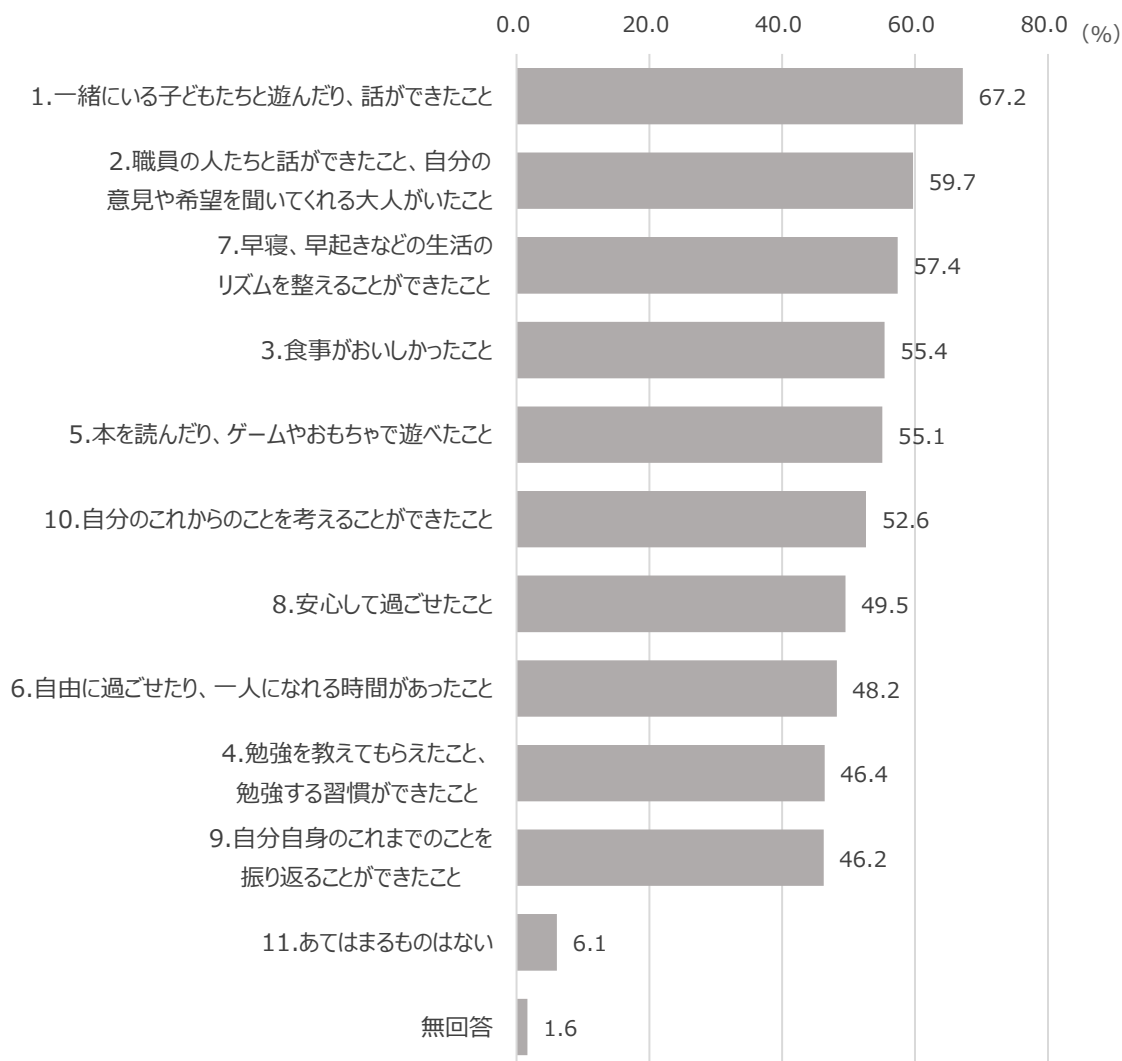


※「自分の他に何人ぐらいの子どもがいたか」を尋ねる設問のため、回答の数値プラス1で分類。
（例：0～5の回答を「1～6人」、6～11の回答を「7～12人」）

(7) Q5-1.一時保護所で「よかった」と思ったこと

一時保護所で「よかった」と思ったことについて聞いたところ、「1.一緒にいる子どもたちと遊んだり、話げできたこと」が67.2%（410件）と最も多く、次いで「2.職員の人たちと話げできたこと、自分の意見や希望を聞いてくれる大人がいたこと」が59.7%（364件）、「7.早寝、早起きなどの生活のリズムを整えることができたこと」が57.4%（350件）であった。

図表 2-9 一時保護所で「よかった」と思ったこと（n=610：複数回答）



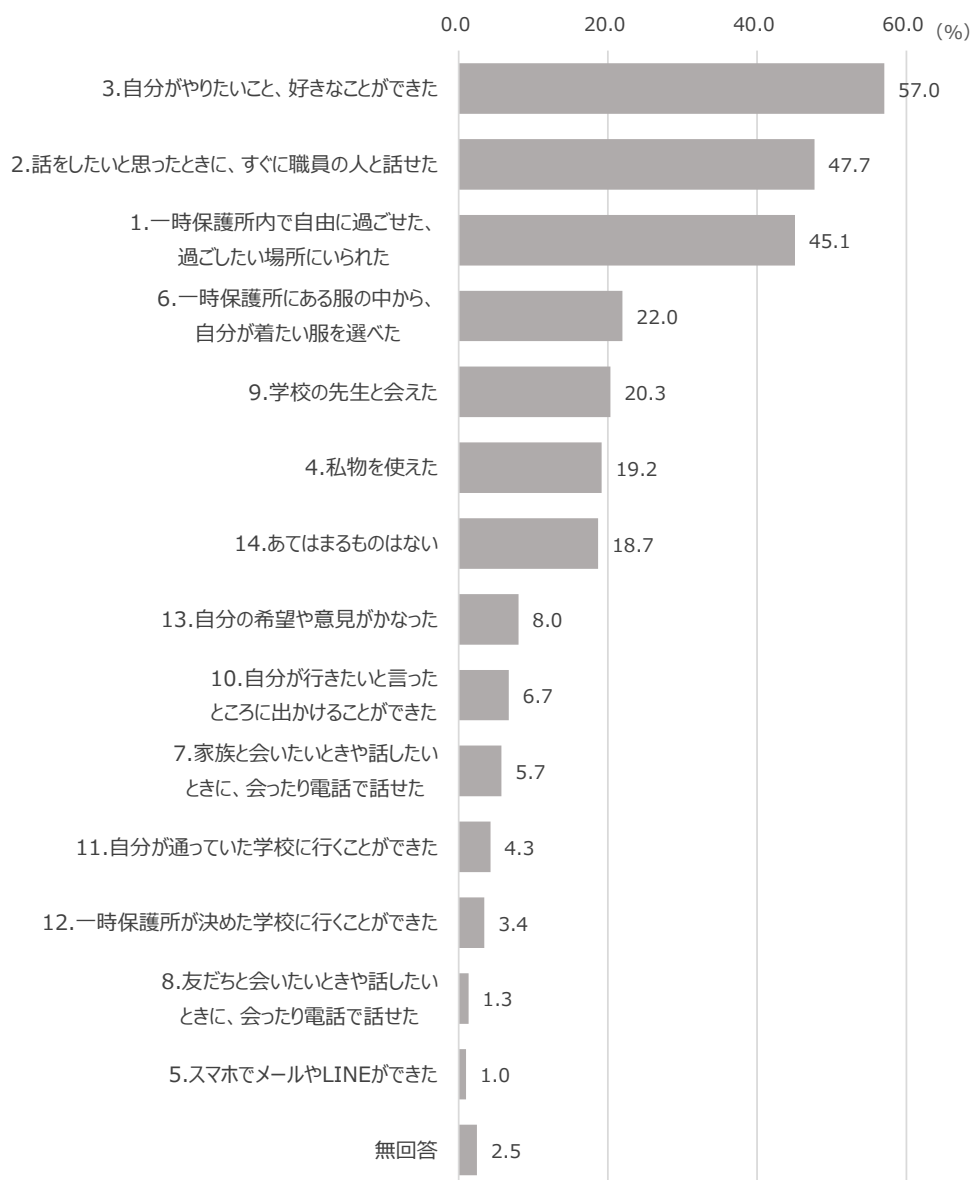
(8) Q5-2.ほかに「よかった」と思ったこと

Q5-1で回答したこと以外に「よかった」と思ったことについて聞いたところ、多くがQ5-1の選択肢にあるものであったが、「新しいことを学べた」「行事が楽しかった」「身体を休めることができた」「運動ができて体力がついた」や、「家族との距離やかかわり方が変化した」等の回答があった。

(9) Q6.一時保護所で「できたこと」

一時保護所で「できたこと」について聞いたところ、「3.自分がやりたいこと、好きなことができた」が57.0%（348件）と最も多く、次いで「2.話をしたいと思ったときに、すぐに職員の人と話せた」が47.7%（291件）、「1.一時保護所内で自由に過ごせた、過ごしたい場所にいられた」が45.1%（275件）であった。

図表 2-10 一時保護所で「できたこと」（n=610：複数回答）



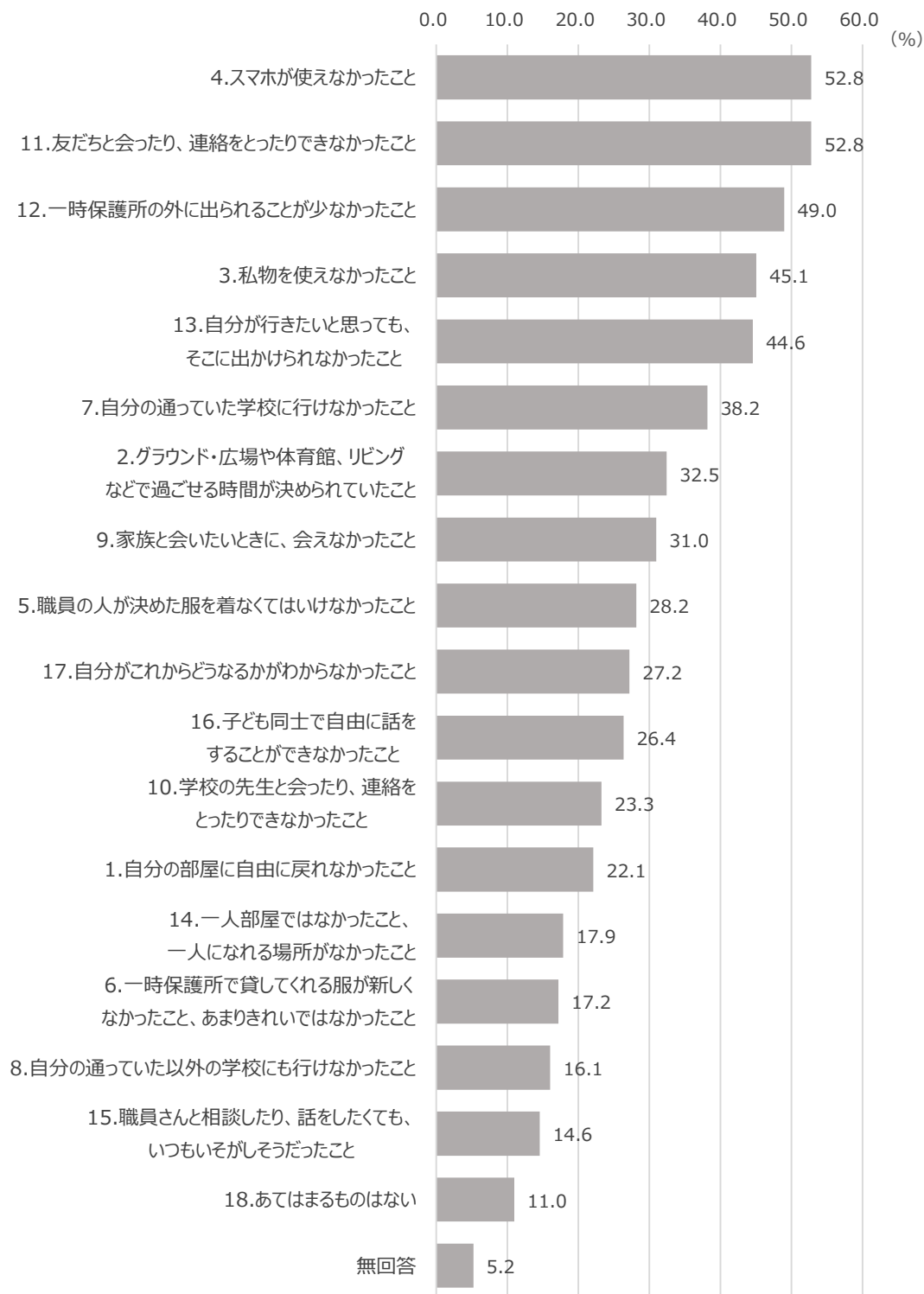
(10) Q6_13.希望や意見がかなった具体的内容

Q6で「13.自分の希望や意見がかなった」と回答した人に、その具体的内容について聞いたところ、食事やおやつに関すること、テレビ・音楽、本に関すること、遊びに関すること、行事・イベント、外出に関すること、面会・面接に関すること、進路に関すること、「散髪」「家に帰れることになった」「一人になれた」等の回答があった。

(11) Q7-1.一時保護所で「嫌だった」こと

一時保護所で「嫌だった」「変えてほしい」と思ったことについて聞いたところ、「4.スマホが使えなかったこと」「11.友だちと会ったり、連絡をとったりできなかったこと」がともに52.8%（322件）で最も多く、次いで「12.一時保護所の外に出られることが少なかったこと」が49.0%（299件）と続いている。

図表 2-11 一時保護所で「嫌だった」こと（n=610：複数回答）



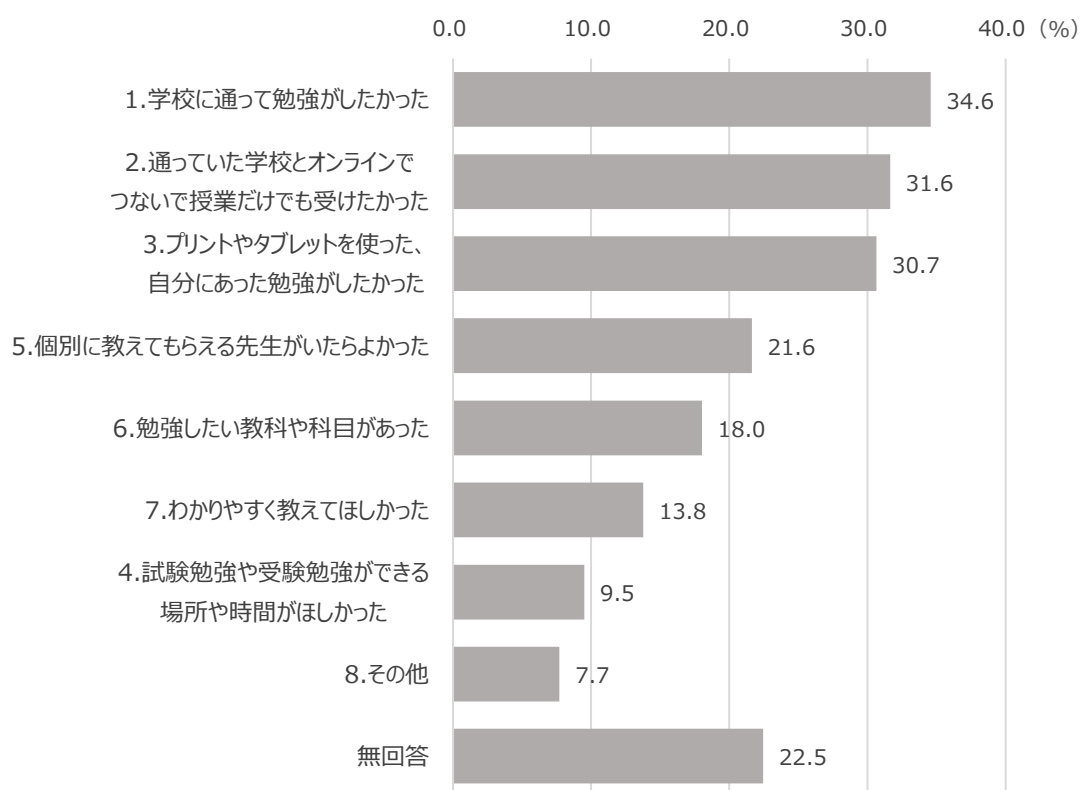
(12) Q7-2.ほかに「嫌だった」こと

Q7-1 で答えたこと以外に「嫌だった」ことについて聞いたところ、「自由に過ごせなかった」「運動の時間が少なかった」「日課が嫌だった」「マンガ・おもちゃ・ゲームがなかった・少なかった」「集団生活」「ルールが多かった」の他、子ども同士の関係に関すること、職員の対応に関すること、お風呂や勉強等の一時保護所での生活に関することについての回答があった。

(13) Q8.一時保護所でしたかった勉強

一時保護所でしたかった勉強について聞いたところ、「1.学校に通って勉強がしたかった」が34.6%（211件）と最も多く、次いで「2.通っていた学校とオンラインでつないで授業だけでも受けたかった」が31.6%（193件）、「3.プリントやタブレットを使った、自分にあった勉強がしたかった」が30.7%（187件）であった。

図表 2-12 一時保護所でしたかった勉強（n=610：複数回答）

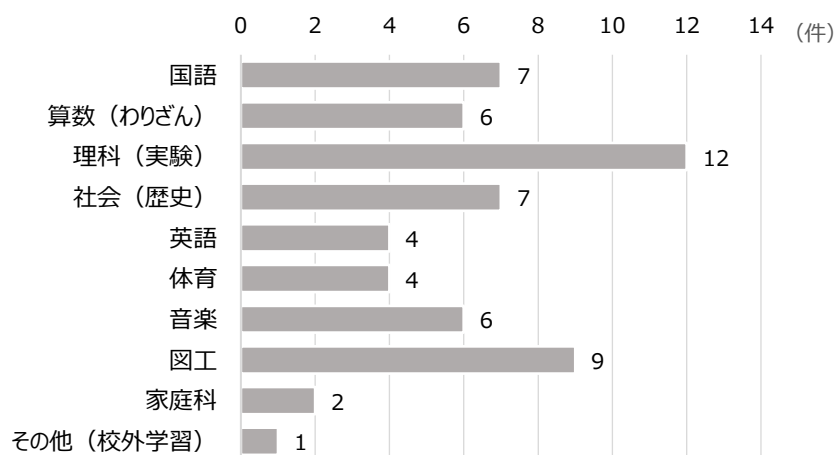


(14) Q8_6.勉強したかった教科や科目の具体内容

Q8で「6.勉強したい教科や科目があった」と答えた人に、その具体内容について聞いたところ、以下の回答があった。(自由記述回答を分類、件数カウント。)

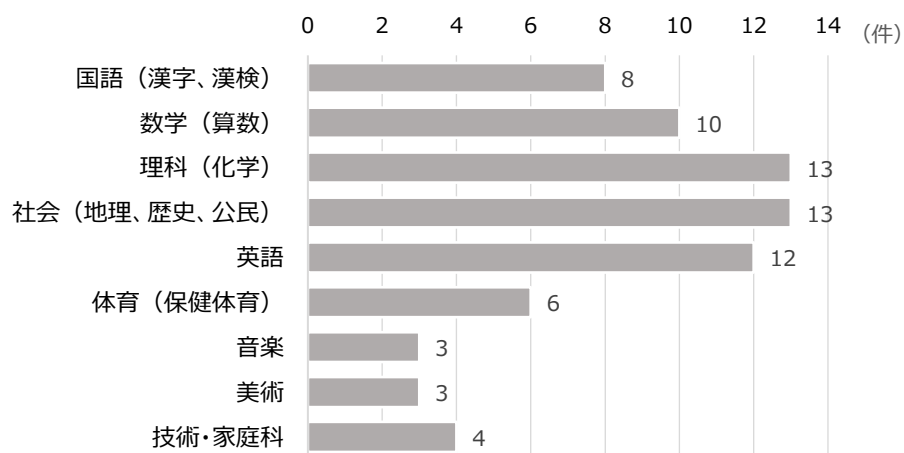
●小学生

図表 2-13 勉強したかった教科 (n=48：自由記述を分類)



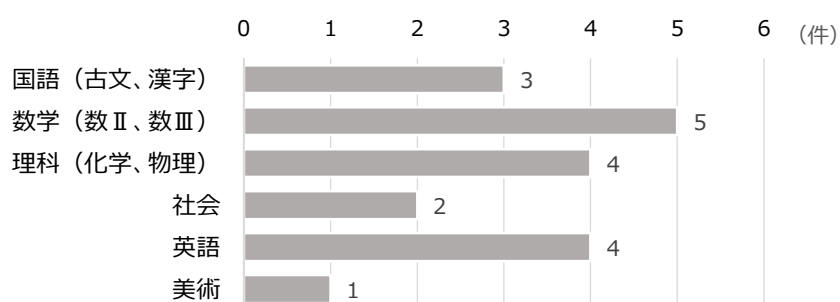
●中学生

図表 2-14 勉強したかった教科 (n=49：自由記述を分類)



●高校生

図表 2-15 勉強したかった教科 (n=9：自由記述を分類)



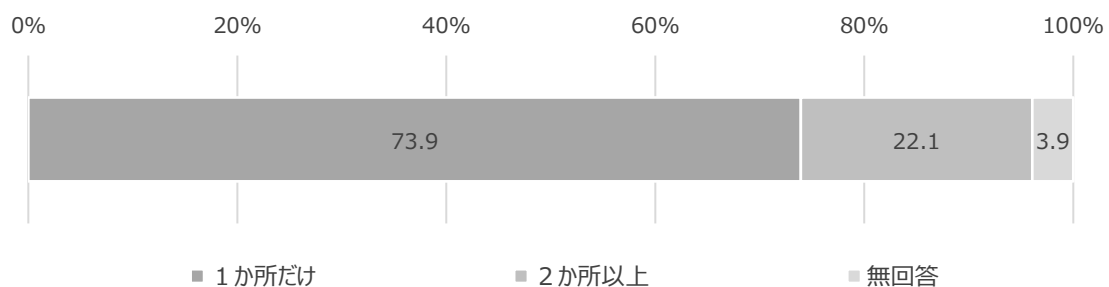
(15) Q8_8.一時保護所でしたかった勉強_その他内容

Q8で「8.その他」と回答した人にその内容について聞いたところ、「もっと勉強したい」「学校の勉強がしたい」「学年・学力にあった勉強がしたい」「教材を増やしてほしい」といった回答や、高校生では「仕事や将来のための勉強がしたい」との回答があった。

(16) Q9.過ごした一時保護所の数

過ごした一時保護所の数について聞いたところ、「1か所だけ」が73.9%（451件）、「2か所以上」が22.1%（135件）であった。

図表 2-16 過ごした一時保護所の数 (n=610：単一回答)



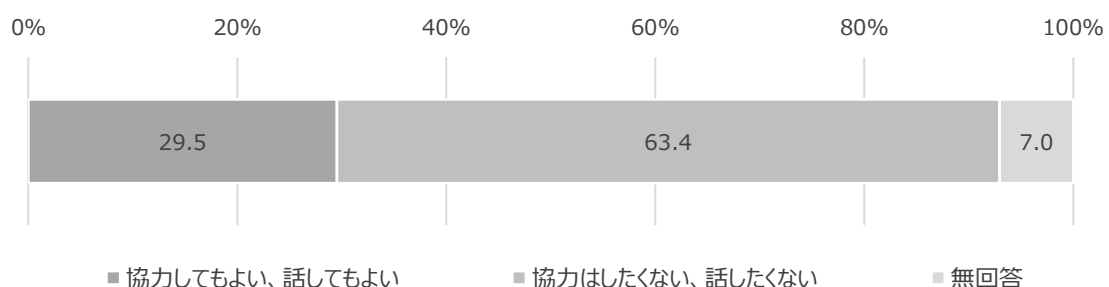
(17) Q10.一時保護所によって違ったところ

Q9で「2か所以上」過ごしたことがあると回答した人に、一時保護所によって違ったところについて聞いたところ、保護所内でのルールの違いや、男女別や年齢別で分かれているか、1部屋の人数、子どもの人数、保護所内での過ごし方、食事のおいしさ・メニュー等の回答があった。

(18) Q11.インタビュー協力可否

インタビューに協力してもよいか聞いたところ、「協力はしたくない、話したくない」が63.4%（387件）、「協力してもよい、話してもよい」が29.5%（180件）であった。

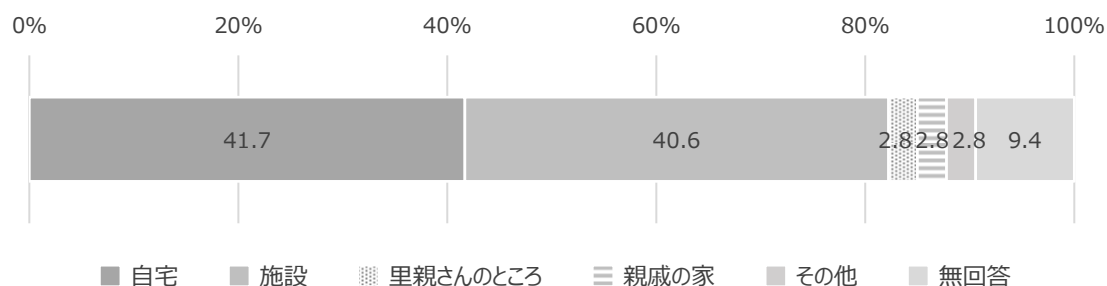
図表 2-17 インタビュー協力可否 (n=610：単一回答)



(19) Q12.住んでいるところ

Q11 でインタビューに「協力してもよい、話してもよい」と回答した人に、住んでいるところについて聞いたところ、「自宅」が41.7% (75件)、「施設」が40.6% (73件)、「里親さんのところ」「親戚の家」「その他」がともに2.8% (5件)であった。

図表 2-18 住んでいるところ (n=180: 単一回答)



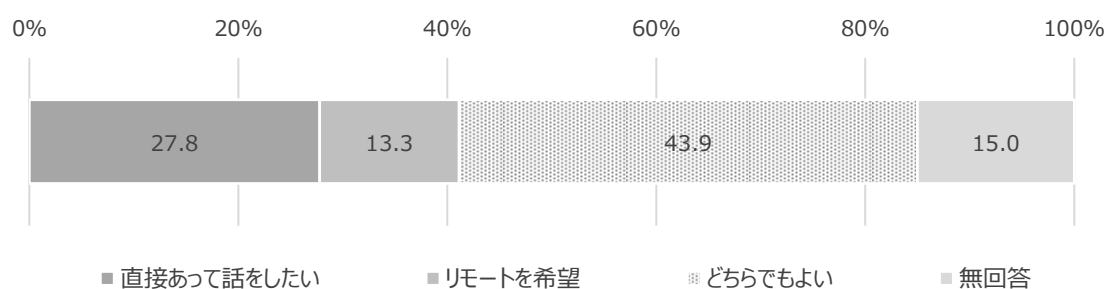
【その他内容】

- 一時保護所／児童自立支援施設／ファミリーホーム／下宿／会社の社宅

(20) Q12.希望のインタビュー方法

希望のインタビュー方法について聞いたところ、「どちらでもよい」が43.9% (79件)、「直接あって話をしたい」が27.8% (50件)、「リモートを希望」が13.3% (24件)であった。

図表 2-19 希望のインタビュー方法 (n=180: 単一回答)

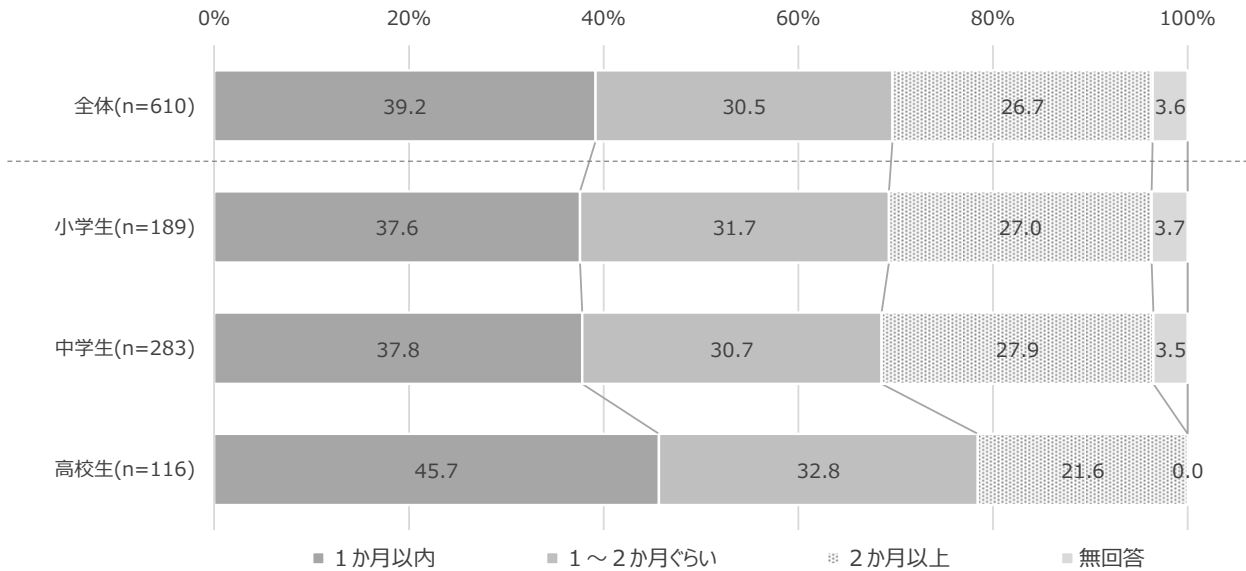


2. 調査結果【クロス集計：小中高校別】

(1) Q1-2.小中高校の別 × Q3.一時保護所にいた期間

小中高校別に一時保護所にいた期間をみると、以下のとおりであった。

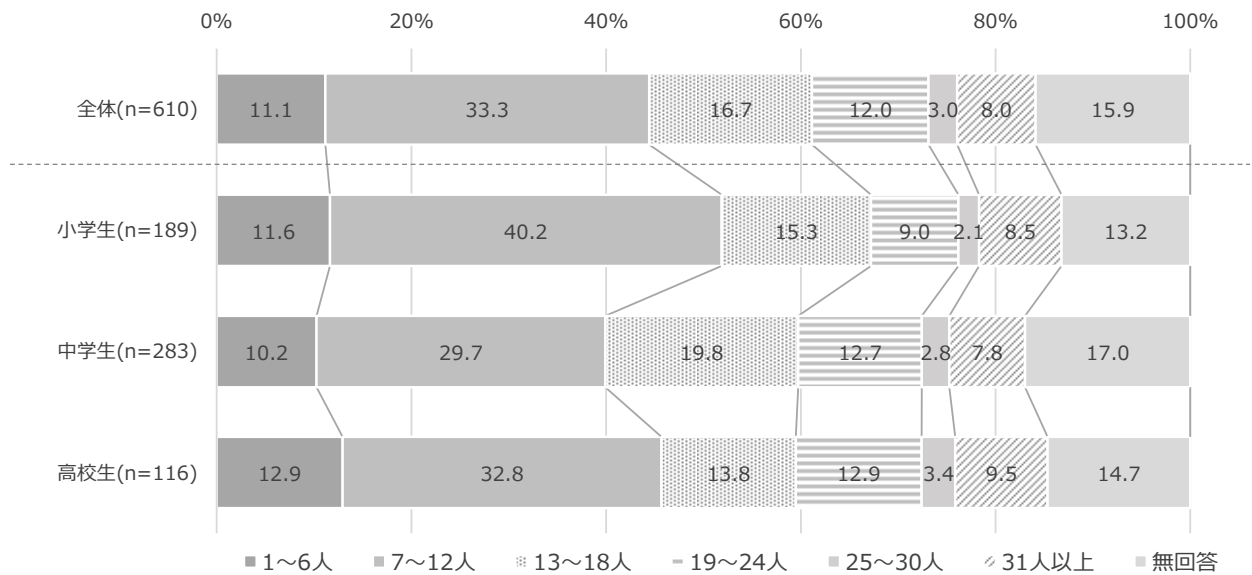
図表 2-20 小中高校別にみた一時保護所にいた期間



(2) Q1-2.小中高校の別 × Q4.一時保護所にいた子どもの人数

小中高校別に一時保護所にいた子どもの人数をみると、以下のとおりであった。

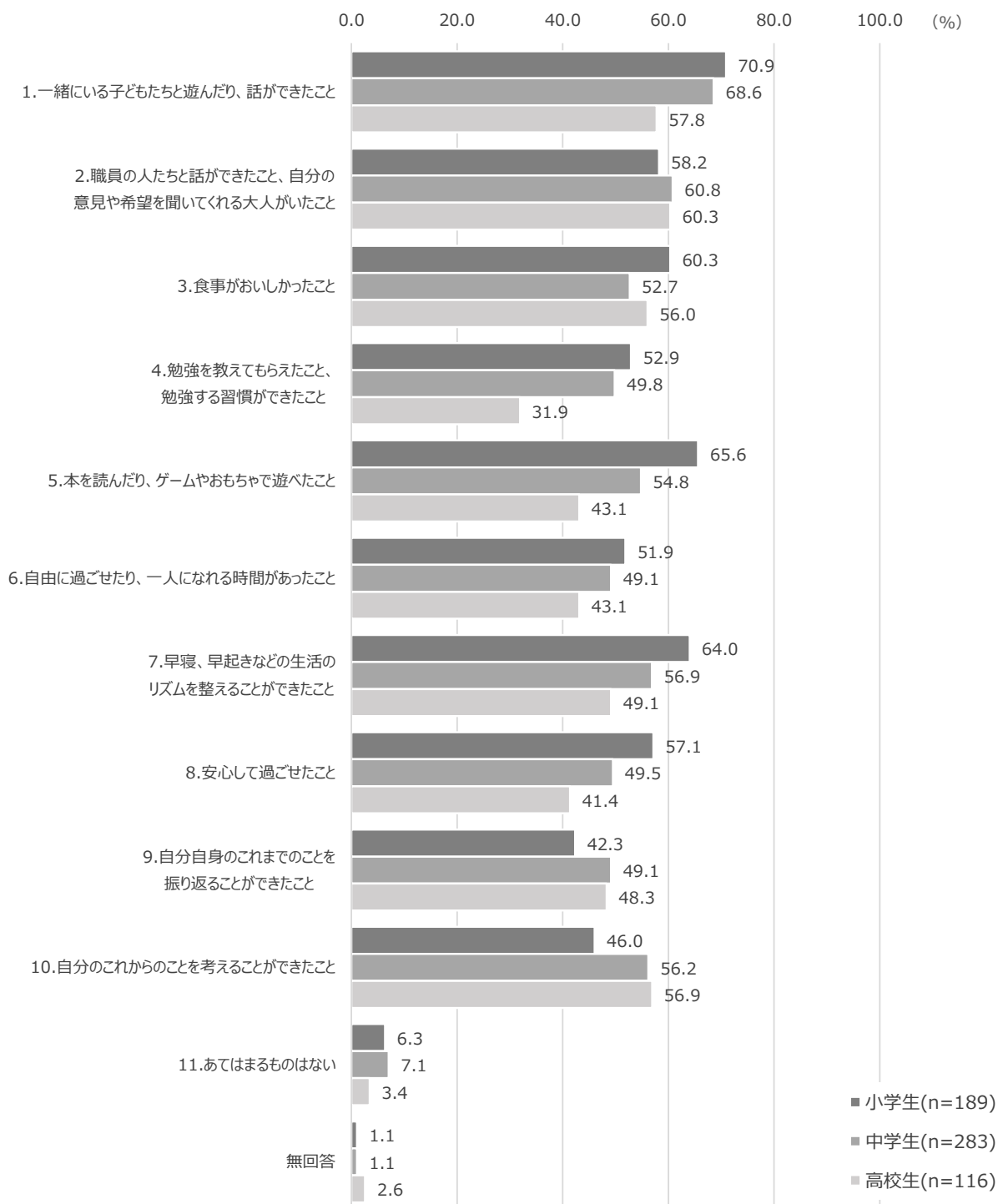
図表 2-21 小中高校別にみた一時保護所にいた子どもの人数



(3) Q1-2.小中高校の別 × Q5-1.一時保護所で「よかった」と思ったこと

小中高校別に一時保護所で「よかった」と思ったことをみると、以下のとおりであった。

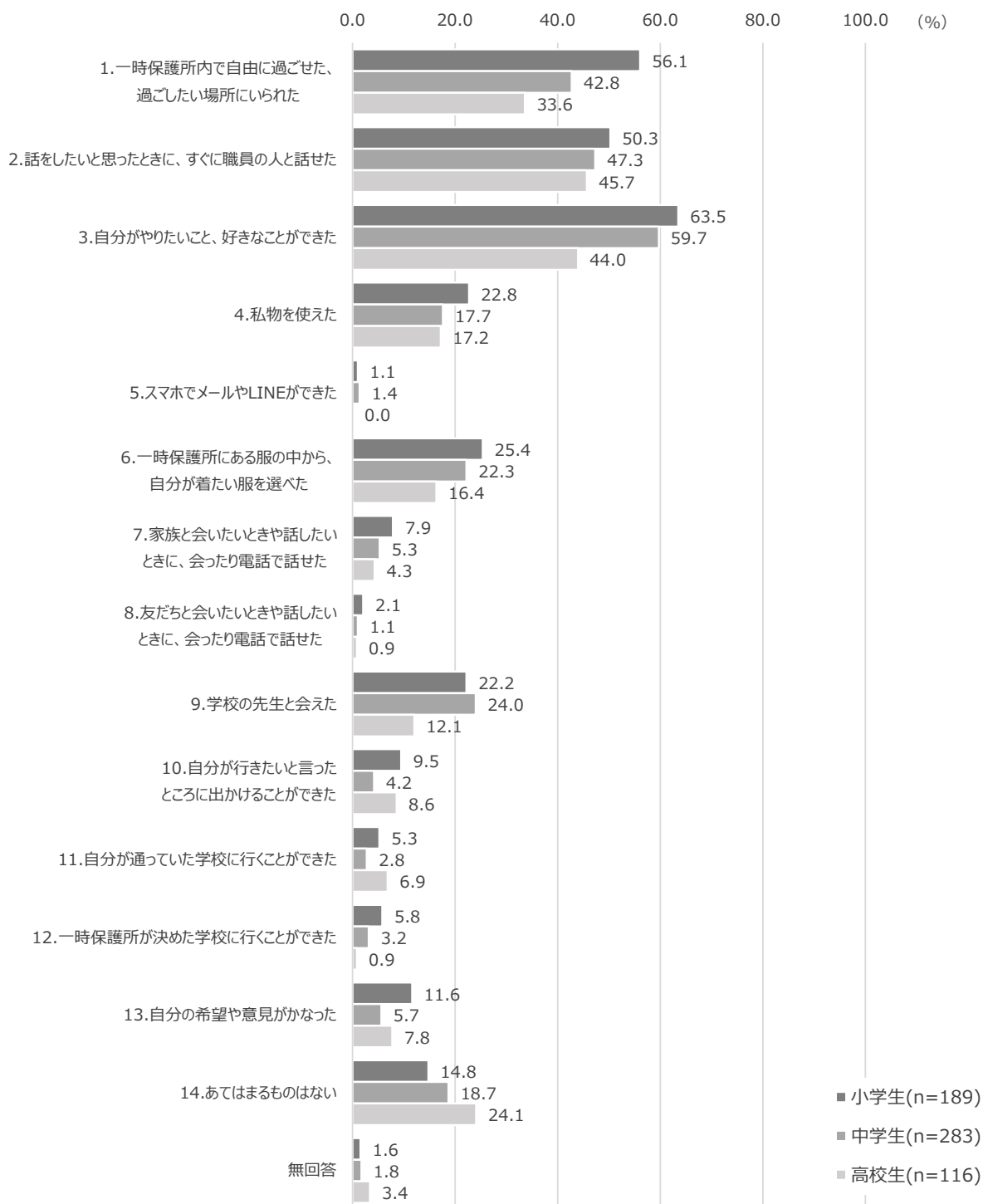
図表 2-22 小中高校別にみた一時保護所で「よかった」と思ったこと



(4) Q1-2.小中高校の別 × Q6.一時保護所で「できたこと」

小中高校別に一時保護所で「できたこと」をみると、以下のとおりであった。

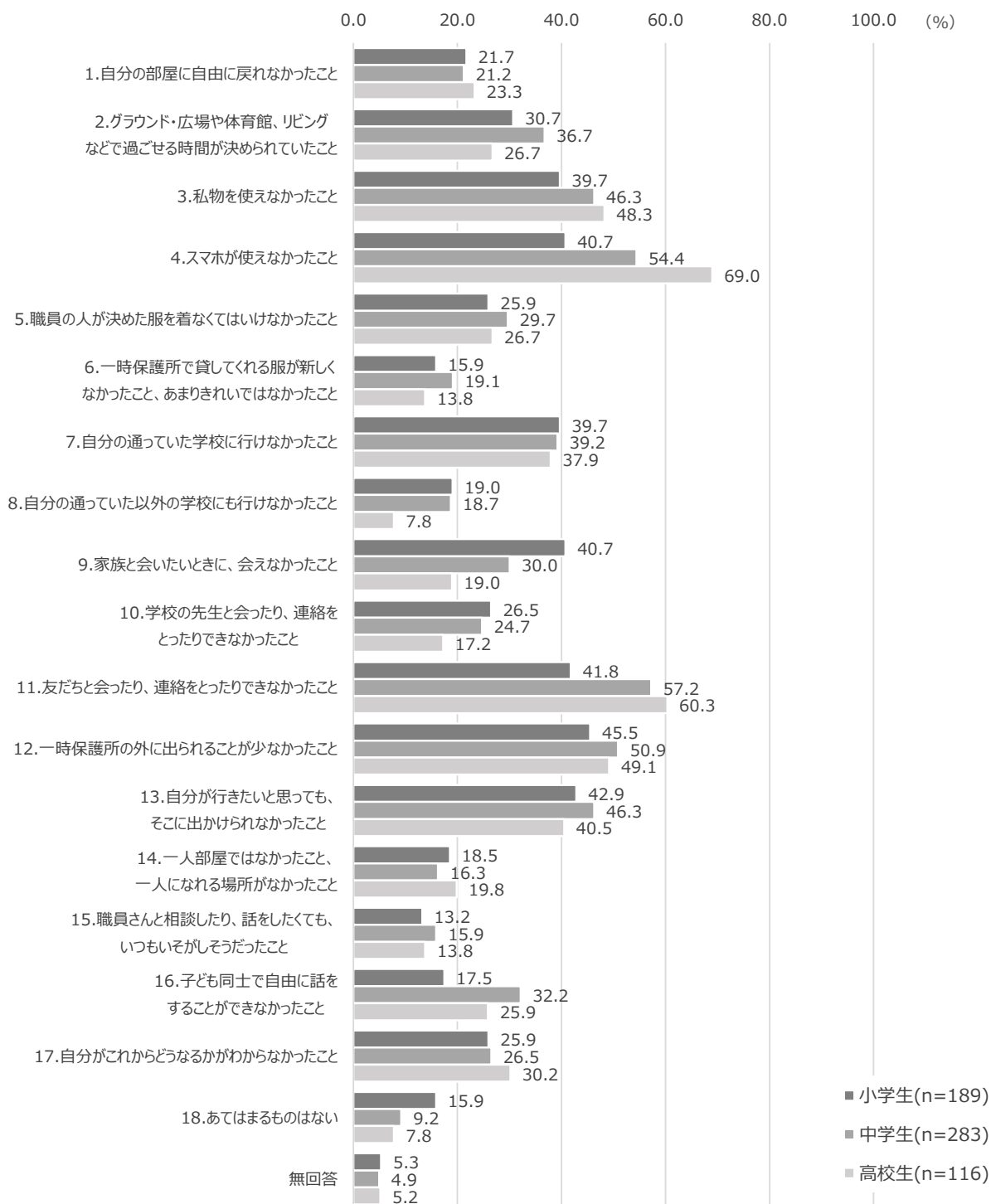
図表 2-23 小中高校別にみた一時保護所で「できたこと」



(5) Q1-2.小中高校の別 × Q7-1.一時保護所で「嫌だった」こと

小中高校別に一時保護所で「嫌だった」ことをみると、以下のとおりであった。

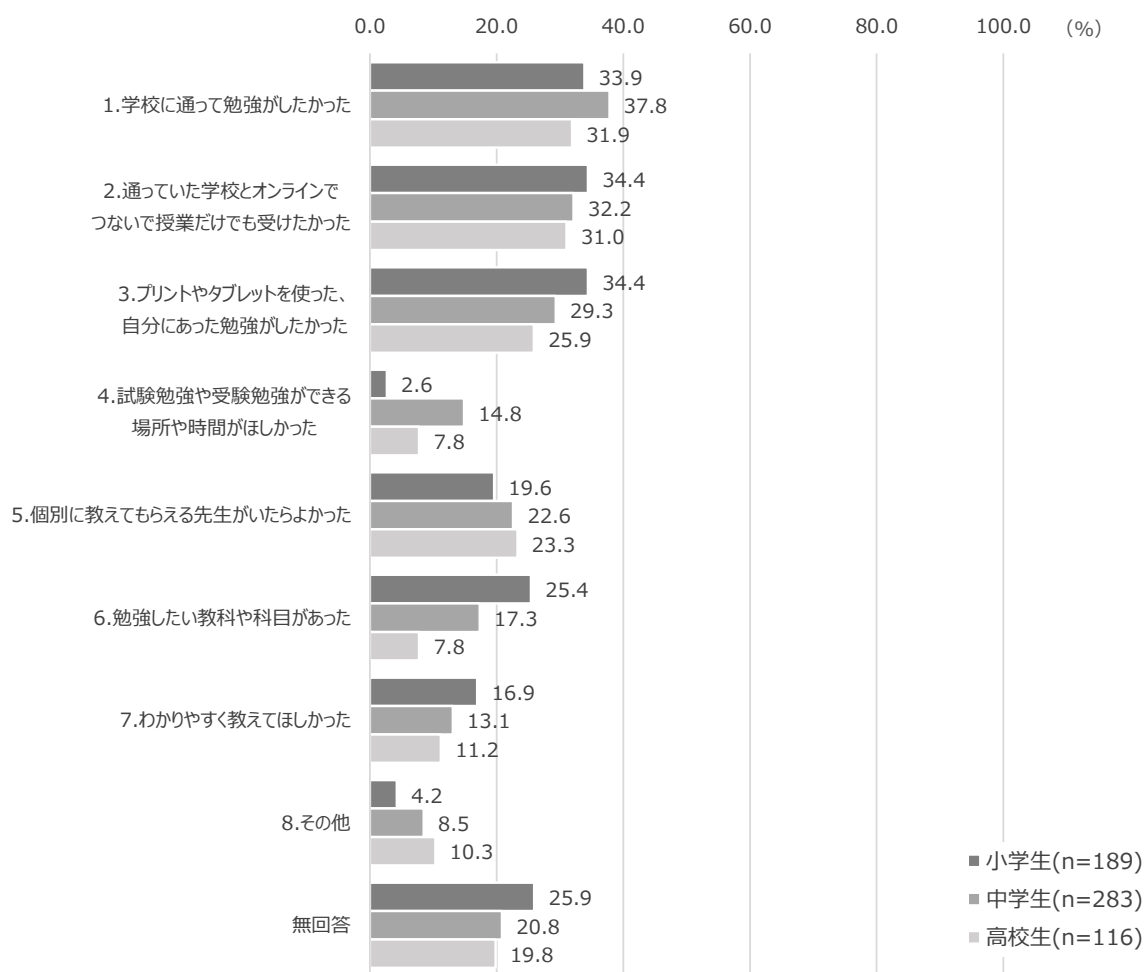
図表 2-24 小中高校別にみた一時保護所で「嫌だった」こと



(6) Q1-2.小中高校の別 × Q8.一時保護所でしたかった勉強

小中高校別に一時保護所でしたかった勉強をみると、以下のとおりであった。

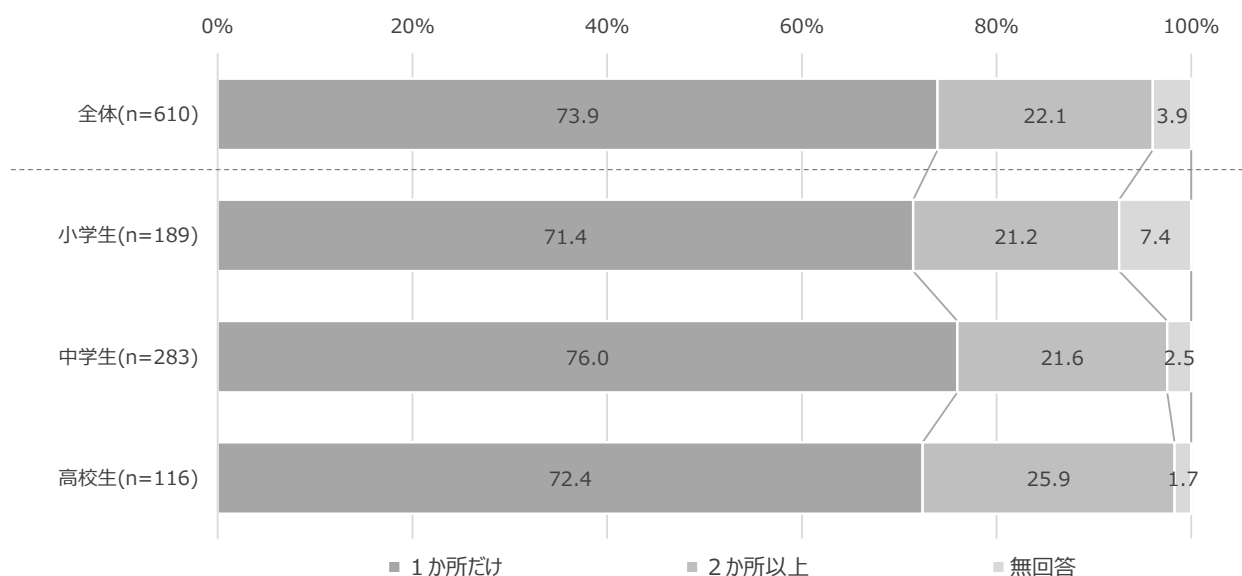
図表 2-25 小中高校別にみた一時保護所でしたかった勉強



(7) Q1-2.小中高校の別 × Q9.過ごした一時保護所の数

小中高校別に過ごした一時保護所の数をみると、以下のとおりであった。

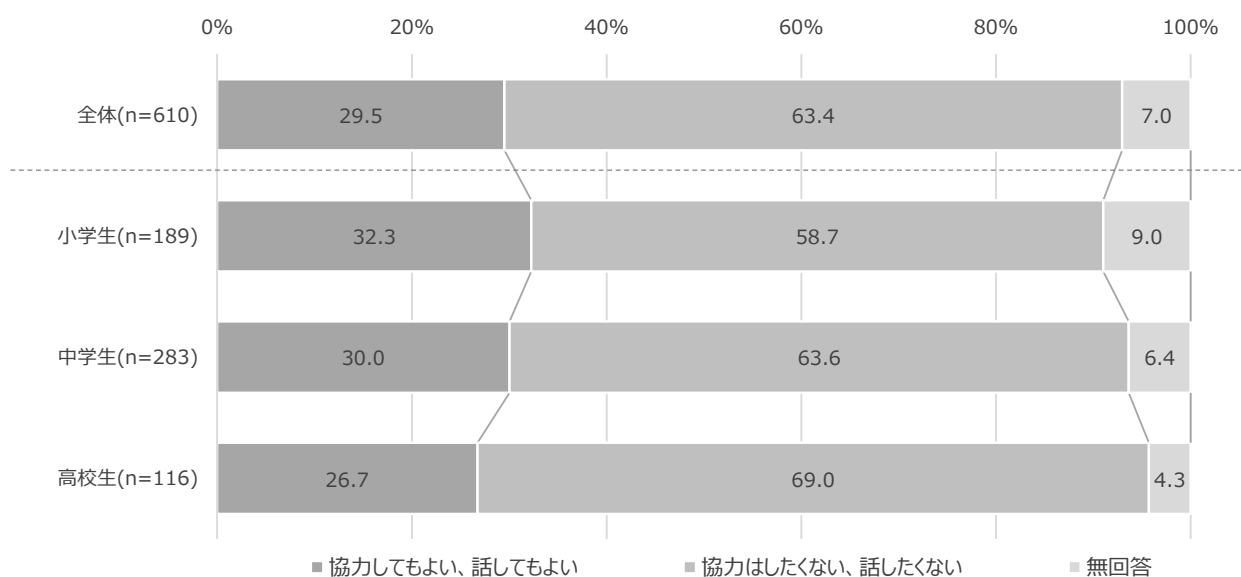
図表 2-26 小中高校別にみた過ごした一時保護所の数



(8) Q1-2.小中高校の別 × Q11.インタビュー協力可否

小中高校別にインタビュー協力可否をみると、以下のとおりであった。

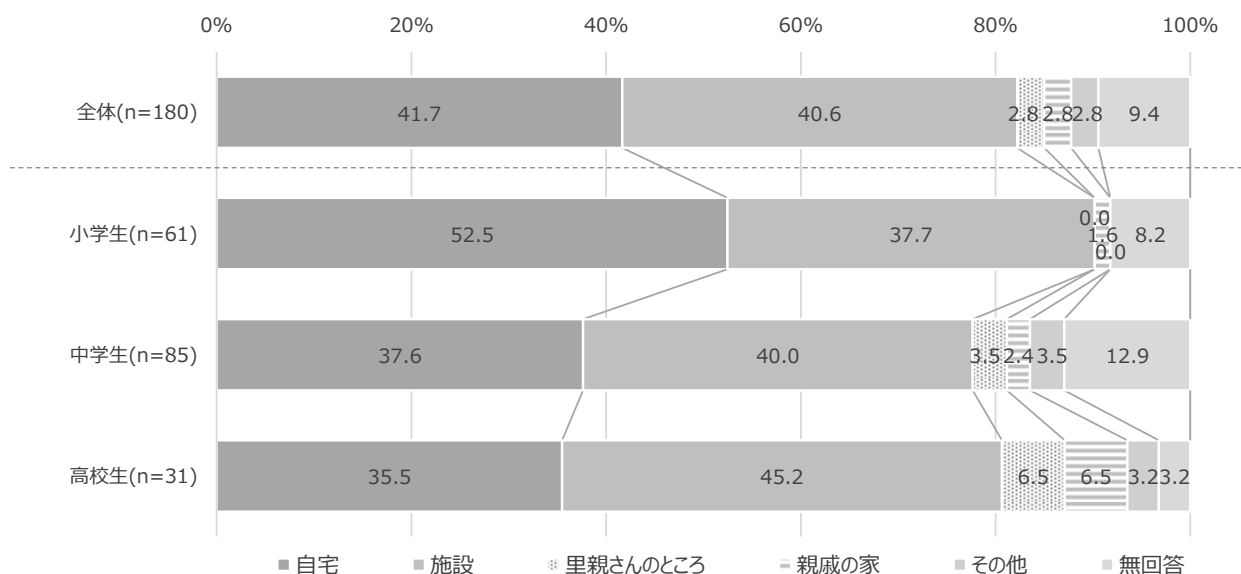
図表 2-27 小中高校別にみたインタビュー協力可否



(9) Q1-2.小中高校の別 × Q12.住んでいるところ

小中高校別に住んでいるところをみると、以下のとおりであった。

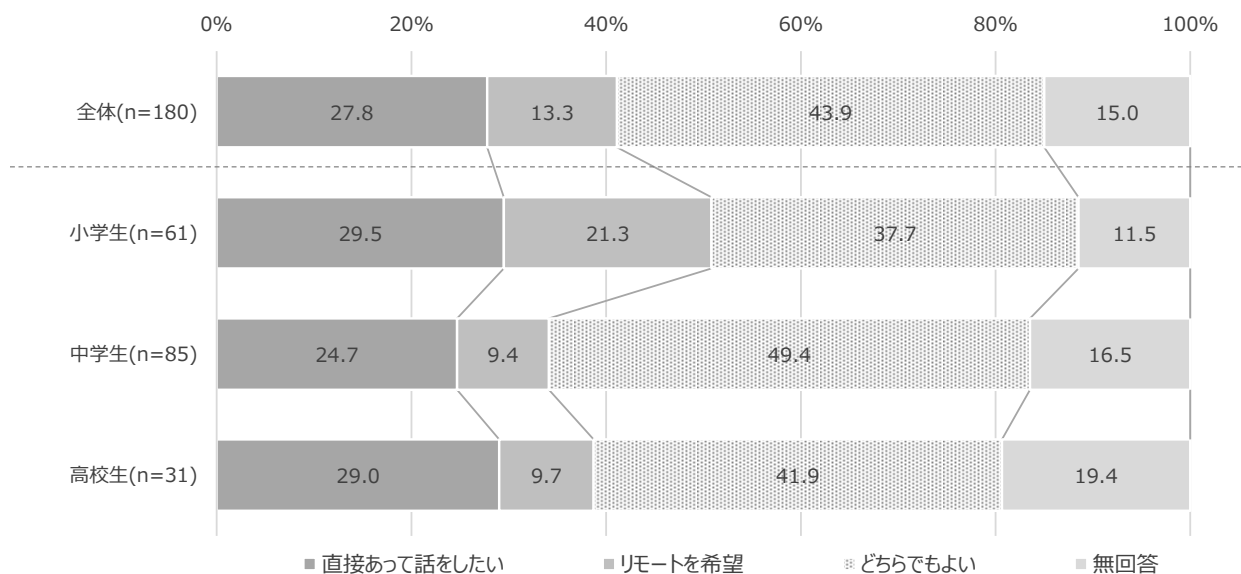
図表 2-28 小中高校別にみた住んでいるところ



(10) Q1-2.小中高校の別 × Q12.希望のインタビュー方法

小中高校別に希望のインタビュー方法をみると、以下のとおりであった。

図表 2-29 小中高校別にみた希望のインタビュー方法



III. インタビュー調査結果

■Aさん

- ・ 一時保護所にいた時の年齢：14 歳
- ・ 一時保護所にいた期間：1 ヶ月以内

【主な意見】

- ・ 通っていた学校は勉強の進むスピードが速かったので通学したかった。スマホに勉強用のアプリ等もはいていたため、一時保護所の中でもせめてそれを使って勉強したかった。一時保護所では思うように勉強できなかった。
- ・ 特に説明もなく、持ち物を全部預けなくてはいけなかったのが嫌だった。安心して生活するために必要なものは自分で持っておきたかった。
- ・ 最初の数日間ずっと部屋にいたが、やることもなく、寝ているしかなかったのがつらかった。
- ・ 部屋がきれいではなく、居心地が悪かった。
- ・ 友だちから LINE で連絡をもらっていたが、入所中に返事ができず、退所後に学校に行ったときにどうしたのと聞かれたが、一時保護所にいたこともいえず、うまく説明できなかった。

■Bさん

- ・ 一時保護所にいた時の年齢：14 歳
- ・ 一時保護所にいた期間：1～2 か月

【主な意見】

- ・ 一時保護所にいる子ども同士で遊んだり、ゲームや漫画もあって楽しかった。
- ・ 職員の人に話しかけるとすぐに時間をつくってくれて、親身になってもらえた。希望を聞いてもらえることもあった。子どもと職員の関係性がかわらないでいてほしいと思った。
- ・ 担当の福祉司さんは何度も会いに来てくれて、家族の話を教えてくれたし、一時保護所を出た後の生活についても希望を聞いてくれた。
- ・ 学校には行けなかったけど、むしろ最低限の勉強だけすればよかったので楽だった。
- ・ もう少し外出できる機会があったらよい。イベントももう少しやってほしい。

第3章 子ども調査② 一時保護児童

I. 実施概要

(1) 一時保護中の子どもへのアンケート調査

■調査対象

全国の一時保護所において、一時保護所が定める調査日（令和4年10月1日以降）に一時保護所に入所している小学4年生以上※の子ども。

※なお、回答に含まれた小学3年生以下46件も集計対象とした。

■調査期間

令和4年10月1日～令和4年12月20日（当社到着分まで）

■調査方法

- ・ 一時保護所をもつ児童相談所146か所（一時保護所149か所）宛てに郵送にて送付。
- ・ 児童相談所職員より保護中の子どもへ配布。
- ・ 子どもが封をした回答を児童相談所または一時保護所にてとりまとめ、郵送にて返送。

■配布・回収状況

- ・ 児童相談所への配布総数：3,447部
- ・ 児童相談所から子どもへの配布数※：1,470部
※配布数の報告なく回答の返送があった一時保護所については回答数を配布数とした。
※配布数の報告および回答の返送がなかった一時保護所（22か所）については把握不能のため数値に含まず。
- ・ 回収数：1,339部（127か所※の一時保護所より回収）
※127か所には「対象期間中の保護児童なしのため配布数0」と報告のあった一時保護所4か所を含む。

(2) 低学年・就学前の子どもの聞き取り調査

■調査対象

前項「(1)一時保護中の子どもへのアンケート調査」への回答が難しい小学校低学年および就学前の子ども。

■調査期間

(1)に同じ。

■調査方法

児童相談所職員にて子どもへの聞き取りを行い、「聞き取り調査結果 記入用紙」にて回答のうえ、(1)と併せて返送。（一部子ども本人が記入した回答あり。）

■配布・回収状況

- ・ 児童相談所への配布総数：149部
- ・ 回収数：164部（65か所の一時保護所より回収）

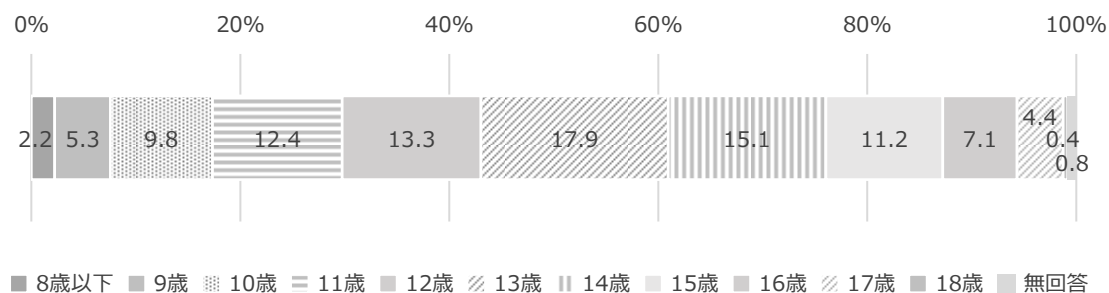
II. アンケート調査結果

1. 調査結果【単純集計】

(1) Q1-1.年齢

年齢について聞いたところ、「13歳」が17.9%（240件）と最も多く、次いで「14歳」が15.1%（202件）、「12歳」が13.3%（178件）であった。

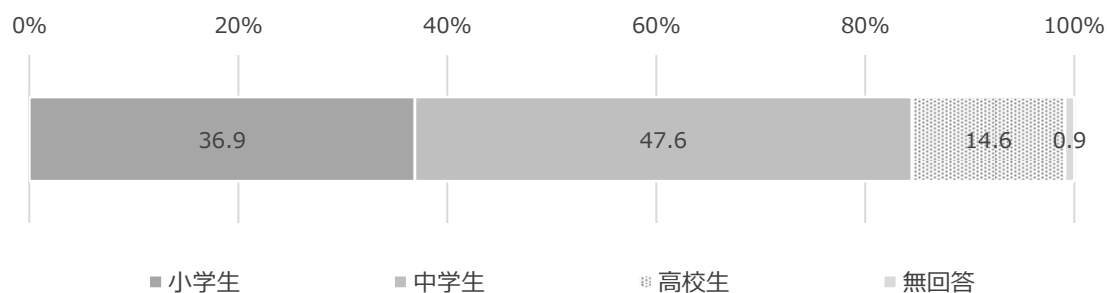
図表3-1 年齢（n=1,339：単一回答）



(2) Q1-2. 小中高校の別

小中高校の別について聞いたところ、「小学生」が36.9%（494件）、「中学生」が47.6%（637件）「高校生」が14.6%（196件）であった。

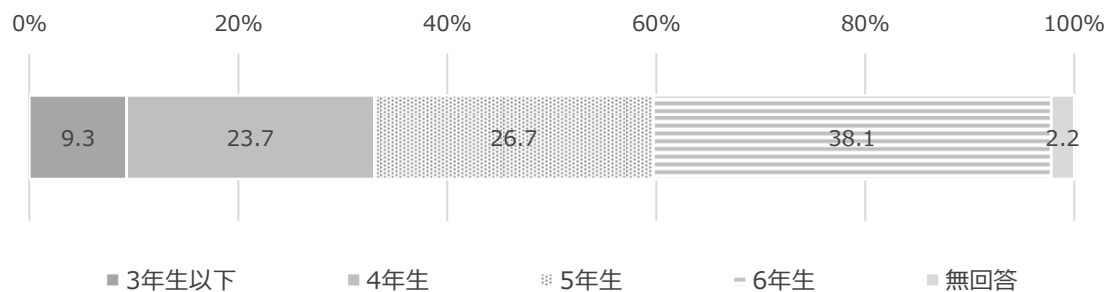
図表3-2 小中高校の別（n=1,339：単一回答）



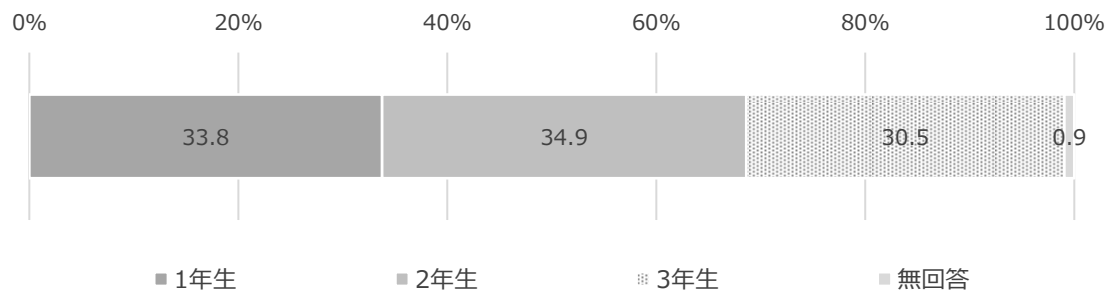
(3) Q1-2.学年

学年は、小学生、中学生、高校生それぞれ以下のとおりであった。

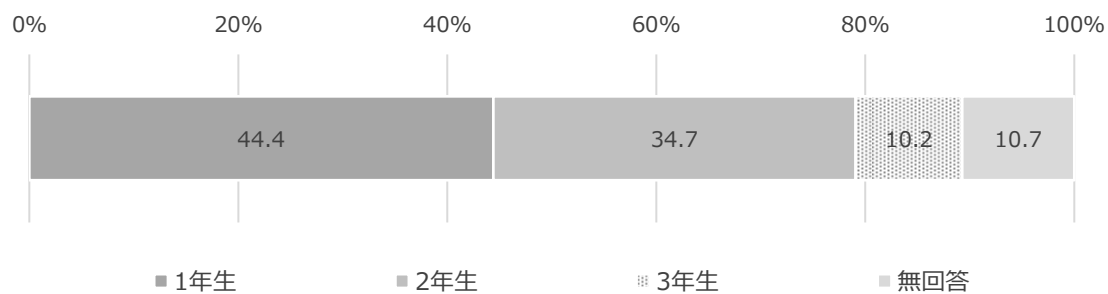
図表 3-3 小学生の学年 (n=494：単一回答)



図表 3-4 中学生の学年 (n=637：単一回答)



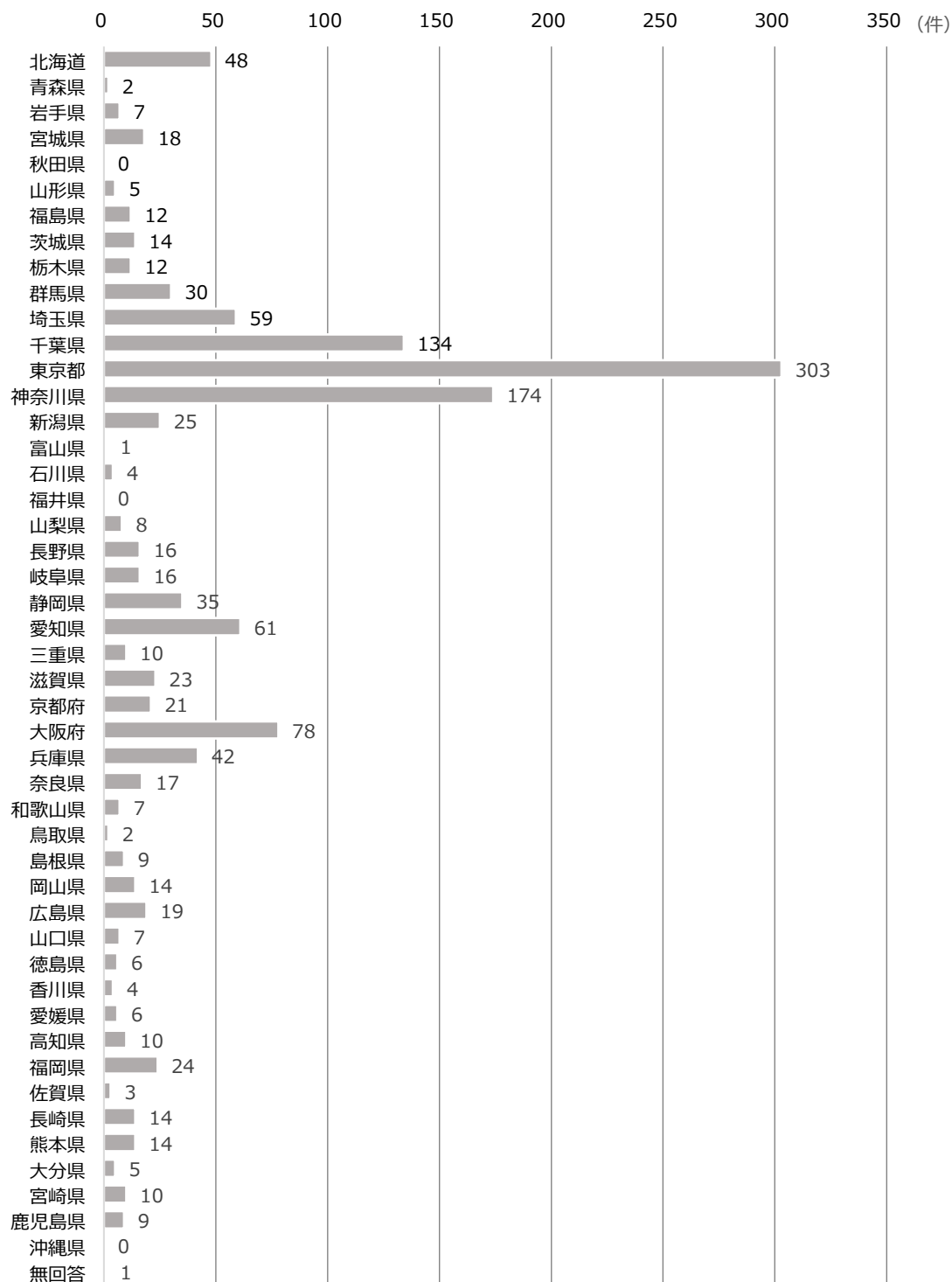
図表 3-5 高校生の学年 (n=196：単一回答)



(4) Q2.住まいの都道府県

住まいの都道府県について聞いたところ、「東京都」が22.6%（303件）と最も多く、次いで「神奈川県」が13.0%（174件）、「千葉県」が10.0%（134件）と続いている。

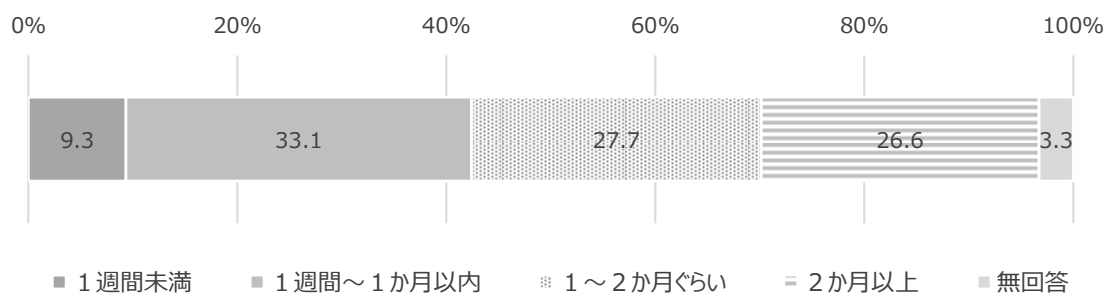
図表3-6 住まいの都道府県（n=1,339：単一回答）



(5) Q3.一時保護所にいる期間

一時保護所にいる期間について聞いたところ、「1週間～1か月以内」が33.1%（443件）と最も多く、次いで「1～2か月ぐらい」が27.7%（371件）、「2か月以上」が26.6%（356件）であった。

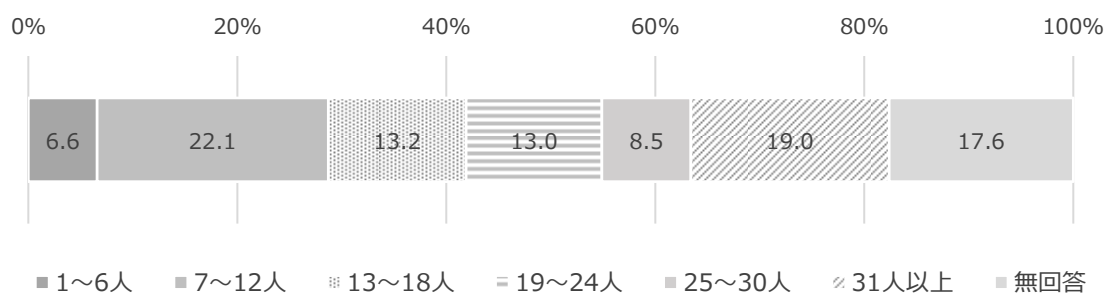
図表 3-7 一時保護所にいる期間（n=1,339：単一回答）



(6) Q4.一時保護所にいる子どもの人数

一時保護所にいる子どもの人数について聞いたところ、「7～12人」の回答が22.1%（296件）と最も多く、次いで「31人以上」が19.0%（254件）、「13～18人」が13.2%（177件）であった。

図表 3-8 一時保護所にいる子どもの人数（n=1,339：数値回答を6人単位に分類）

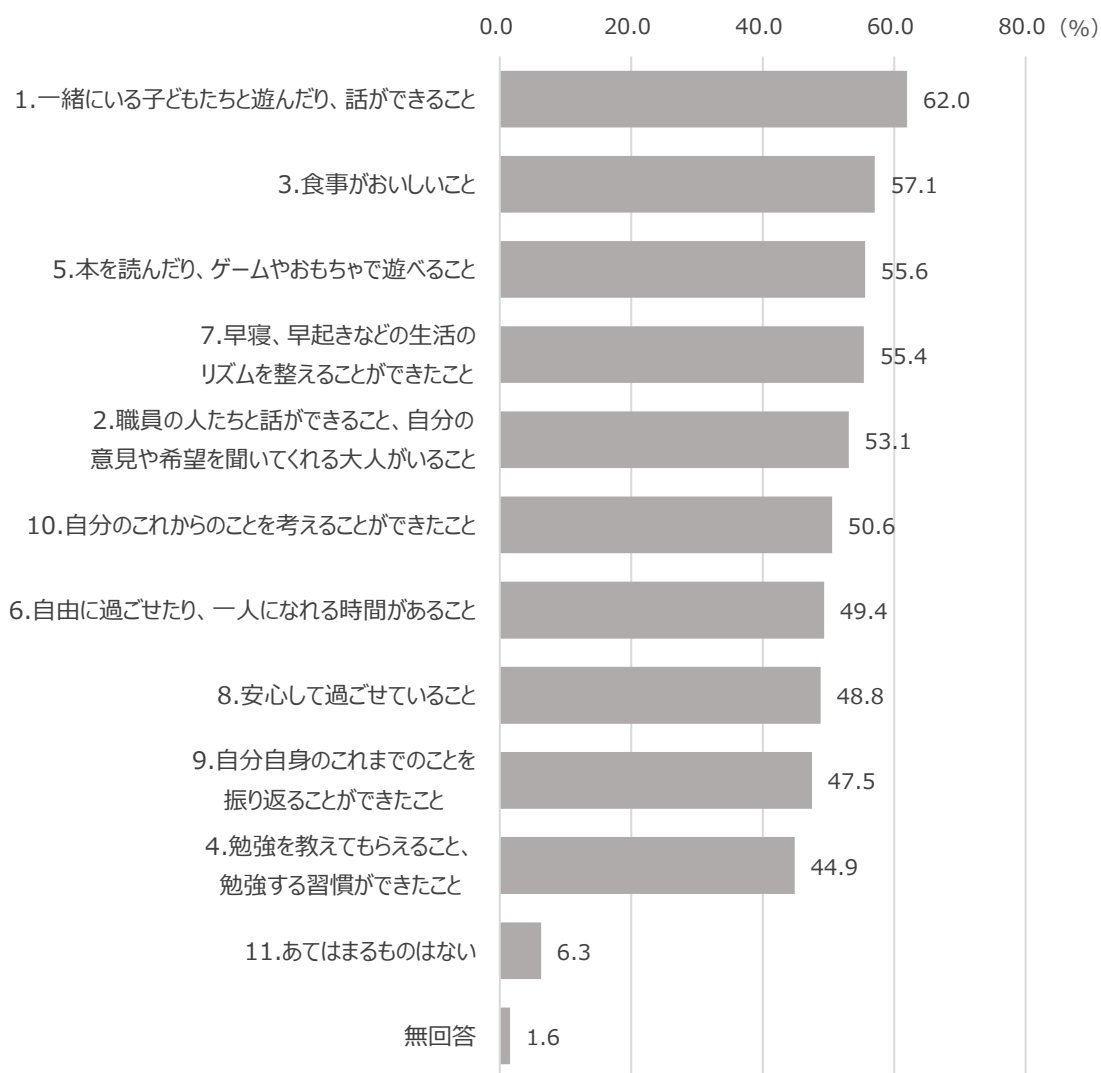


※「自分の他に何人ぐらいの子どもがいたか」を尋ねる設問のため、回答の数値プラス1で分類。
 (例：0～5の回答を「1～6人」、6～11の回答を「7～12人」)

(7) Q5-1.一時保護所で「よかった」と思うこと

一時保護所で「よかった」と思うことについて聞いたところ、「1.一緒にいる子どもたちと遊んだり、話ができること」が 62.0%（830 件）と最も多く、次いで「3.食事がおいしいこと」が 57.1%（764 件）、「5.本を読んだり、ゲームやおもちゃで遊べること」が 55.6%（744 件）であった。

図表 3-9 一時保護所で「よかった」と思うこと（n=1,339：複数回答）



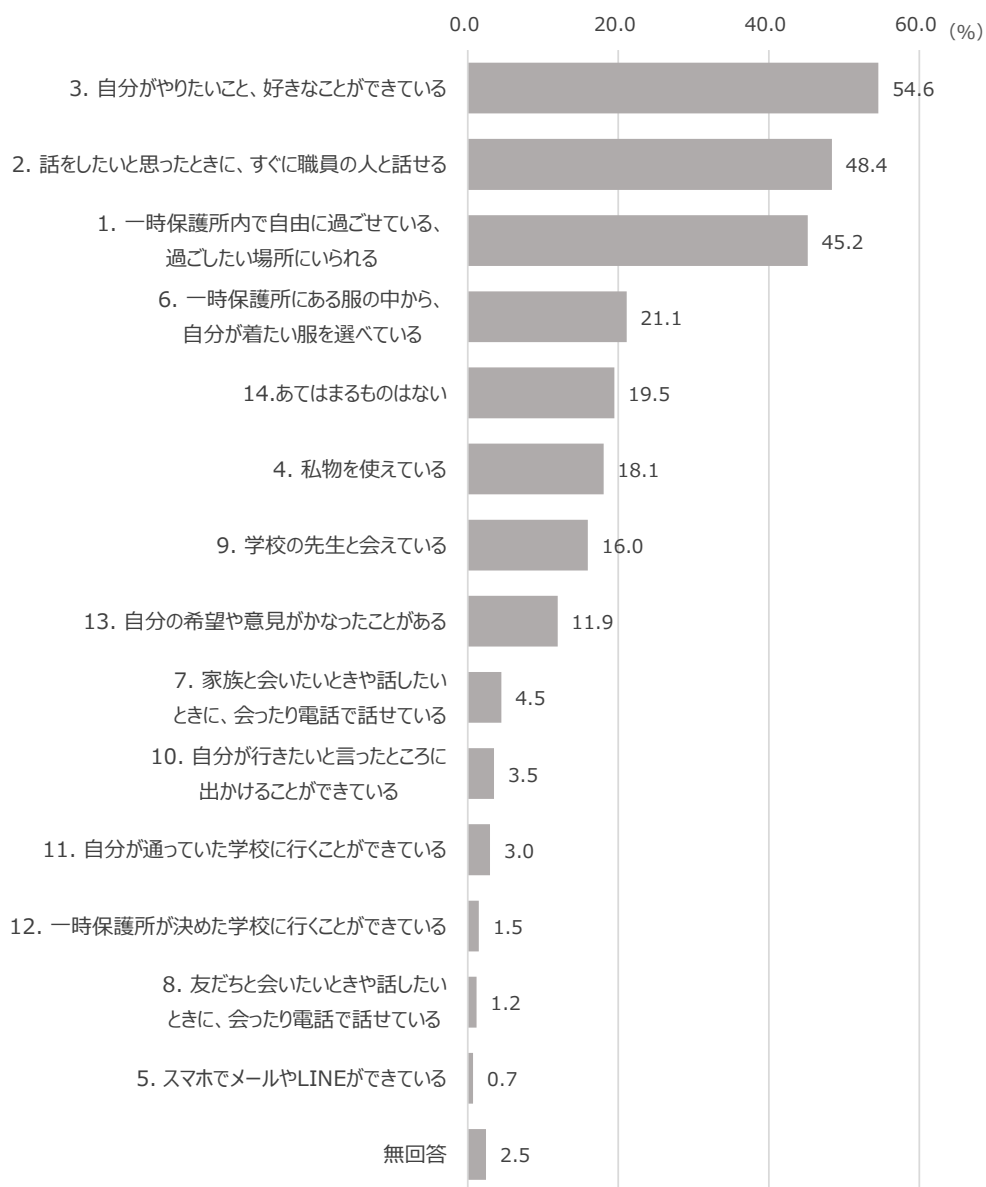
(8) Q5-2.ほかに「よかった」と思ったこと

Q5-1 で答えたこと以外に一時保護所の生活で「よかった」と思うことについて聞いたところ、退所児童からの回答と同様に多くが Q5-1 の選択肢にあるものであったが、「新しいことを学べた」「行事が楽しかった」「身体を休めることができた」「運動ができて体力が付いた」や、「家族と離れることができた」「家族と会えた」「ここに来て本当に大切なものが何かを知ることができた」等の回答があった。

(9) Q6.一時保護所で「できていること」

一時保護所で「できていること」について聞いたところ、「3. 自分がやりたいこと、好きなことができている」が54.6%（731件）と最も多く、次いで「2. 話をしたいと思ったときに、すぐに職員の人と話せる」が48.4%（648件）、「1. 一時保護所内で自由に過ごせている、過ごしたい場所にいられる」が45.2%（605件）であった。

図表 3-10 一時保護所で「できていること」（n=1,339：複数回答）



(10) Q6_13.希望や意見がかなった具体的内容

Q6で「13.自分の希望や意見がかなったことがある」と回答した人に、その具体的内容について聞いたところ、保護所内の備品に関すること、持ち物・衣服に関すること、保護所内での過ごし方に関すること、外出に関すること、部屋替え・席替えに関すること、面会に関すること等の回答があった。

(11) Q7-1.一時保護所で「嫌だ」と思うこと

一時保護所で「嫌だ」「変えてほしい」と思うことについて聞いたところ、「11. 友だちと会ったり、連絡をとったりできないこと」が63.5%（850件）と最も多く、次いで「4. スマホが使えないこと」が62.2%（833件）、「12. 一時保護所の外に出られることが少ないこと」が56.2%（752件）であった。

図表 3-11 一時保護所で「嫌だ」と思うこと（n=1,339：複数回答）



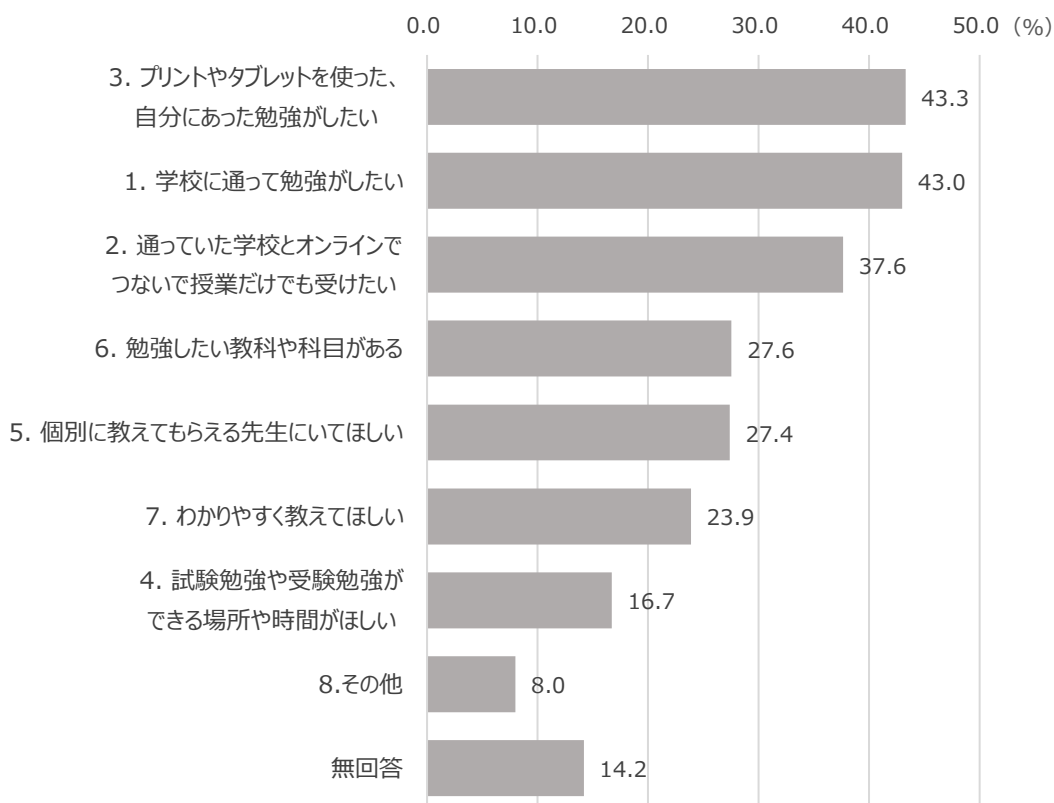
(12) Q7-2.ほかに「嫌だ」と思うこと

Q7-1 で答えたこと以外で「嫌だ」「変えてほしい」と思うことについて聞いたところ、1日のスケジュールに関することとして起床・就寝時間や自由時間の長さ・過ごし方についてや、居場所・居心地に関すること、「私物の持ち込みができない」「スマホやネットの使用制限がある」「ルールが厳しすぎる」「食事がおいしくない・おかわりができない」といった意見、また子ども同士の関係や職員の対応に関する回答等があった。また、「今後の見通しがわからないこと」といった回答もあった。

(13) Q8.一時保護所でしたい勉強

一時保護所でしたい勉強について聞いたところ、「3. プリントやタブレットを使った、自分にあつた勉強がしたい」が43.3% (580件)、「1. 学校に通って勉強がしたい」が43.0% (576件)、「2. 通っていた学校とオンラインでつないで授業だけでも受けたい」が37.6% (504件)であった。

図表 3-12 一時保護所でしたい勉強 (n=1,339：複数回答)

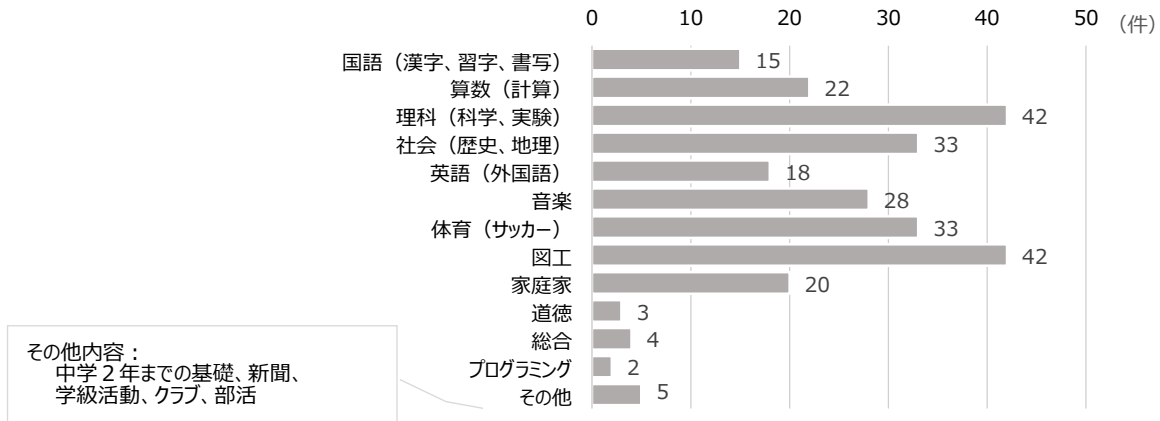


(14) Q8_6.勉強したい教科や科目の具体内容

Q8で「6.勉強したい教科や科目がある」と答えた人に、その具体内容について聞いたところ、以下の回答があった。

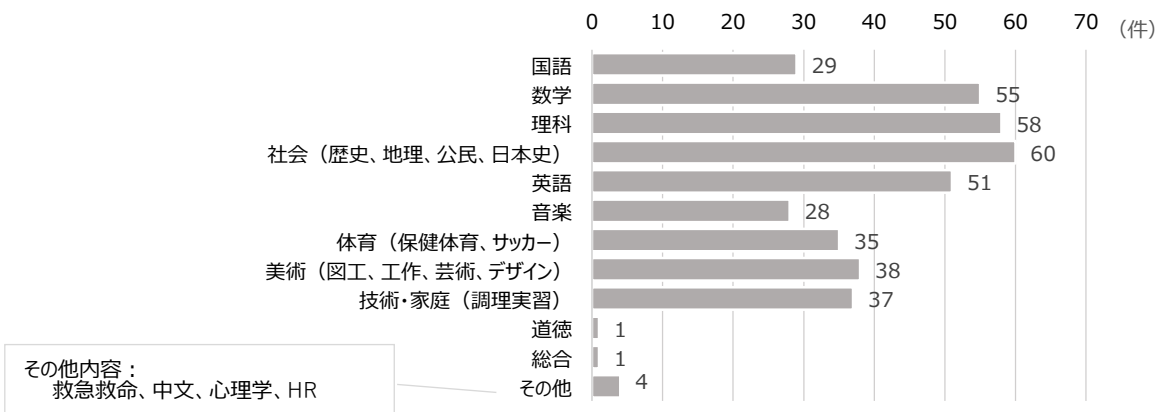
●小学生

図表 3-13 勉強したい教科 (n=157：自由記述を分類)



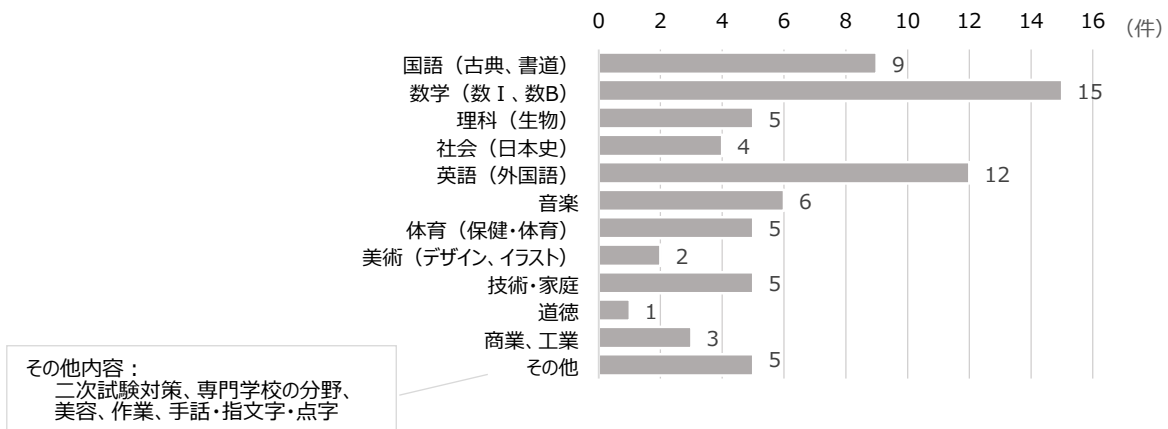
●中学生

図表 3-14 勉強したい教科 (n=170：自由記述を分類)



●高校生

図表 3-15 勉強したい教科 (n=38：自由記述を分類)



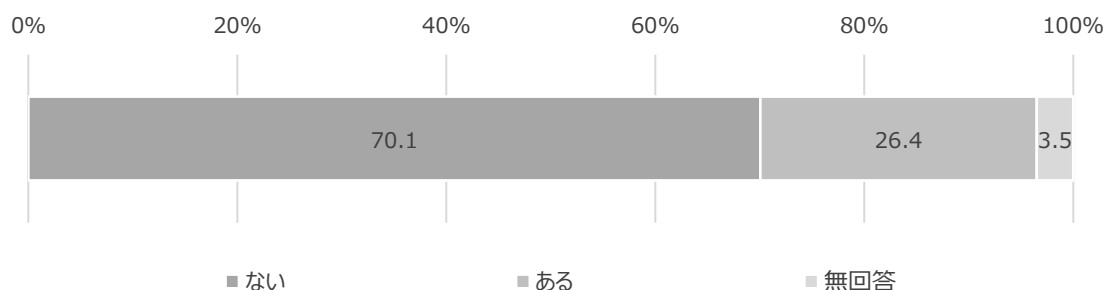
(15) Q8_8.一時保護所でしたい勉強_その他内容

Q8で「8.その他」と回答した人にその内容について聞いたところ、「学校の勉強をしたい」「学校勉強の進み方に合わせてほしい」「学年にあった勉強がしたい」「自分のペースで勉強したい」「タブレットやアプリ、他の教材を使った勉強がしたい」「学校に行きたい」「塾に行きたい」といった回答があった。また、高校生では「資格や免許の勉強がしたい」との回答もあった。

(16) Q9.他の一時保護所の経験

いまの一時保護所以外の一時保護所で生活したことがあるか聞いたところ、「ない」が70.1%（938件）、「ある」が26.4%（354件）であった。

図表3-16 他の一時保護所の経験（n=1,339：単一回答）



(17) Q10.一時保護所によって違うところ

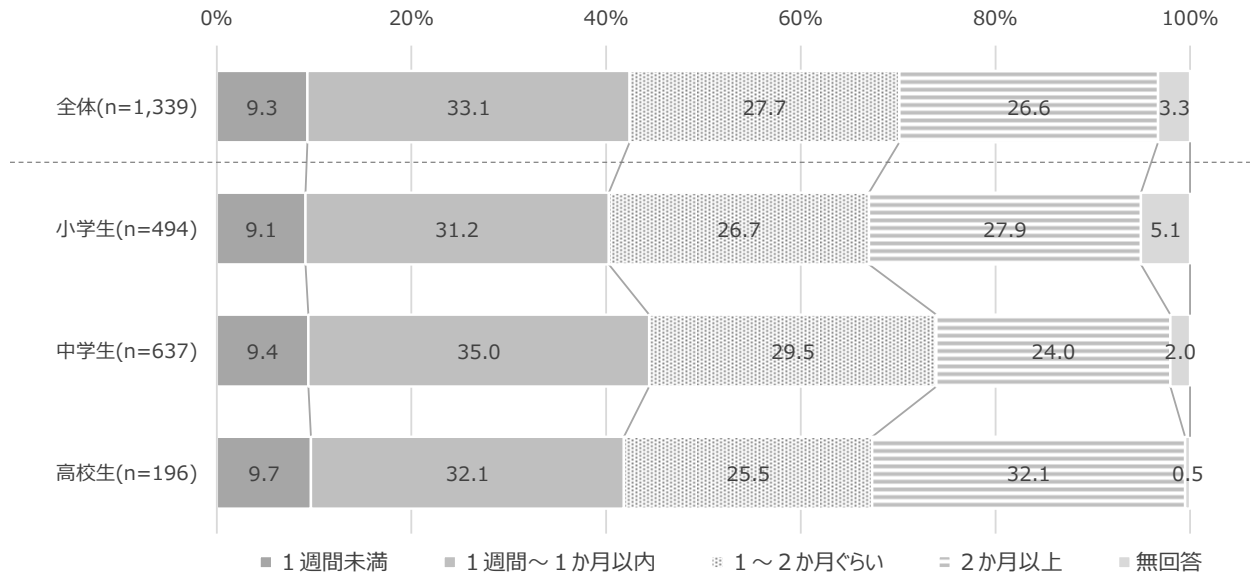
Q9でほかの一時保護所で生活したことが「ある」と回答した人に、一時保護所によって違うところについて聞いたところ、一時保護所内での生活の自由度に関すること、1日のスケジュールや生活・外出・行事等のプログラムに関すること、男女別や年齢別等の生活単位に関すること、私物の持ち込みやスマホ・ネットの利用可否に関すること、一時保護所内にある備品の充実度や一時保護所内の居心地、食事・おやつに関すること、お小遣いの有無や名前の呼び方、意見を聞いてもらえるか等の回答があった。また、「ありすぎてわからない」「どこもそう違いはない」といった回答もあった。

2. 調査結果【クロス集計：小中高校別】

(1) Q1-2. 小中高校の別 × Q3.一時保護所にいる期間

小中高校別に一時保護所にいる期間をみると、以下のとおりであった。

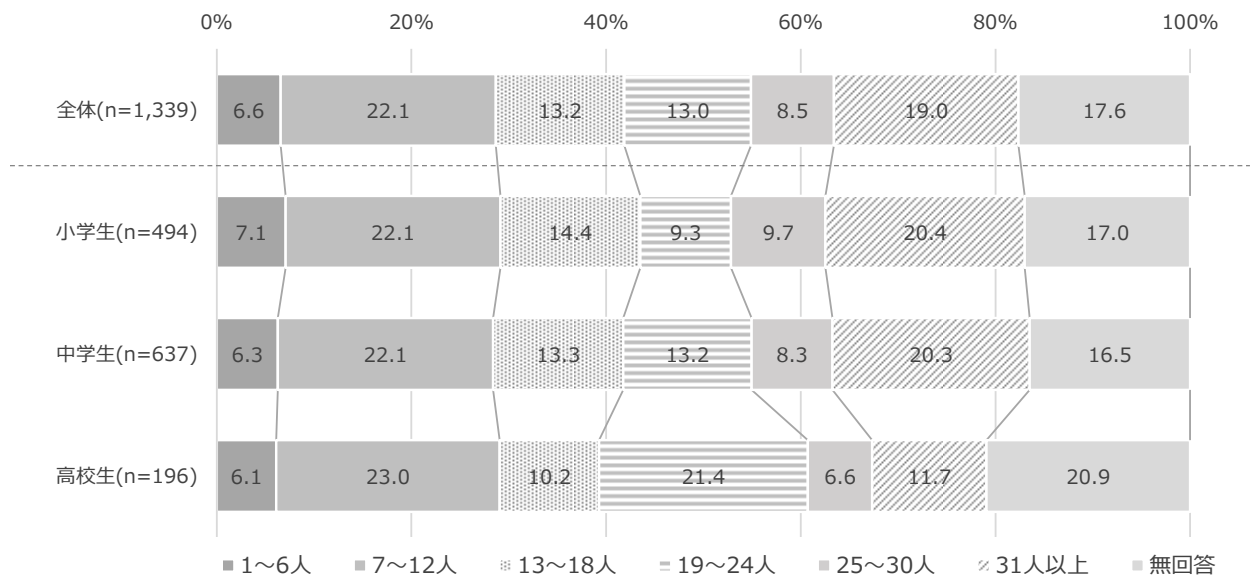
図表 3-17 小中高校別にみた一時保護所にいる期間



(2) Q1-2. 小中高校の別 × Q4.一時保護所にいる子どもの人数

小中高校別に一時保護所にいる子どもの人数をみると、以下のとおりであった。

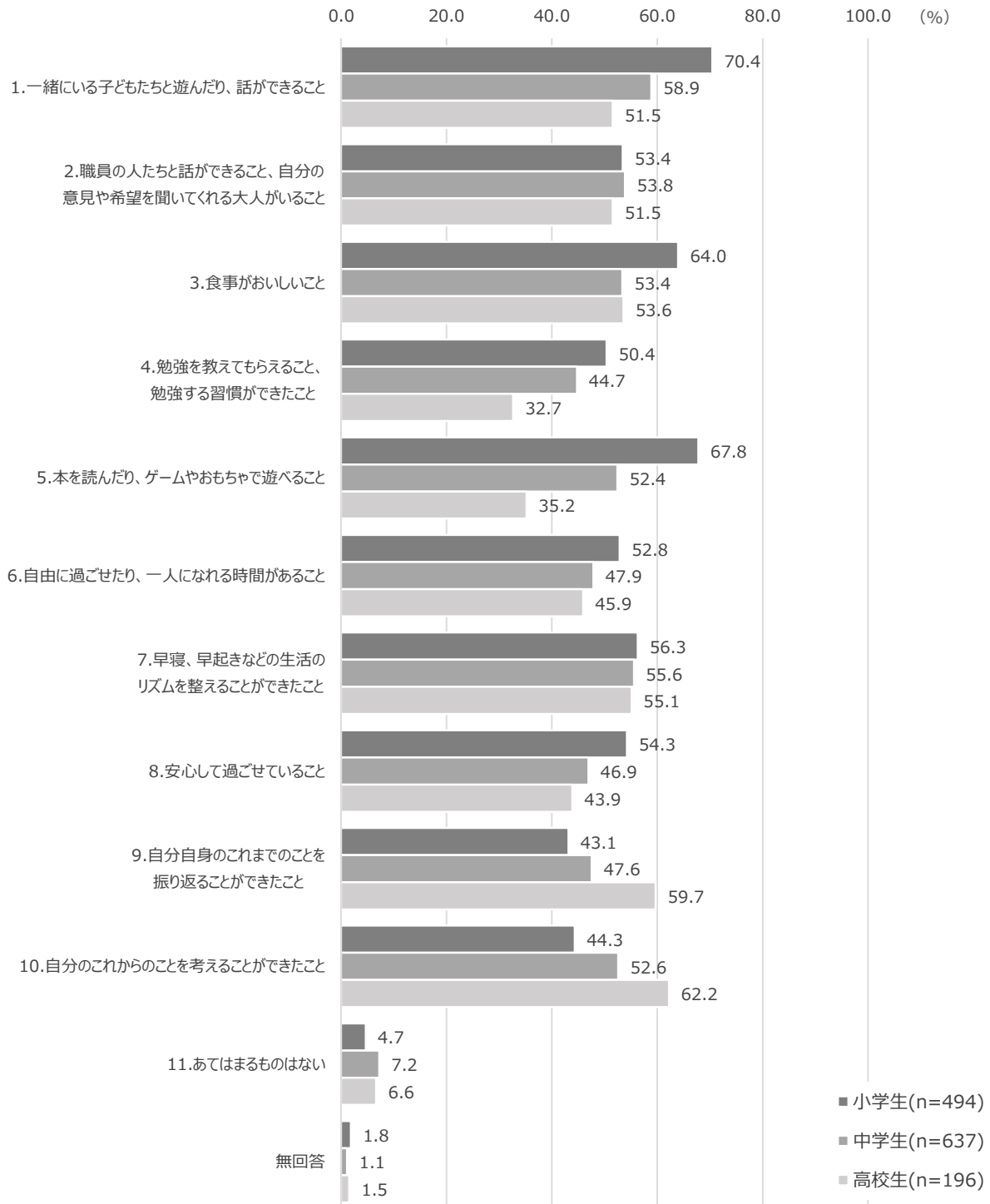
図表 3-18 小中高校別にみた一時保護所にいる子どもの人数



(3) Q1-2. 小中高校の別 × Q5-1.一時保護所で「よかった」と思うこと

小中高校別に一時保護所で「よかった」と思うことをみると、以下のとおりであった。

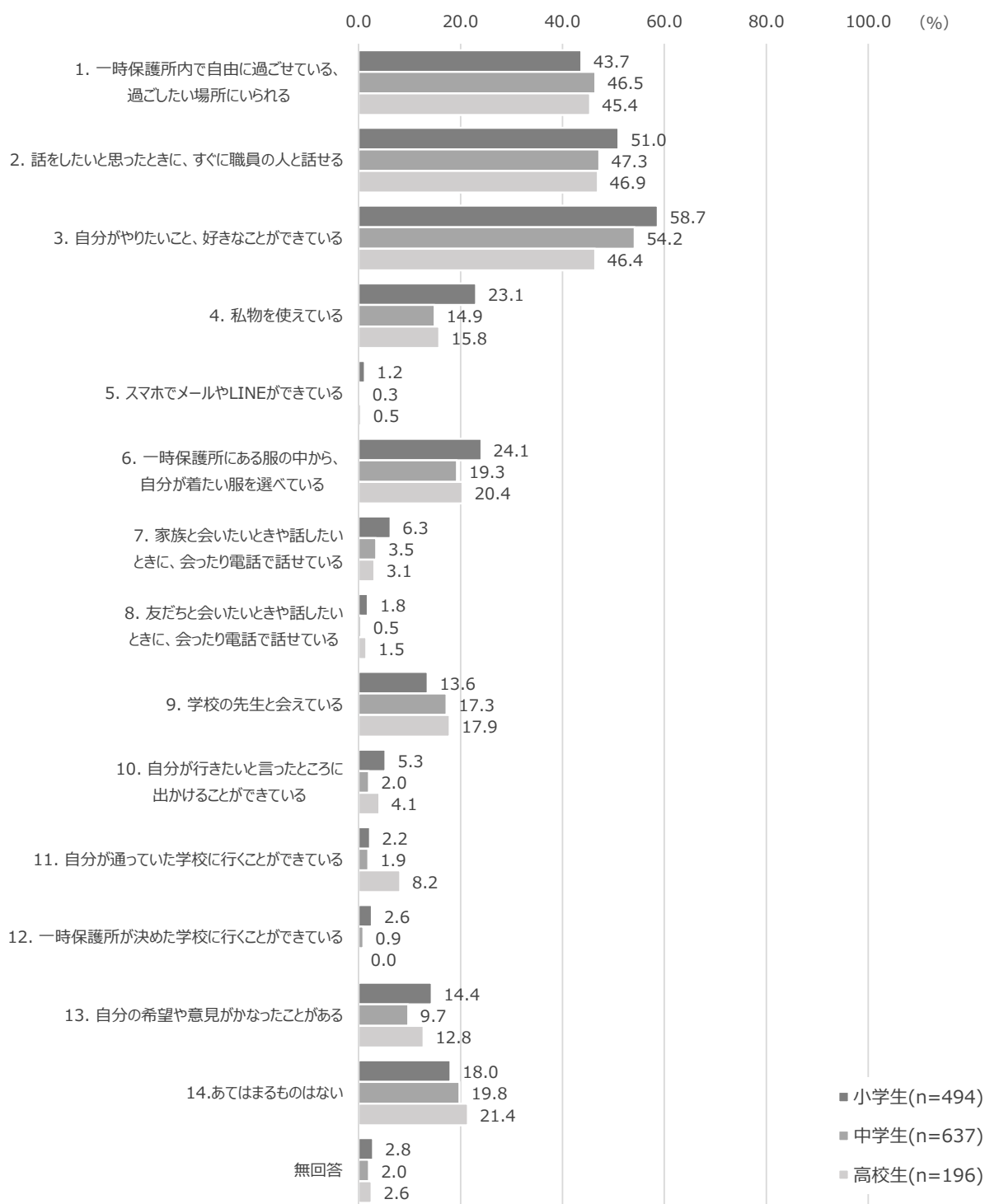
図表 3-19 小中高校別にみた一時保護所で「よかった」と思うこと



(4) Q1-2. 小中高校の別 × Q6.一時保護所で「できていること」

小中高校別に一時保護所で「できていること」をみると、以下のとおりであった。

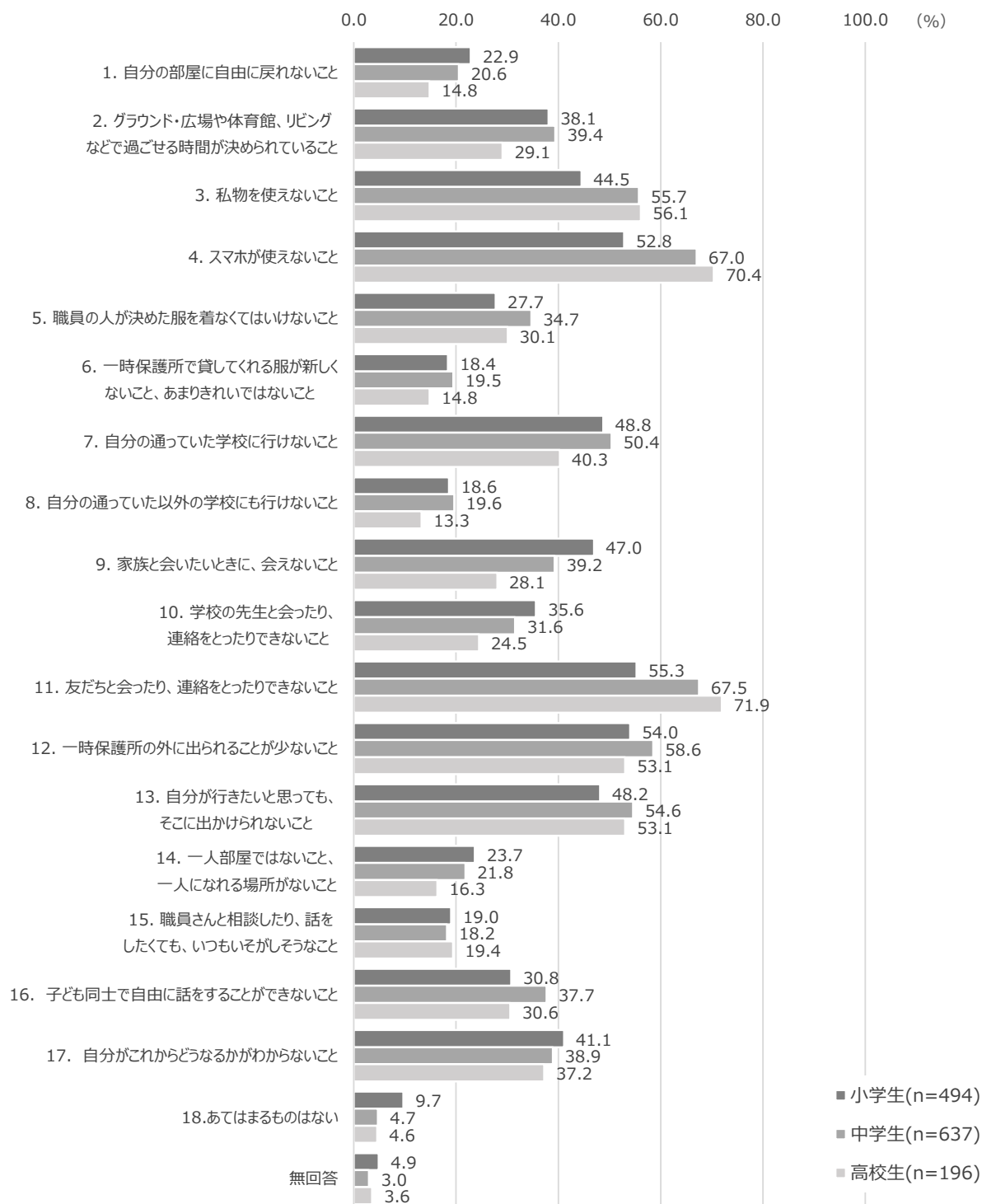
図表 3-20 小中高校別にみた一時保護所で「できていること」



(5) Q1-2. 小中高校の別 × Q7-1.一時保護所で「嫌だ」と思うこと

小中高校別に一時保護所で「嫌だ」と思うことをみると、以下のとおりであった。

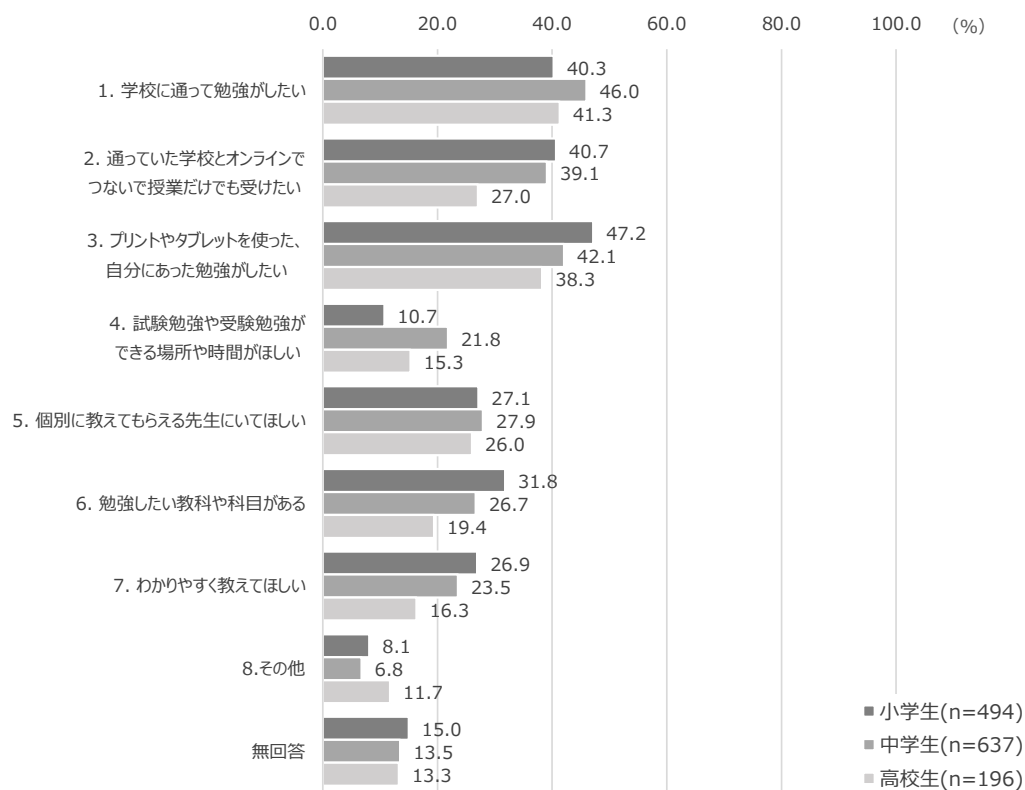
図表 3-21 小中高校別にみた一時保護所で「嫌だ」と思うこと



(6) Q1-2. 小中高校の別 × Q8.一時保護所でしたい勉強

小中高校別に一時保護所でしたい勉強をみると、以下のとおりであった。

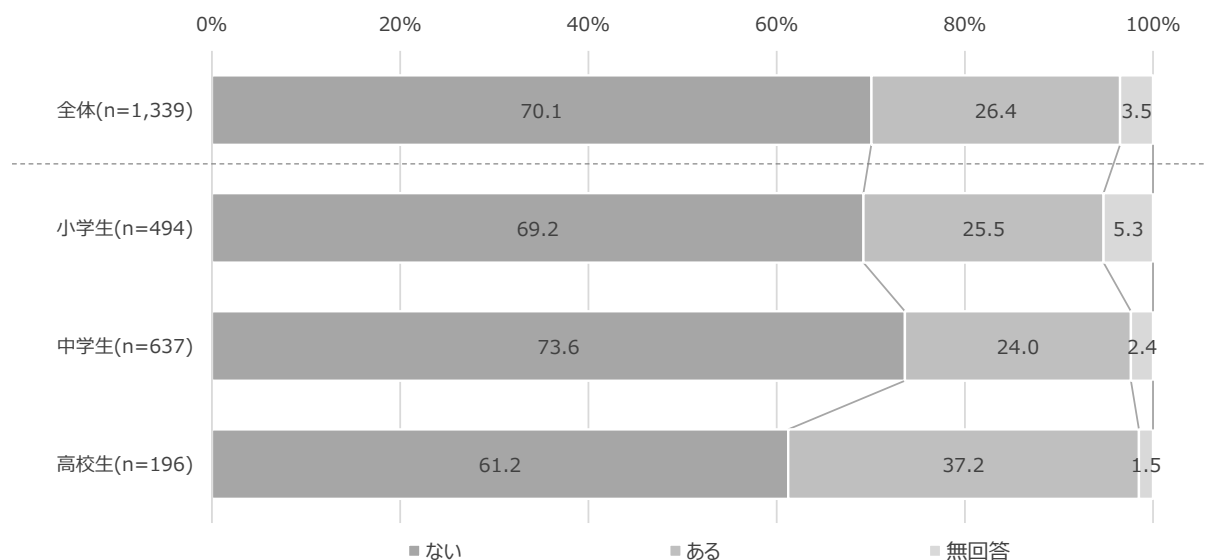
図表 3-22 小中高校別にみた一時保護所でしたい勉強



(7) Q1-2. 小中高校の別 × Q9.他の一時保護所の経験

小中高校別に他の一時保護所の経験をみると、以下のとおりであった。

図表 3-23 小中高校別にみた他の一時保護所の経験



III. 低学年・就学前の子どもの聞き取り調査

(1) 一時保護所で「よかった」と思うこと

一時保護所の生活で「よかった」「楽しい」と思うことについて聞き取りした結果、「他の子どもと遊べて楽しい」「みんなとゲームができる」「職員の人やさしい」「ごはんがおいしい」「勉強ができた」「いろんな遊びができた」「お出かけできた」「行事があった」「できなかったことができるようになった」等の回答があった。

(2) 一時保護所で「嫌だ」と思うこと

一時保護所の生活で「嫌だ」「変えてほしい」「もっとこうしたい」「もっとこういうことがしたい」と思うことについて聞き取りした結果、「他の子どもとケンカになる・邪魔される」「職員の人に怒られる」「(職員・担当福祉司の人と)もっと話をしたかった」「部屋を変えてほしい」「部屋が狭い」「一人になれない」「もっとおもちゃやゲームがほしい」「嫌いなたべものがいっぱい」「好きなものが食べられない」「勉強の時間が長い」「もっと外に出たい」「家族に会いたい・早く家に帰りたい」等の回答があった。

第4章 一時保護所調査

I. 実施概要

■調査対象

全国の一時保護所

■調査期間

令和4年12月9日～令和5年1月18日

■調査方法

- ・ 郵送にて配布（希望者には Excel 版の調査票をメールで送付）
- ・ 郵送またはメールにて回収

◆配布・回収状況

- ・ 配布 150 件
- ・ 回収 117 件
- ・ 回収率 78%

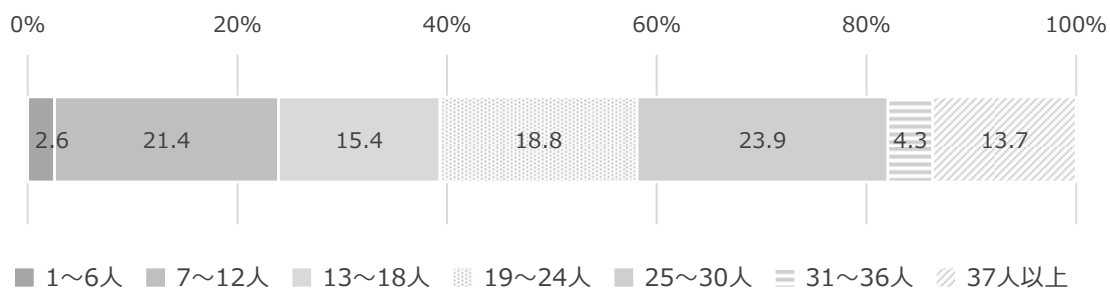
II. アンケート調査結果

1. 調査結果【単純集計】

(1) Q1.定員

令和4年度の一時保護所の定員について聞いたところ、「25～30人」の回答が23.9%（28件）と最も多く、「7～12人」が21.4%（25件）、「19～24人」が18.8%（22件）であった。

図表4-1 定員合計（n=117, 数値回答をカテゴライズ）

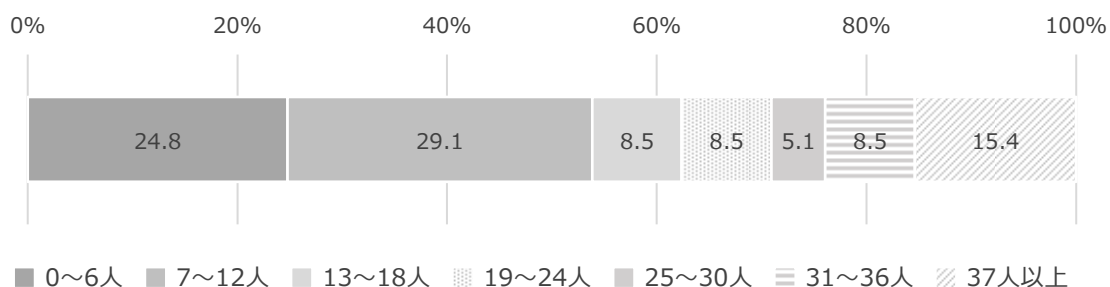


(人)	最大値	最小値	平均値
合計	56	4	23.3
男	26	0	11.2
女	30	0	10.8
幼児	24	0	7.3

(2) Q2.入所数

令和4年11月1日時点の入所数について聞いたところ、「7～12人」の回答が29.1%（34件）と最も多く、次いで「0～6人」が24.8%（29件）、「37人以上」が15.4%（18件）であった。12人以下が半数程度を占めている。

図表4-2 入所数合計（n=117, 数値回答をカテゴライズ）

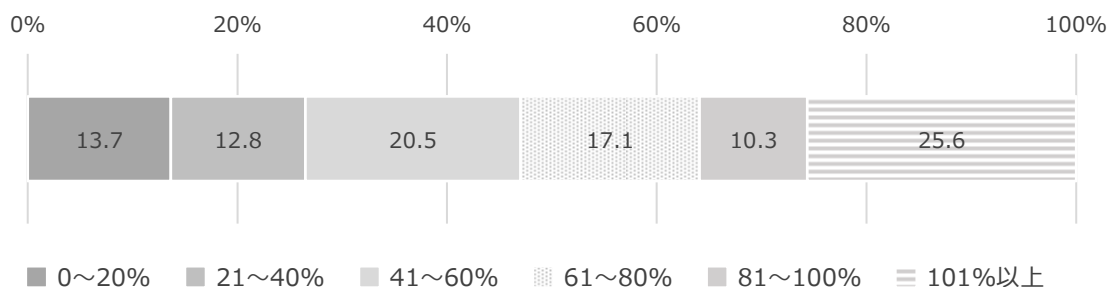


(人)	最大値	最小値	平均値
合計	77	0	18.5
男	38	0	7.6
女	31	0	8.0
幼児	18	0	3.6

(3) 入所率

入所数を定員で除して入所率を計算したところ、101%を超える一時保護所が 25.6%と最も多く、41～60%が 20.5%、61～80%が 17.1%であった。7 割以上は入所率 100%以下である。

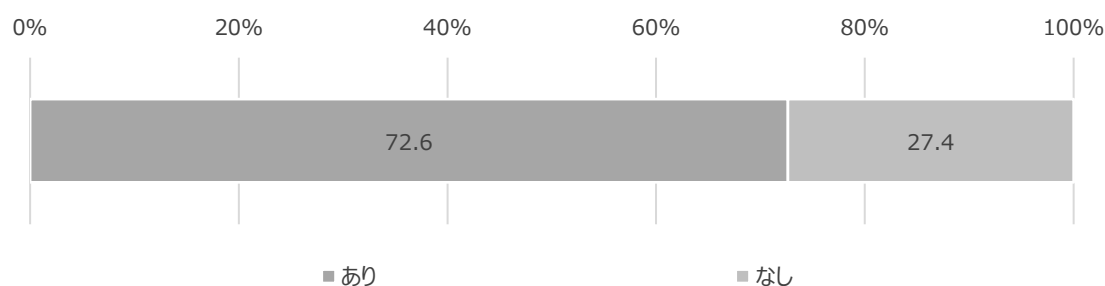
図表 4-3 入所率 (n=117, 数値回答から算出)



(4) Q3.食堂の専用スペース有無

食堂の専用スペースがあるか聞いたところ、「あり」が 72.6% (85 件)、「なし」が 27.4% (32 件)であった。

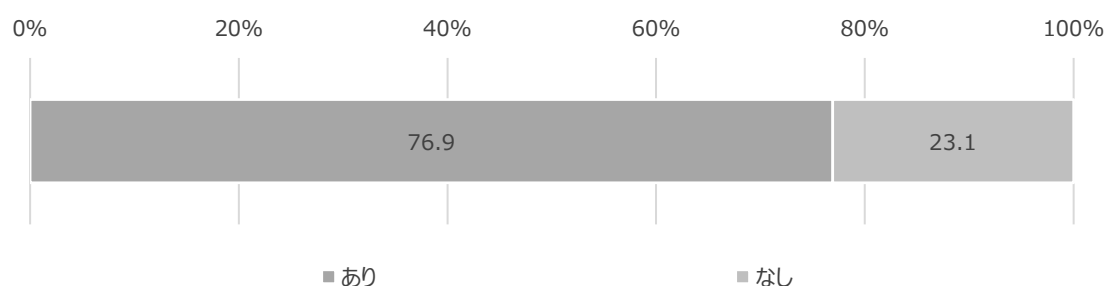
図表 4-4 専用スペース有無_食堂 (n=117, 単一回答)



(5) Q3.学習室の専用スペース有無

学習室の専用スペースがあるか聞いたところ、「あり」が 76.9% (90 件)、「なし」が 23.1% (27 件)であった。

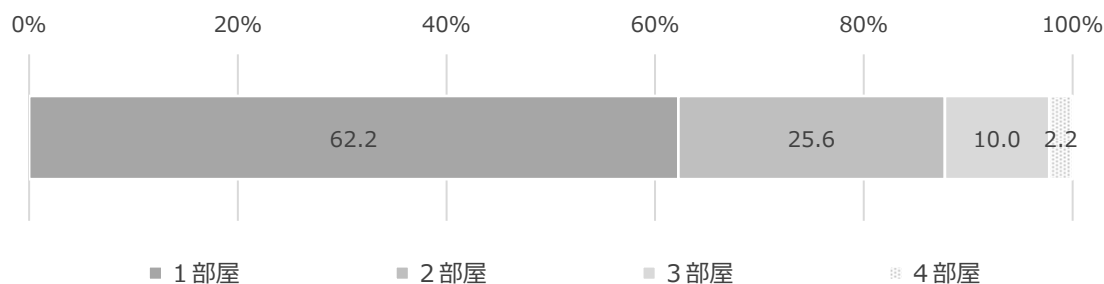
図表 4-5 専用スペース有無_学習室 (n=117, 単一回答)



(6) Q3.学習室部屋数

Q3 で学習室の占有スペースがあると回答した一時保護所に学習室の部屋数について聞いたところ、「1部屋」が62.2% (56件)、「2部屋」が25.6% (23件)、「3部屋」が10.0% (9件)であった。

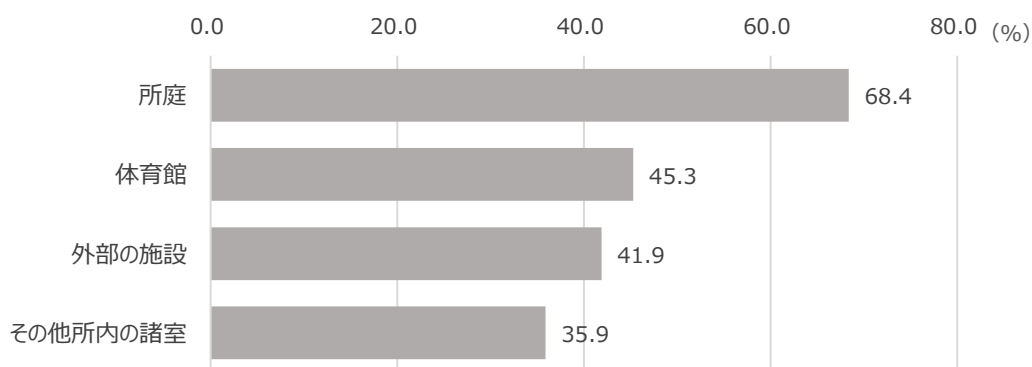
図表 4-6 学習室部屋数 (n=90, 数値回答)



(7) Q4.運動場所

子どもの運動はどこでおこなっているか聞いたところ、「所庭」が68.4% (80件)と最も多く、次いで「体育館」が45.3% (53件)、「外部の施設」が41.9% (49件)であった。所庭または体育館がある一時保護所をみると、84.6%となっている。

図表 4-7 運動場所 (n=117, 複数回答)



【外部の施設の内容】

- 近隣の体育館、公園
- 公共施設のグラウンド
- 市内の子どもセンター
- 市民センター、教育センター、地区センター など

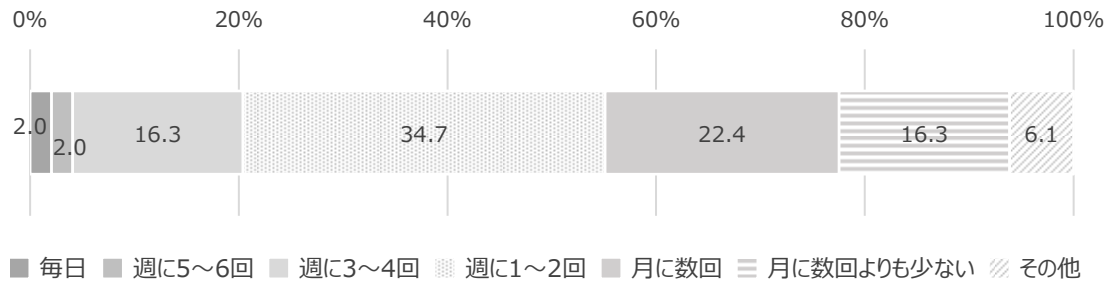
【その他所内の諸室の内容】

- プレイルーム、遊戯室、多目的室、ホール、会議室、
- リビング、学習室
- 屋上、ベランダ など

(8) Q5.外部施設利用頻度

Q4で「外部の施設」と回答した一時保護所にその利用頻度について聞いたところ、「週に1～2回」が34.7%（17件）と最も多く、次いで「月に数回」が22.4%（11件）、「週に3～4回」が16.3%（8件）であった。

図表4-8 外部施設利用頻度（n=49, 単一回答）



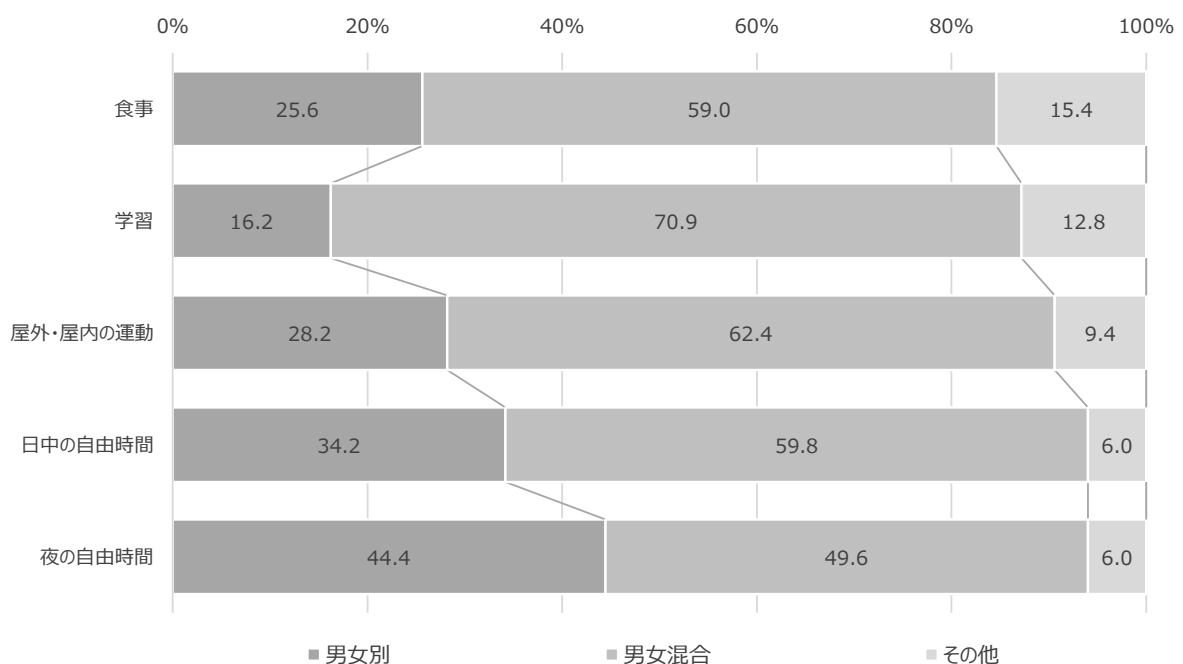
【その他内容】

- 公園は週3～4回、体育館は月1回
- 月2回
- コロナ禍以前、年に数回
- 郊外活動として年3回ほど公園を使用

(9) Q6.男女処遇_現状

各生活場面における男女処遇の状況を聞いたところ、以下のとおりであった。

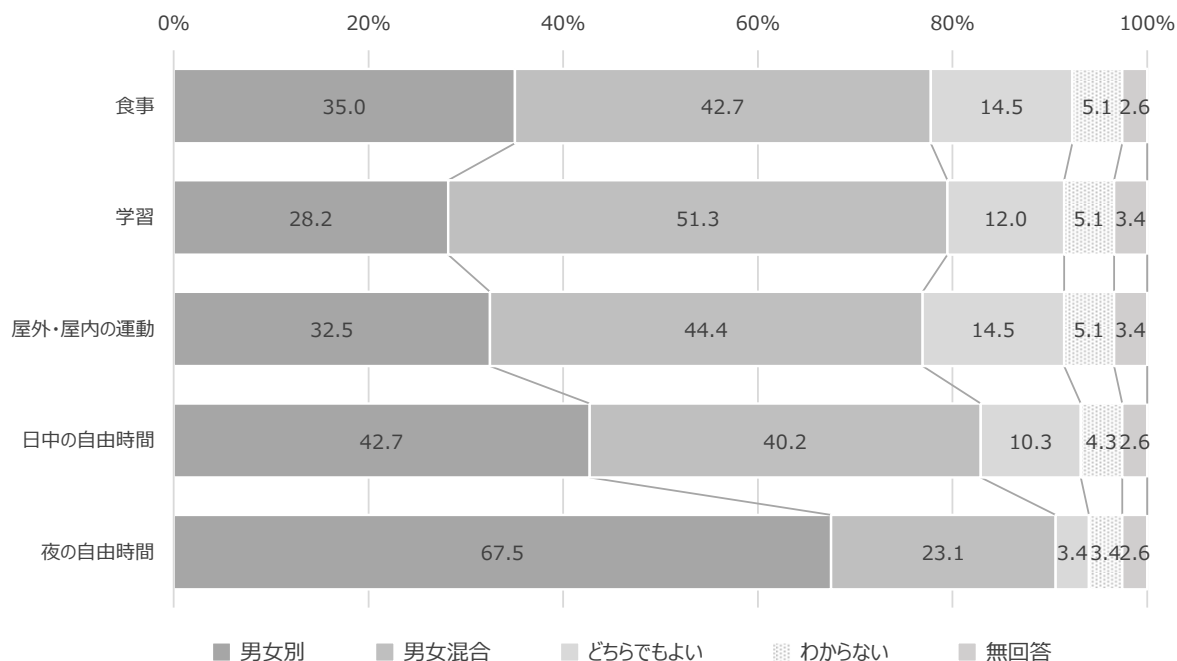
図表4-9 男女処遇_現状（n=117, 単一回答）



(10) Q6.男女処遇_望ましい分け方

各生活場面において望ましいと思われる男女の分け方について聞いたところ以下のとおりであった。

図表4-10 男女処遇_望ましい分け方 (n=117, 単一回答)



(11) Q7.望ましい分け方の理由

【すべて男女別が望ましい】

- 性的トラブル等を回避するため
- 性的問題を抱えた子どもの支援をしやすいため
- 性被害、性加害の子どもが安心して過ごせるようにするため
- 同性職員による対応がしやすいため
- 男女別の方が運営上メリットが多いため

【自由時間は男女別が望ましい】

- 混合となった場合、職員体制的に見守りに限界があるため
- 性的トラブル等を回避するため
- 異性関係のトラブルを回避するため
- 生活スペースは、安心安全に生活するため男女別が良い

【食事、運動、自由時間は男女別が望ましい】

- 異性関係でのトラブル回避のため

【運動は男女別が望ましい】

- 接触事故の防止、男女で好む運動が違うため
- 中学校の授業などの対応と同様

【すべて男女混合が望ましい】

- 男女混合が問題だとは思わないため
- 社会と同じ環境にするため
- 異性への関わりを行動観察するため
- きょうだいに分かれずにすむため
- 男女別だとトラブルになるため
- LGBTQ を考慮するため
- 男女別にすべき子どもは個別対応しているため
- プライベートな空間を確保しているため
- 限られた職員で子どもの動向を把握できるため

【夜の自由時間以外は男女混合が望ましい】

- 日中は社会と同じ環境で、夜間は子どもが安心して過ごせるように男女別がよい
- 男女混合の方が、集団意識が生まれやすいため
- 男女別だと対応する職員の性別が固定化されるため
- 入所定員が少なく、人間関係形成の上で、複数人いた方がよいと思われるため
- 夜間はくつろげる格好でいるため
- 夜は職員が少なくなるため

【学習、運動は男女混合が望ましい】

- 学習、体育のように学校的側面の強い場面は男女混合が望ましい

【食事、学習、運動は男女混合が望ましい】

- 学校教育を想定すると、食事、学習及び日課の場では男女混合が自然であるため

【どちらでもよい】

- 個別に対応している
- ユニットごとに異なる対応をしている

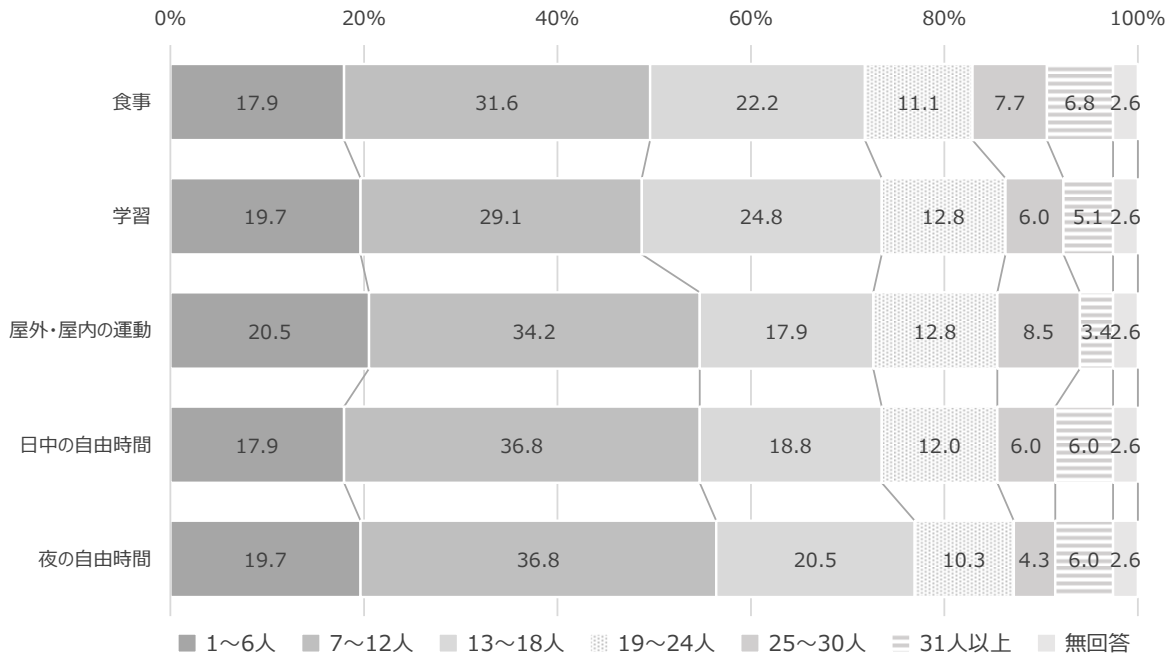
【わからない】

- 入所児童の状況による など

(12) Q8.活動単位_現状の人数

各生活場面の活動単位における最大時の子どもの人数について聞いたところ、いずれも7～12人以下が最も多くなっている。また、12人以下が半数程度となっている。

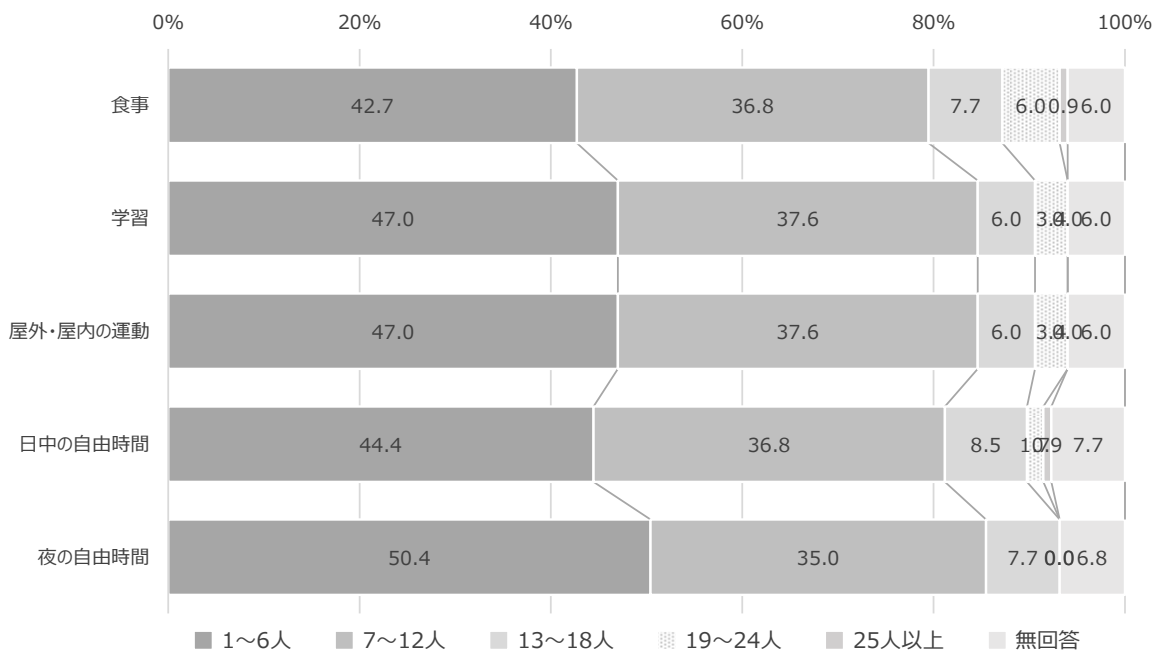
図表4-11 活動単位_現状 (n=117, 数値回答をカテゴライズ)



(13) Q8.活動単位_望ましい人数

各生活場面における望ましい人数について聞いたところ、いずれにおいても、1～6人以下が最も多くなっており、半数程度を占める。また、12人以下で8割程度を占めている。

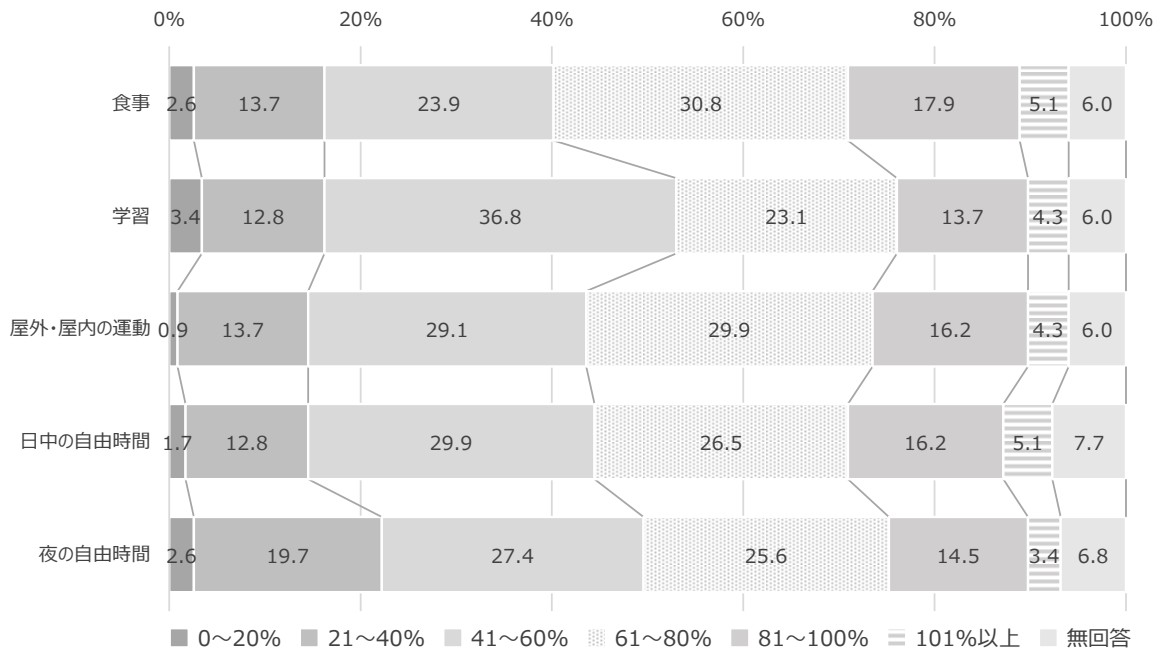
図表4-12 活動単位_望ましい人数 (n=117, 数値回答をカテゴライズ)



(14) Q8.望ましい人数÷現状の人数

望ましい人数を現状の人数で除したところ、以下のとおりであった。現状よりも活動単位の人数が少ない方が望ましいと考える一時保護所が多くなっている。

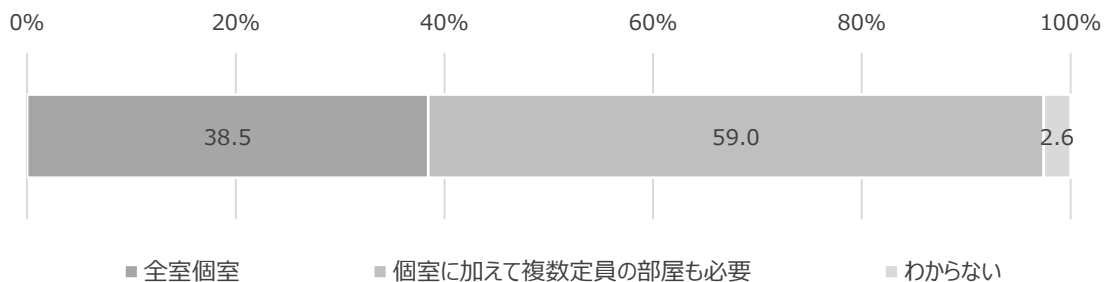
図表 4 -13 望ましい人数/現状の人数 (n=117, 数値回答から算出)



(15) Q10.小学生以上に望ましい居室

小学生以上の居室に望ましいと思われるものについて聞いたところ、「個室に加えて複数定員の部屋も必要」が 59.0% (69 件)、「全室個室」が 38.5% (45 件)、「わからない」が 2.6% (3 件) であった。

図表 4 -14 小学生以上に望ましい居室 (n=117, 単一回答)



(16) Q11.Q10 についてそのように考える理由

【全室個室が望ましいと考える理由】

- プライバシーの確保のため

- 私物を使えるようにするため
- 子どもの年齢、特性に応じた支援がしやすくなるため
- 他児と一緒に過ごすことが困難な児童が増加しているため
- 混合処遇の問題点を全室個室対応にすることで一定の解決が望めるため
- 児童間の性加害被害の予防のため
- 子ども同士のトラブル回避のため
- 複数人部屋の運用では、常に子どもの組み合わせで悩むため
- 一人で落ち着いて過ごす空間が必要なため
- クールダウンできるため
- 感染症対策
- 夜間入所時に入眠中の子に迷惑をかけないため など

【個室に加えて複数定員の部屋も必要と考える理由】

- きょうだいケースで同室がよい場合もあるため
- 個室だと寂しいという子どもがいるため
- 低年齢児の場合1人では不安がるため
- 保護児童の増加や性別のアンバランス時の対応のため
- 児童の状態により望ましい対応が異なるため
- 社会性を育てるため
- 他児との関係の持ち方などのアセスメントをする必要があるため など

(17) Q12.小学生以上の居室があると望ましい設備・環境

【家具・家電】

- ベッド
- 机、椅子、卓上ライト
- クローゼット
- ロッカー、棚
- TV
- DVD プレーヤー
- エアコン
- ミニ冷蔵庫
- 枕灯など明るさを調整できるもの
- フットライト等間接照明
- 時計
- カレンダーや時計、自分の目標や何かプリント等掲示できるスペース
- カーペット
- クッション

【余暇に使うもの】

- 本
- カードゲーム
- ゲーム機
- CD

【インターネット環境】

- wi-fi

- タブレット学習できる環境

【トイレ・洗面所】

- シャワー・トイレ
- ユニットバス

【洗濯干し場】

【安全面に配慮した設備】

- ソフトクッション素材の壁、床
- 窓を全開しにくい構造
- 自傷、他害に使えるものは配置しない
- 窓ガラスは飛散防止フィルム貼付
- 死角がない
- 身や物品を隠すことがしにくい構造
- 無断外出などの事故を防げる設備

【落ち着ける空間】

- 閉塞感を感じさせない環境
- カーテンや壁紙などの工夫で落ち着いて過ごせる雰囲気
- 学習机などの必要なものを置いても圧迫感の無い広さ
- 壁紙やカーテンの色、床材の材質や色などの配慮

【採光】

- 採光・換気が確保できる窓

【衛生的環境確保のための設備】

- 換気システム
- 消毒しやすい床や壁
- 空気清浄・加湿・除湿機能付き空調設備

【騒音・防音対策】

- クールダウン可能な静かな空間
- 大声が出せる空間

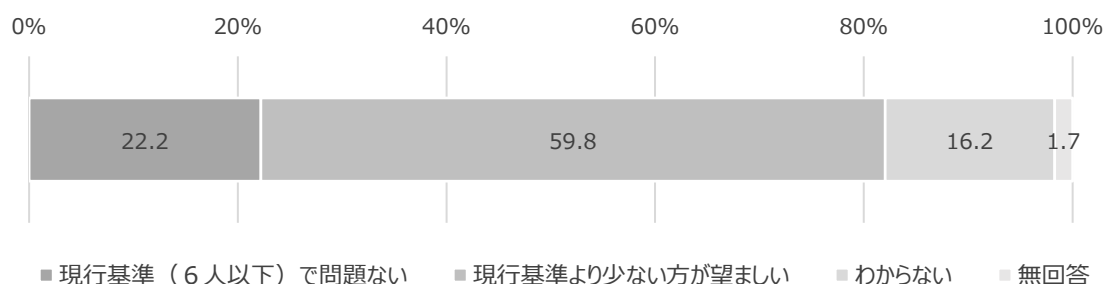
【安全確認ができる設備】

- 呼出しブザー
- 室外からの児童の状況が把握可能 など

(18) Q13.幼児居室の望ましい定員

幼児の居室について一部屋何人定員が望ましいか聞いたところ、「現行基準より少ない方が望ましい」が59.8%（70件）、「現行基準（6人以下）で問題ない」が22.2%（26件）、「わからない」が16.2%（19件）であった。

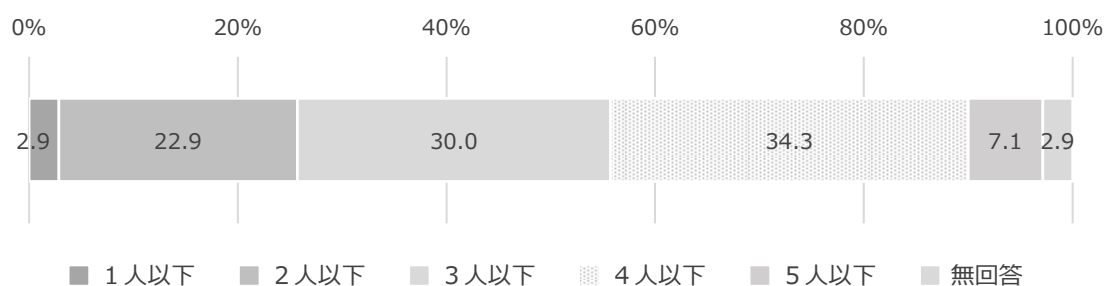
図表4-15 幼児居室の望ましい定員（n=117, 単一回答）



(19) Q13.幼児居室の望ましい定員人数

Q13で「現行基準より少ない方が望ましい」と回答した一時保護所に具体の人数を尋ねたところ、「4人以下」が34.3%（24件）と最も多く、次いで「3人以下」が30.0%（21件）、「2人以下」が22.9%（16件）であった。

図表4-16 幼児居室の望ましい定員人数（n=70, 数値回答）



平均値	
望ましい定員の人数	3.2

(20) Q14.幼児の居室にあると望ましい設備・環境

【トイレ・洗面所】

- シャワールーム
- 幼児用の浴室
- 幼児用の手洗い場
- 幼児トイレ
- おむつ処理や手洗いができる場
- 夜間トイレ誘導がスムーズにできる動線
- 子どもが1人でトイレに行ける環境

【おむつ交換スペース】

【汚物洗い場、洗濯干場】

【寝具】

- 子どもの大きさにあった布団
- ベッドではなく敷布団
- おねしょシート、防水マット

【家具・家電】

- クローゼット（玩具、衣類、衛生材料、寝具類収納）
- エアコン
- 明るさを調整できる照明
- 幼児用テーブル
- 幼児用チェスト
- 幼児用パーテーション
- 簡易マット
- 床暖房

【遊具】

- DVD・CD 機器
- TV
- 絵本、おもちゃ

【午睡しやすい環境】

- 午睡ができる静かな環境
- 防音設備
- 遮光カーテン

【食事スペース】

【安全面に配慮した設備】

- 段差がない
- 滑りにくい床
- クッション性がある床、畳
- 棚、家具などの角への突起物カバー
- 引き出しや扉に手を挟まないような作り
- 引き戸

- 口に入れて危険なものが無い
- 電気、スイッチ類は手が届かない位置
- 幼児の手とどく範囲に、コンセントなどが無い
- 鍵付き収納、子どもが届かない棚
- 死角がない
- 窓ガラスは飛散防止フィルム貼付

【安全確認ができる設備】

- ブザー
- 室外からの児童の状況が把握可能な設備
- 見守りモニター

【衛生的環境確保のための設備】

- 衛生面対策（汚れ、ダニ、アレルギーなど）
- 換気システム
- 空気清浄・加湿・除湿機能付き空調設備
- 加湿空気清浄機
- 天井に扇風機を設置し空気の循環

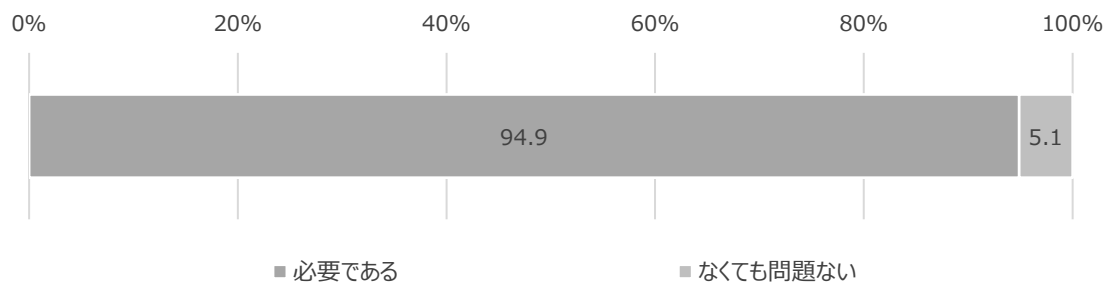
【採光】

- 採光・換気が確保できる窓 など

(21) Q15.個別対応用居室の必要性

個別対応用の居室は必要か聞いたところ、「必要である」が 94.9%（111 件）、「なくても問題ない」が 5.1%（6 件）であった。

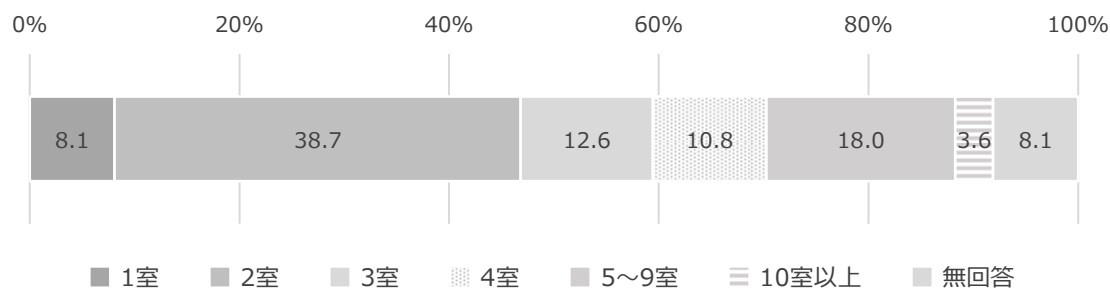
図表 4 -17 個別対応用居室の必要性（n=117, 単一回答）



(22) Q15.必要な個別対応用居室の数

Q15で「必要である」と回答した一時保護所に必要な部屋数を聞いたところ、「2室」が38.7%（43件）と最も多く、次いで「5～9室」が18.0%（20件）、「3室」が12.6%（14件）であった。

図表 4-18 必要な個別対応用居室の数（n=111，数値回答をカテゴライズ）



(23) Q16.Q15についてそのように考える理由

【必要である理由】

- 夜間、緊急時対応のため
- 身柄付き入所への対応のため
- インテーク、動機づけを行うため
- アセスメントのため
- 集団生活に入る前の準備をするため
- 相談種別の異なる児童（虐待と非行系等）の対応のため
- 個別指導を行うため
- 発達障害児の対応のため
- LGBTの児童の対応
- 刺激に弱い児童が落ち着いて生活できるため
- 集団生活が難しい児童の処遇に必要なため
- ぐ犯、非行で保護された子どもが自身について振り返る時間を持たせるため
- 共犯関係のある児童同士を一時的に離すため
- 重大事案対応
- クールダウンのため
- 通学している子どものため
- 高校生が自立のために1人で過ごせる空間を作るため
- 感染症対策のため
- 静養のため
- ひどい身体的虐待を受けている子どもの心身の静養のため など

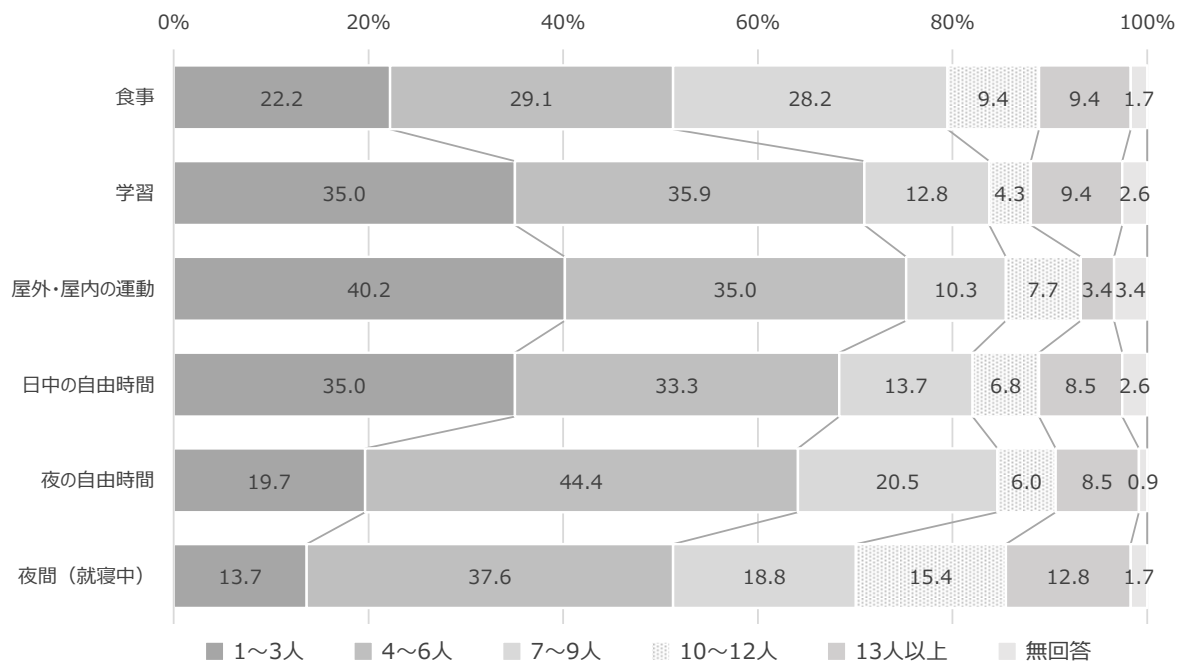
【必要でない理由】

- 居室が個室のため、作る必要性がないため
- 定員が少ないため など

(24) Q17.職員一人当たりがみる子どもの数の現状

各生活場面の活動単位における最大時の子どもの人数と、それに対する職員の数から、職員一人当たりがみる子どもの人数を算出したところ、以下のとおりであった。「屋外・屋内の運動」、「日中の自由時間」では、1～3人が最も多く、「食事」、「夜の自由時間」、「夜間（就寝中）」では、4～6人が最も多くなっている。「学習」では、1～3人、4～6人が同程度となっている。

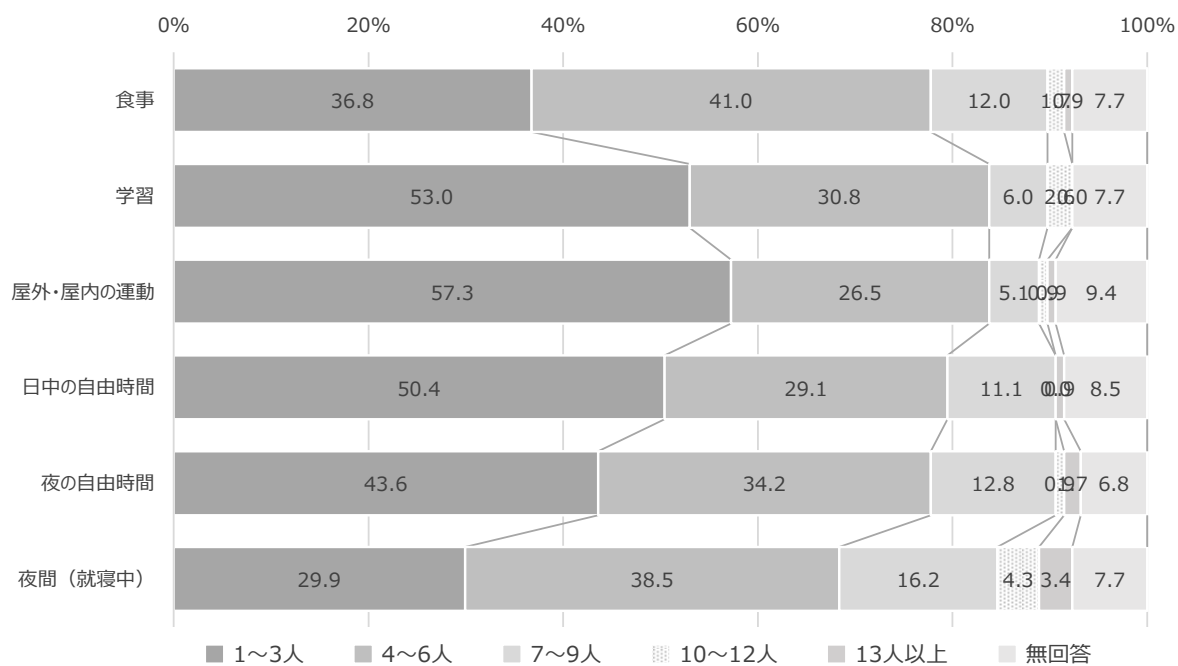
図表 4-19 現状_職員一人当たりがみる子どもの数 (n=117, 数値回答から算出した人数をカテゴライズ)



(25) Q17.職員一人当たりがみる子どもの数として望ましい人数

各場面において望ましい職員の数を現状の子どもの数で割ったところ、以下のとおりであった。「学習」、「屋外・屋内の運動」、「日中の自由時間」、「夜間の自由時間」では、1～3人が最も多く、「食事」、「夜間（就寝中）」では、4～6人が最も多くなっている。

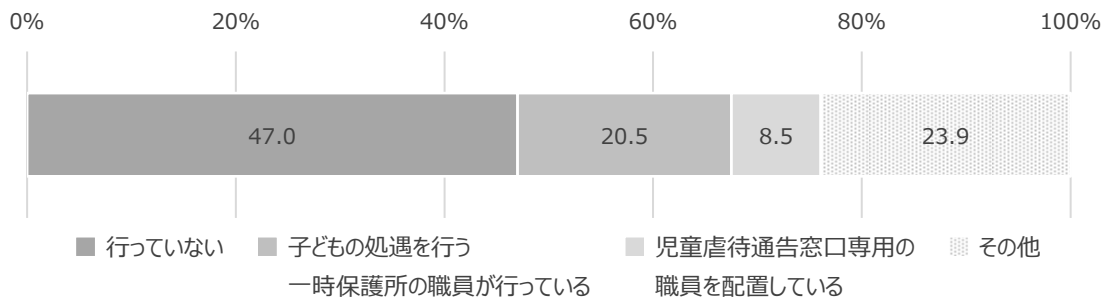
図表4-20 望ましい数_職員一人当たりがみる子どもの数 (n=117, 数値回答から算出した人数をカテゴライズ)



(26) Q18.夜間休日対応状況①児童虐待通告窓口

児童相談所の閉庁時間（夜間・休日）に児童虐待通告窓口の電話対応をしているか聞いたところ、「行っていない」が47.0%（55件）、「子どもの処遇を行う一時保護所の職員が行っている」が20.5%（24件）、「児童虐待通告窓口専用の職員を配置している」が8.5%（10件）であった。

図表 4 -21 夜間休日対応状況①児童虐待通告窓口（n=117，単一回答）



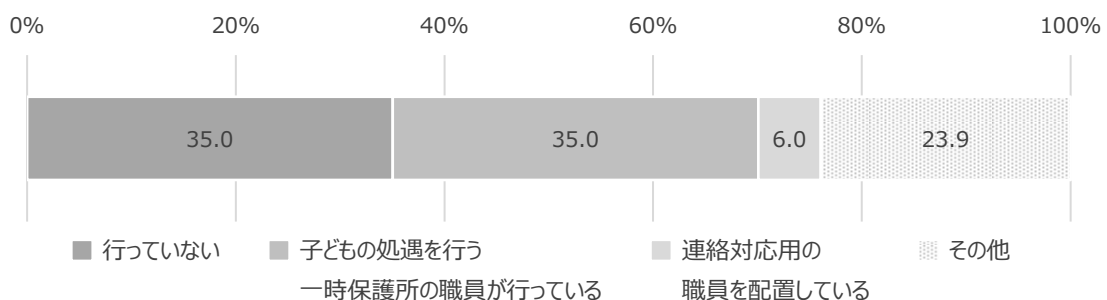
【その他内容】

- 児童相談所虐待対応ダイヤルで対応
- 非常勤職員が対応
- 宿日直が対応
- 業者委託
- 時間帯によって一時保護所職員が対応する場合と、専用の職員が対応する場合がある
- 児相職員が対応
- 警備員が対応 など

(27) Q18.夜間休日対応状況②警察・関係機関からの電話対応

児童相談所の閉庁時間（夜間・休日）に警察・関係機関からの電話対応をしているか聞いたところ、「行っていない」「子どもの処遇を行う一時保護所の職員が行っている」がともに35.0%（41件）、「連絡対応用の職員を配置している」が6.0%（7件）であった。

図表 4 -22 夜間休日対応状況②警察・関係機関からの電話対応（n=117，単一回答）



【その他内容】

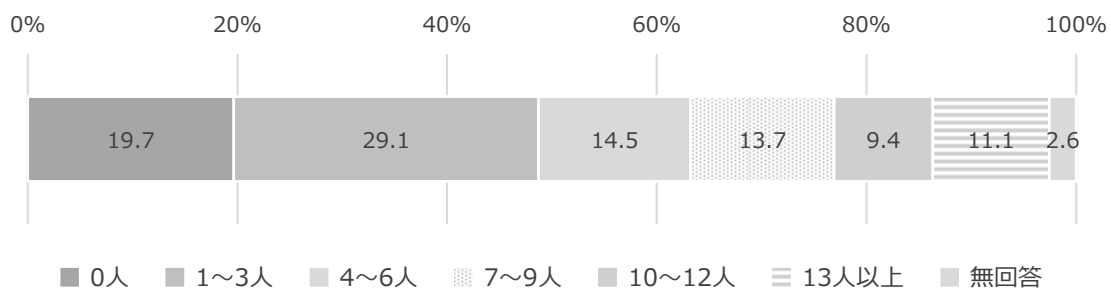
- 児童相談所虐待対応ダイヤルで対応
- 非常勤職員が対応

- 宿日直が対応
- 時間帯によって一時保護所職員が対応する場合と、専用の職員が対応する場合がある
- 児相職員が対応
- 警備員が対応 など

(28) Q19.夜間身柄付通告対応件数

令和4年10月の1か月における夜間の身柄付通告対応件数について聞いたところ、「1～3人」が29.1%（34件）と最も多く、次いで「0人」が19.7%（23件）、「4～6人」が14.5%（17件）であった。

図表4-23 夜間身柄付通告対応件数（n=117，数値回答をカテゴライズ）

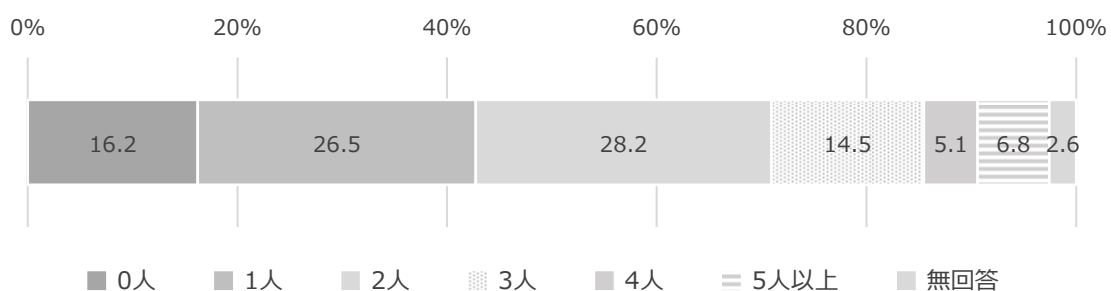


	最大値	最小値	平均値
夜間身柄付通告対応件数（R4年10月）	30	0	5.7

(29) Q19.夜間身柄付通告の一日最大対応件数

夜間の身柄付通告について一日あたりの最大対応件数を聞いたところ、「2人」が28.2%（33件）と最も多く、次いで「1人」が26.5%（31件）、「0人」が16.2%（19件）であった。

図表4-24 夜間身柄付通告対応件数_一日最大（n=117，数値回答をカテゴライズ）

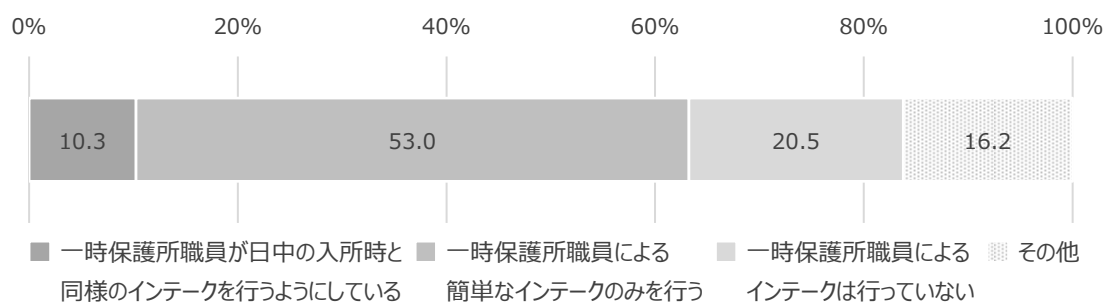


	最大値	最小値	平均値
夜間身柄付通告対応件数（一日最大）	8	0	1.9

(30) Q20.夜間身柄受入れ時インテークの方針

夜間身柄受入れ時インテークの方針について聞いたところ、「一時保護所職員による簡単なインテークのみを行う」が 53.0% (62 件)、「一時保護所職員によるインテークは行っていない (一時保護所以外の児童相談所職員がインテークを行っているなど)」が 20.5% (24 件)、「その他」が 16.2% (19 件) であった。

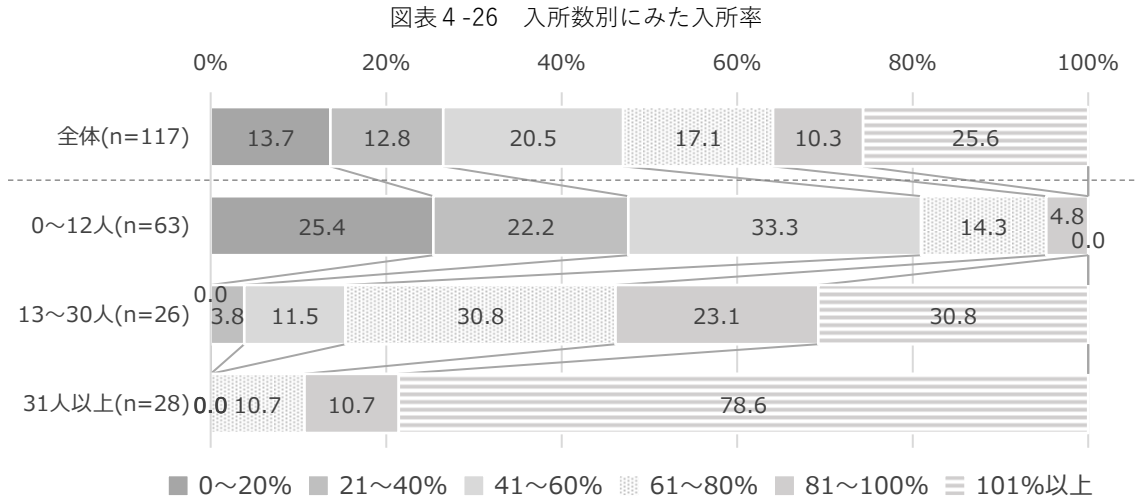
図表 4 -25 夜間身柄受入れ時インテークの方針 (n=117, 単一回答)



2. 調査結果【クロス集計：Q2 入所数別クロス】

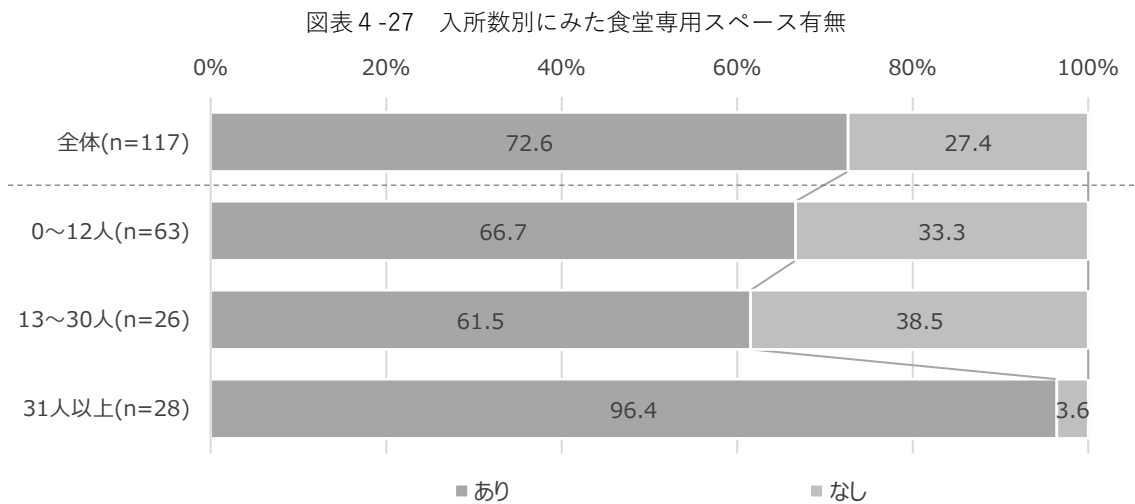
(1) Q2.入所数 × 入所率

入所数別に入所率をみると、以下のとおりであった。



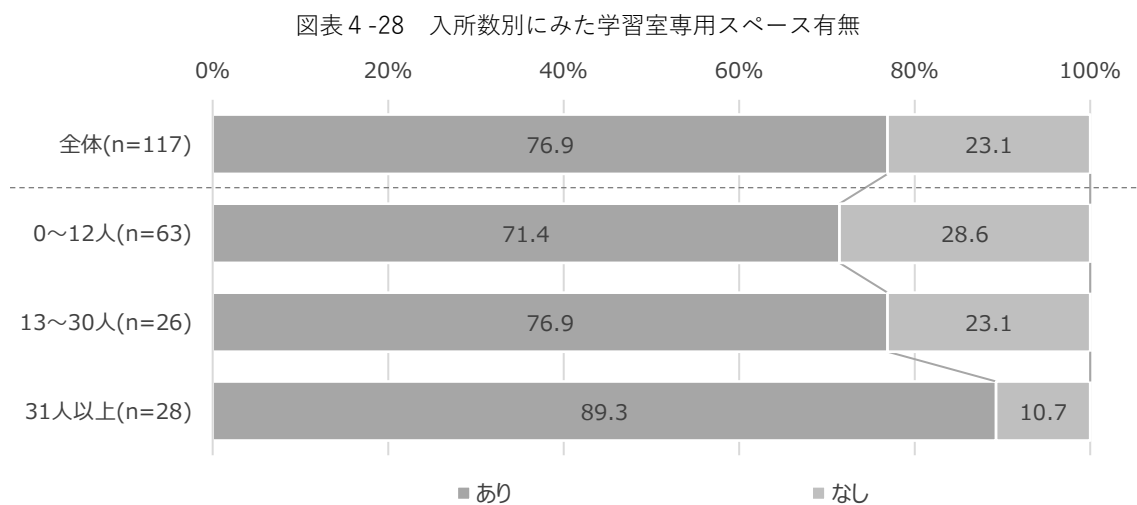
(2) Q2.入所数 × Q3. 食堂の専用スペース有無

入所数別に食堂の専用スペース有無をみると、以下のとおりであった。



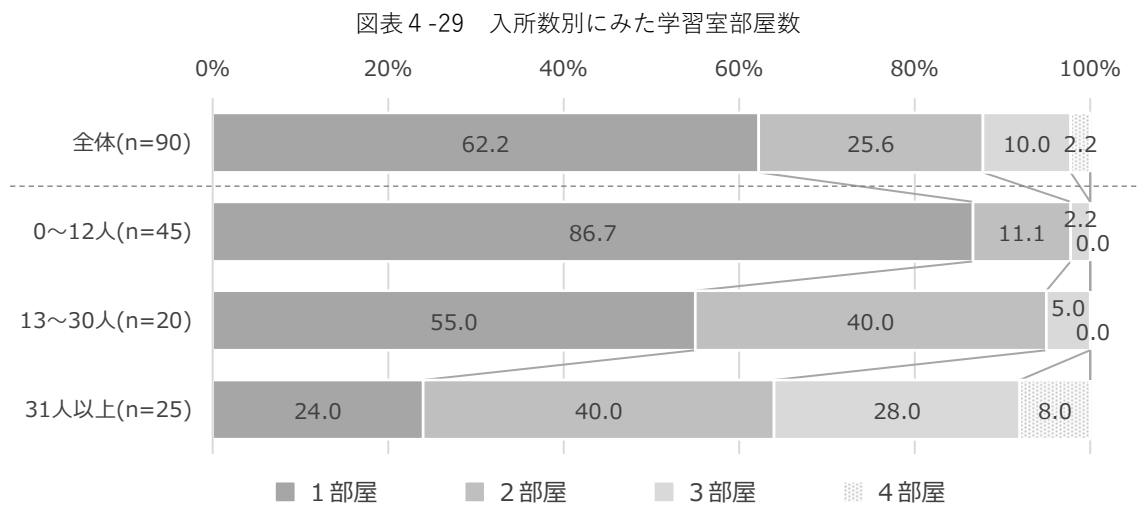
(3) Q2.入所数 × Q3. 学習室の専用スペース有無

入所数別に学習室の専用スペース有無をみると、以下のとおりであった。



(4) Q2.入所数 × Q3.学習室部屋数

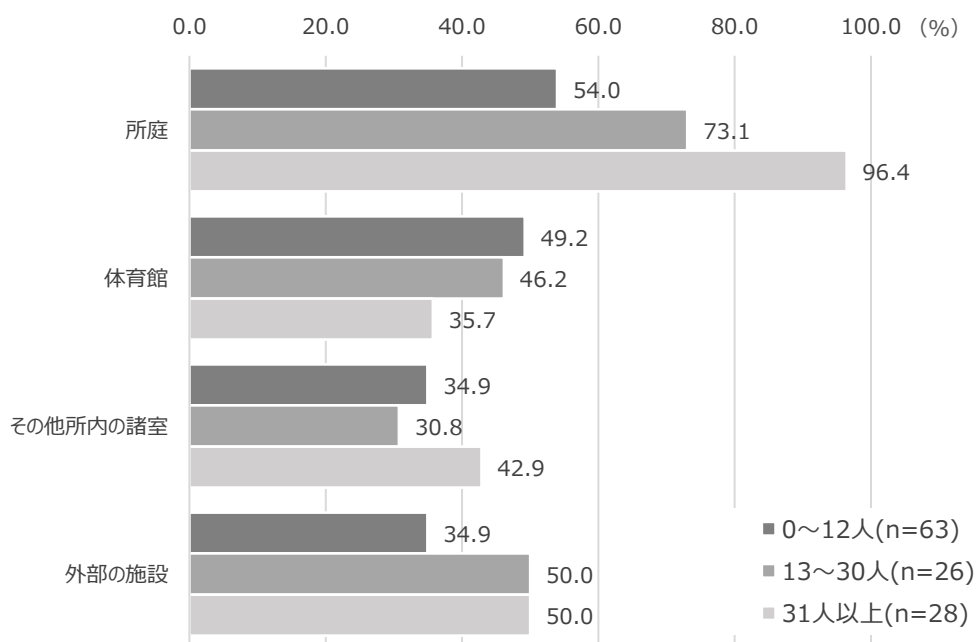
入所数別に学習室の部屋数をみると、以下のとおりであった。



(5) Q2.入所数 × Q4.運動場所

入所数別に運動場所をみると、以下のとおりであった。

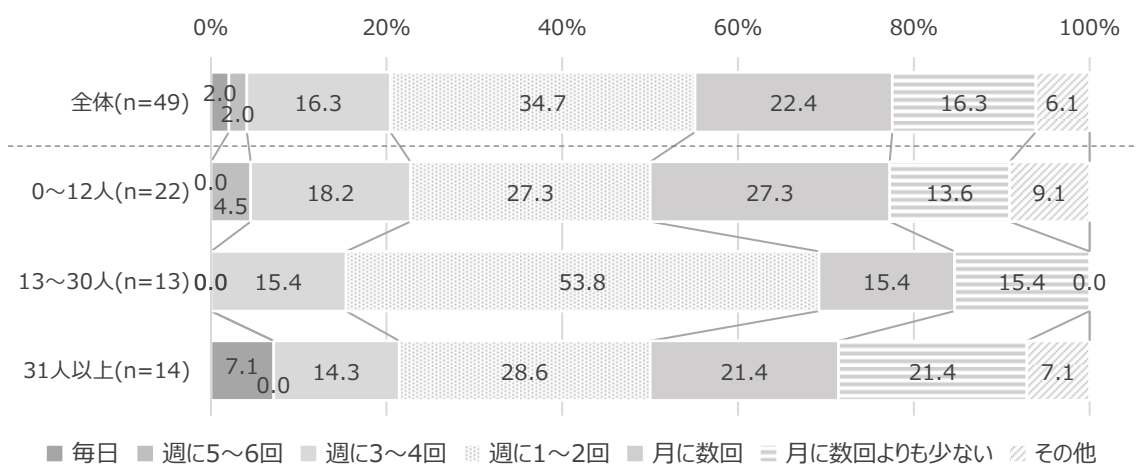
図表 4 -30 入所数別にみた運動場所



(6) Q2.入所数 × Q5.外部施設利用頻度

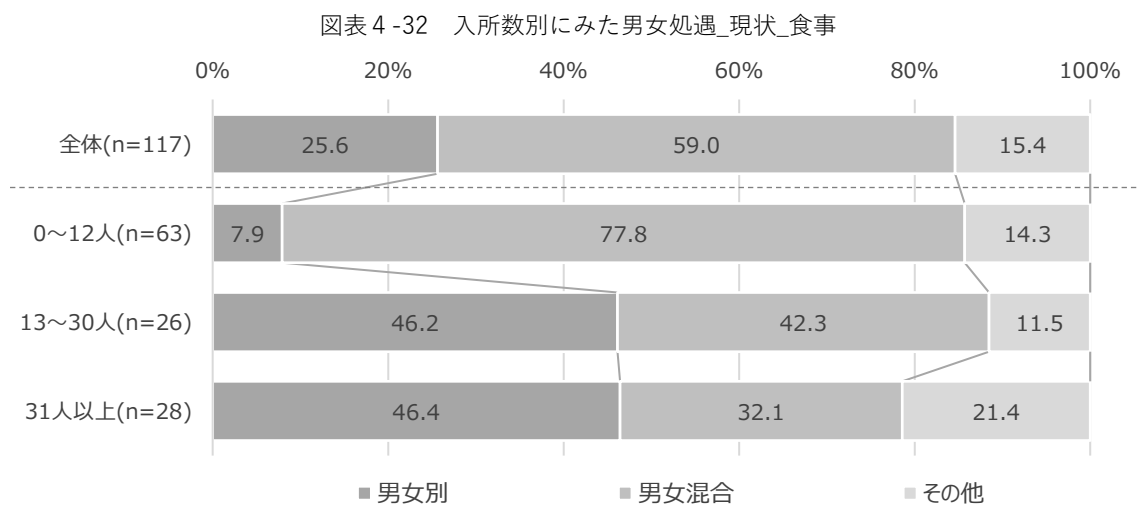
入所数別に外部施設の利用頻度をみると、以下のとおりであった。

図表 4 -31 入所数別にみた外部施設利用頻度



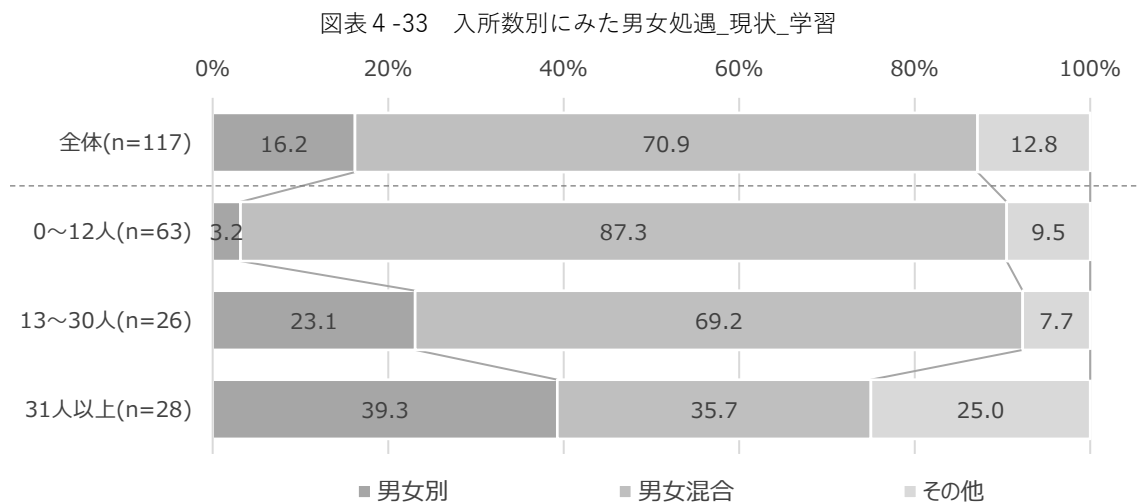
(7) Q2.入所数 × Q6.男女処遇_現状_食事

入所数別に食事の場面における男女処遇をみると、以下のとおりであった。



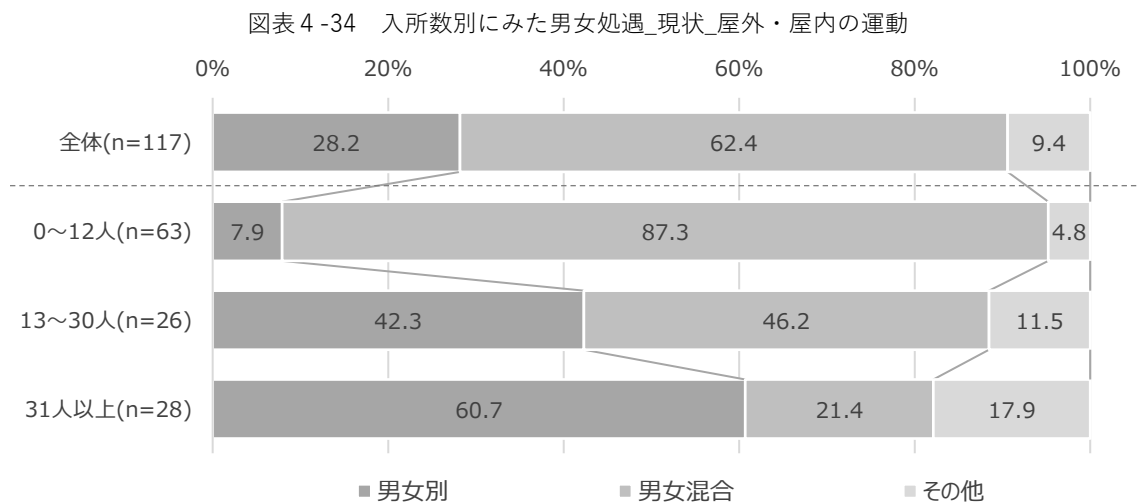
(8) Q2.入所数 × Q6.男女処遇_現状_学習

入所数別に学習の場面における男女処遇をみると、以下のとおりであった。



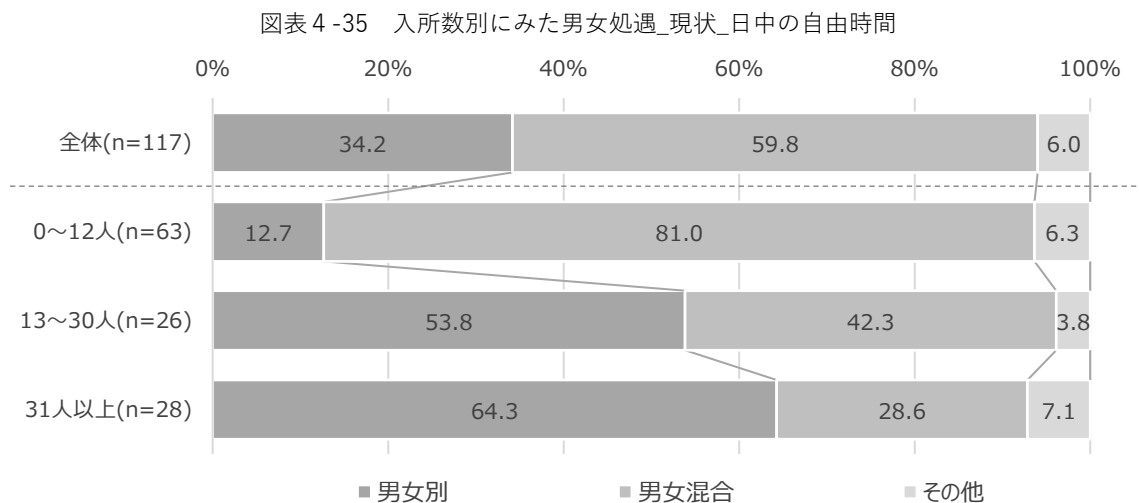
(9) Q2.入所数 × Q6.男女処遇_現状_屋外・屋内の運動

入所数別に屋外・屋内の運動の場面における男女処遇をみると、以下のとおりであった。



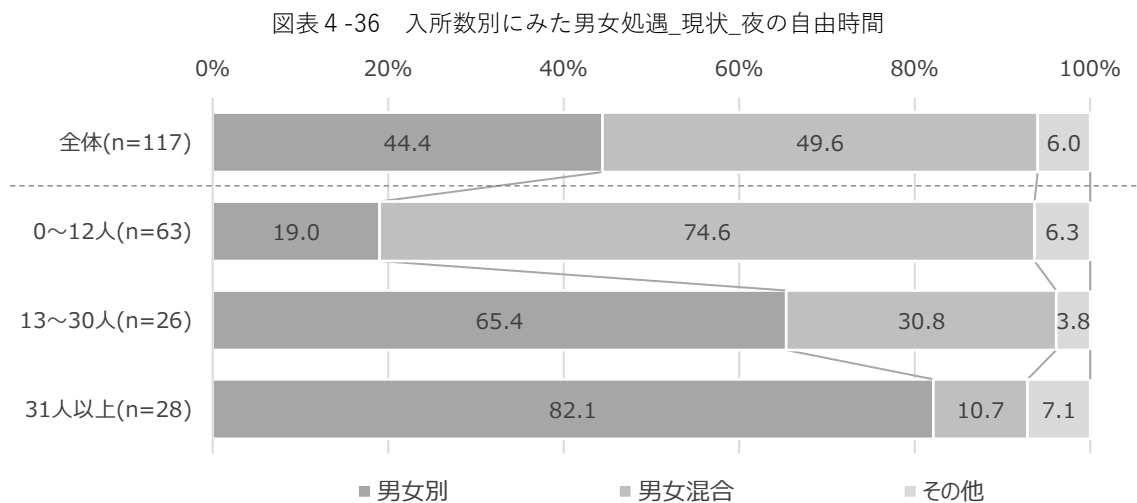
(10) Q2.入所数 × Q6.男女処遇_現状_日中の自由時間

入所数別に日中の自由時間における男女処遇をみると、以下のとおりであった。



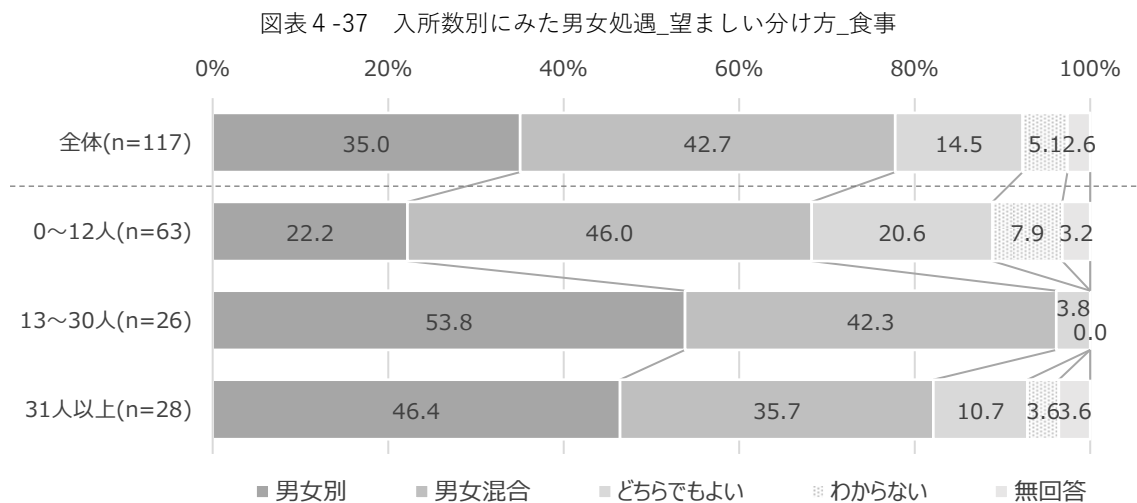
(11) Q2.入所数 × Q6.男女処遇_現状_夜の自由時間

入所数別に夜の自由時間における男女処遇をみると、以下のとおりであった。



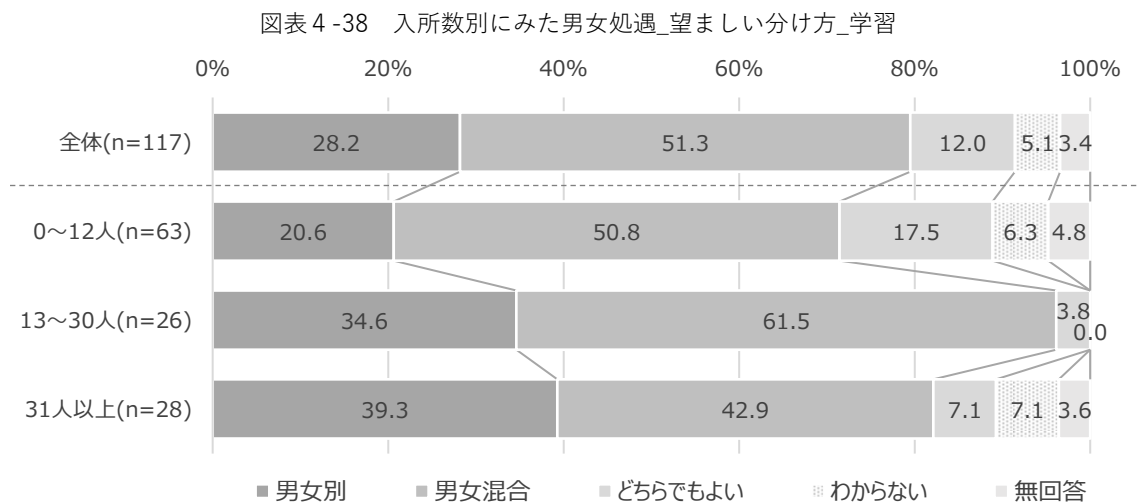
(12) Q2.入所数 × Q6.男女処遇_望ましい分け方_食事

入所数別に食事の場面における男女の望ましい分け方をみると、以下のとおりであった。



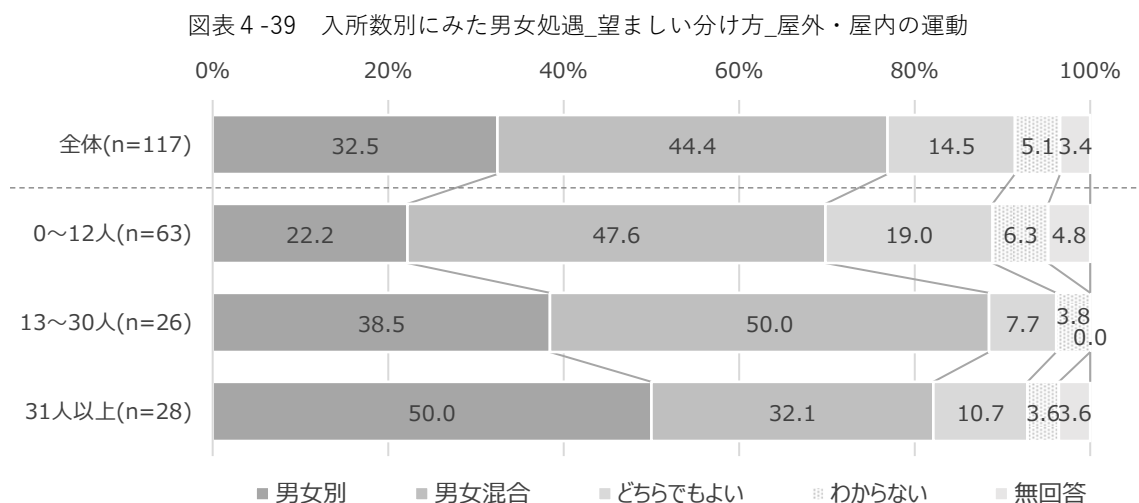
(13) Q2.入所数 × Q6.男女処遇_望ましい分け方_学習

入所数別に学習の場面における男女の望ましい分け方をみると、以下のとおりであった。



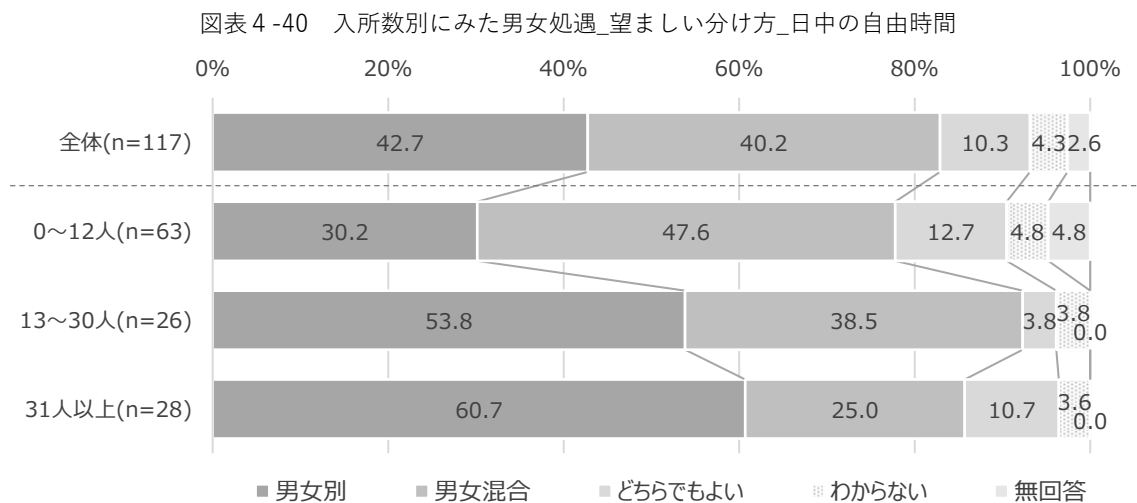
(14) Q2.入所数 × Q6.男女処遇_望ましい分け方_屋外・屋内の運動

入所数別に屋外・屋内の運動場面における男女の望ましい分け方をみると、以下のとおりであった。



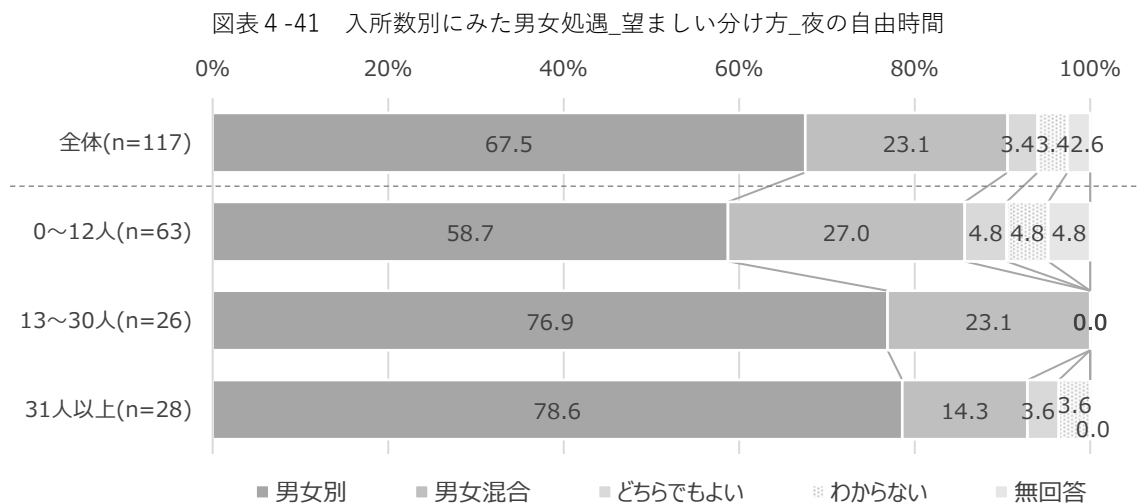
(15) Q2.入所数 × Q6.男女処遇_望ましい分け方_日中の自由時間

入所数別に日中の自由時間における男女の望ましい分け方をみると、以下のとおりであった。



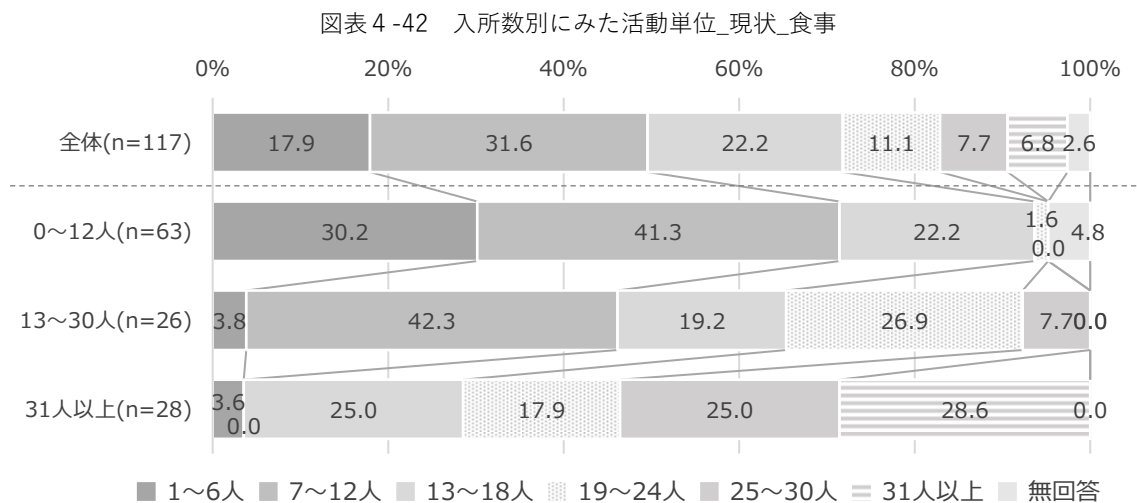
(16) Q2.入所数 × Q6.男女処遇_望ましい分け方_夜の自由時間

入所数別に夜の自由時間における男女の望ましい分け方をみると、以下のとおりであった。



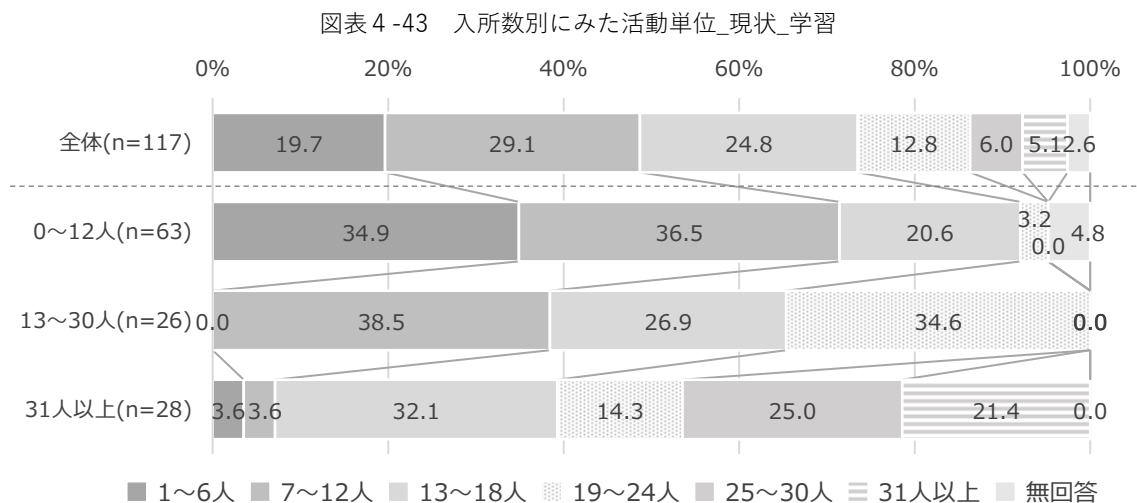
(17) Q2.入所数 × Q8.活動単位_現状_食事

入所数別に食事の場面における活動単位をみると、以下のとおりであった。



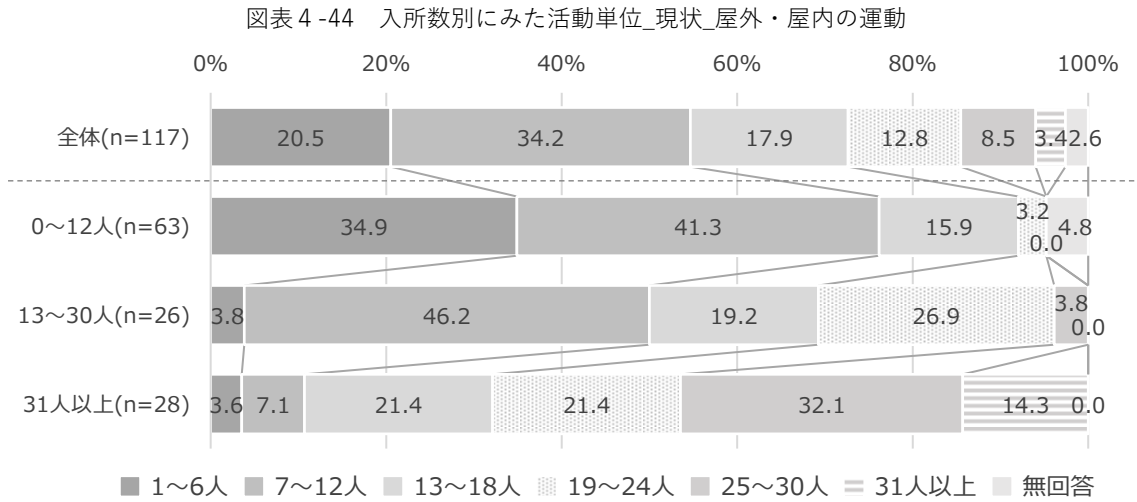
(18) Q2.入所数 × Q8.活動単位_現状_学習

入所数別に学習場面における活動単位をみると、以下のとおりであった。



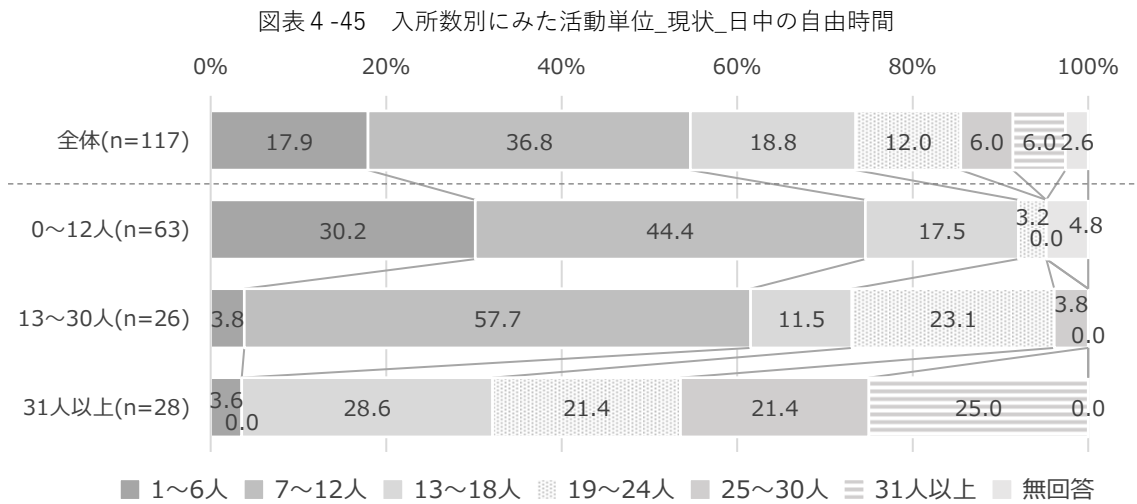
(19) Q2.入所数 × Q8.活動単位_現状_屋外・屋内の運動

入所数別に屋外・屋内の運動の場面における活動単位をみると、以下のとおりであった。



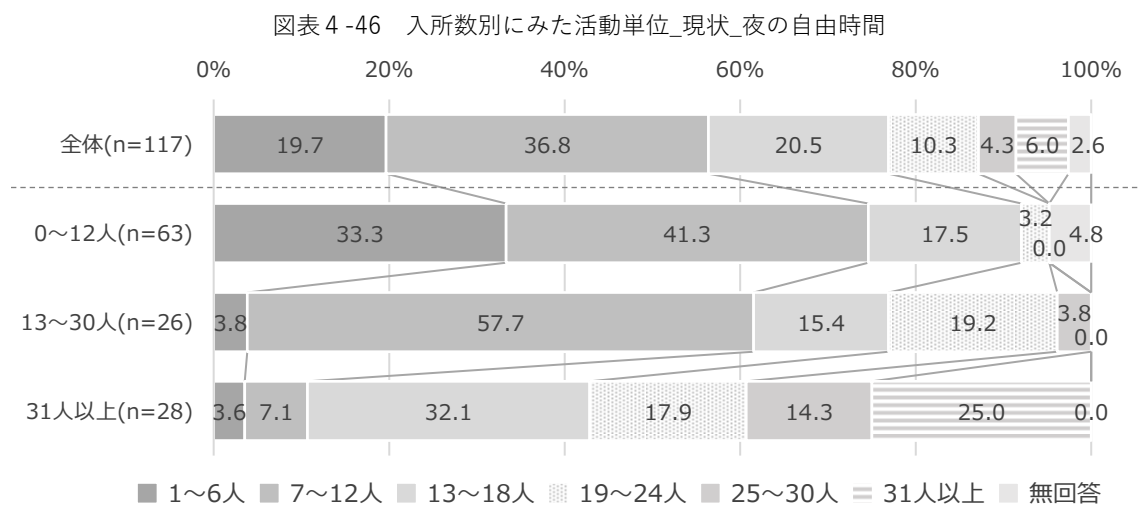
(20) Q2.入所数 × Q8.活動単位_現状_日中の自由時間

入所数別に日中の自由時間における活動単位をみると、以下のとおりであった。



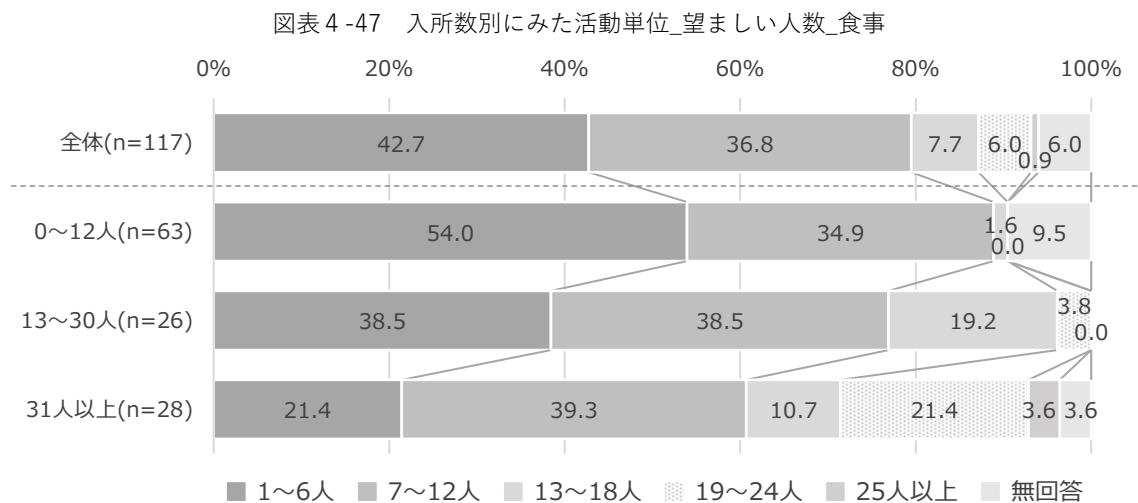
(21) Q2.入所数 × Q8.活動単位_現状_夜の自由時間

入所数別に夜の自由時間における活動単位をみると、以下のとおりであった。



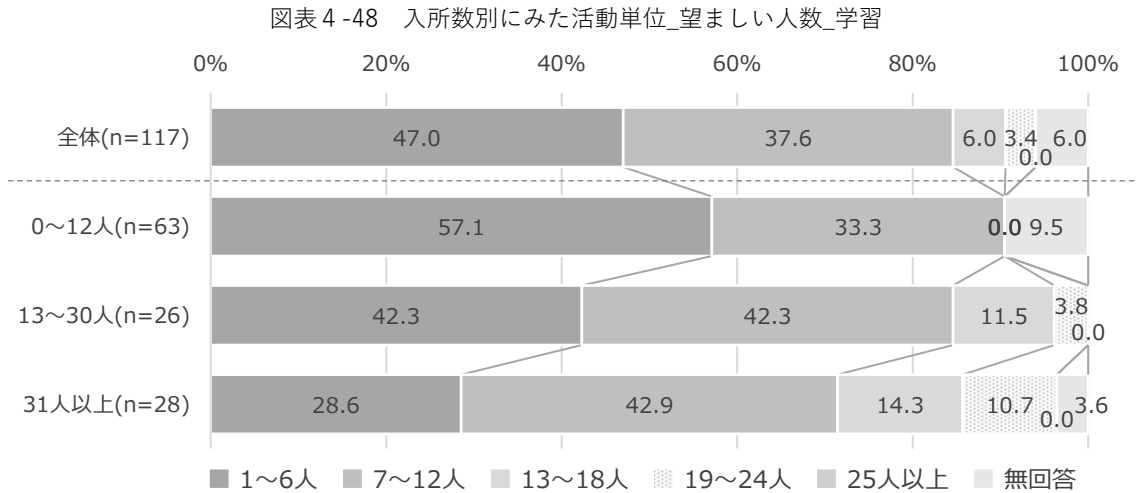
(22) Q2.入所数 × Q8.活動単位_望ましい人数_食事

入所数別に食事場面における望ましい人数をみると、以下のとおりであった。



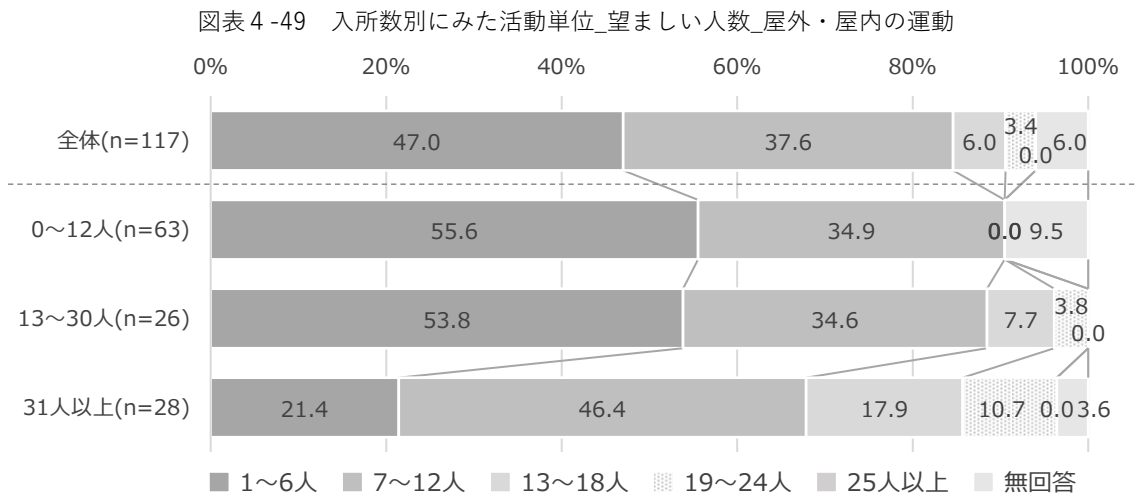
(23) Q2.入所数 × Q8.活動単位_望ましい人数_学習

入所数別に学習場面における望ましい人数をみると、以下のとおりであった。



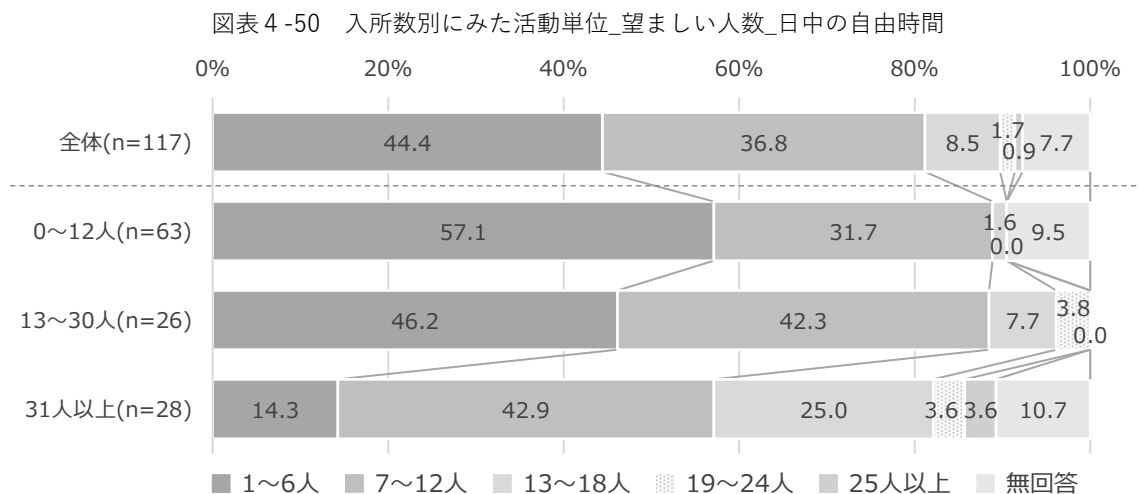
(24) Q2.入所数 × Q8.活動単位_望ましい人数_屋外・屋内の運動

入所数別に屋外・屋内の運動の場面における望ましい人数をみると、以下のとおりであった。



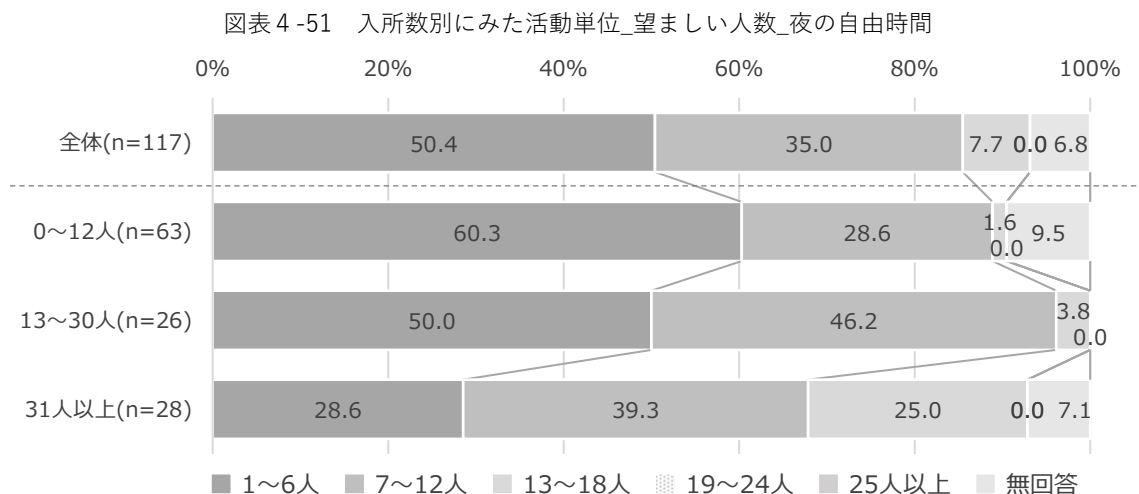
(25) Q2.入所数 × Q8.活動単位_望ましい人数_日中の自由時間

入所数別に日中の自由時間における望ましい人数をみると、以下のとおりであった。



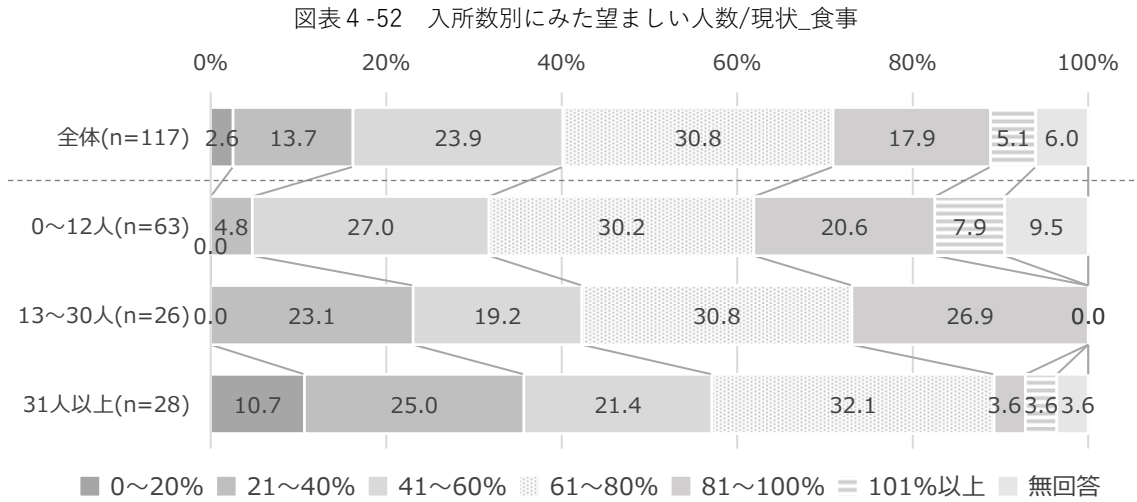
(26) Q2.入所数 × Q8.活動単位_望ましい人数_夜の自由時間

入所数別に夜の自由時間における望ましい人数をみると、以下のとおりであった。



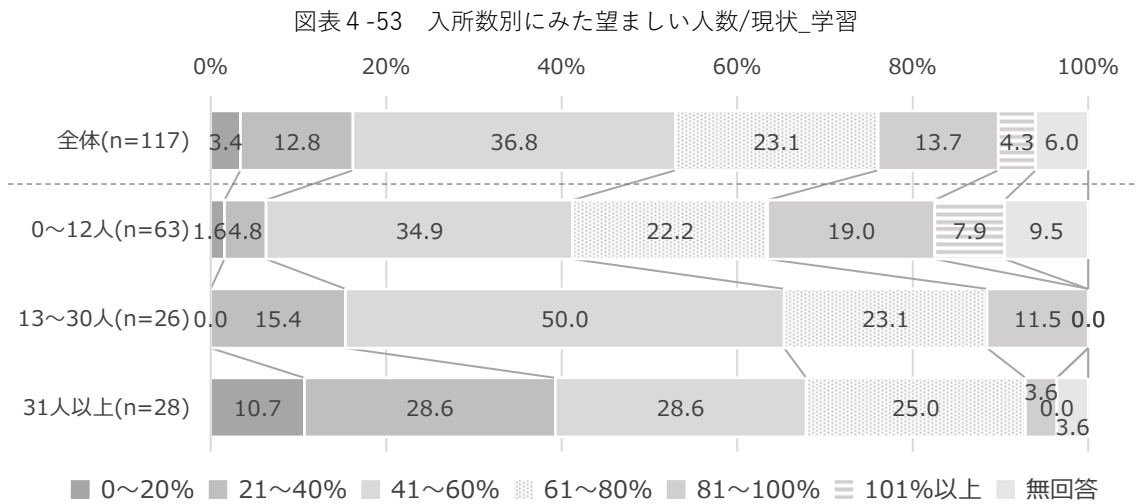
(27) Q2.入所数 × Q8.望ましい人数÷現状の人数_食事

入所数別に食事場面における望ましい人数÷現状をみると、以下のとおりであった。



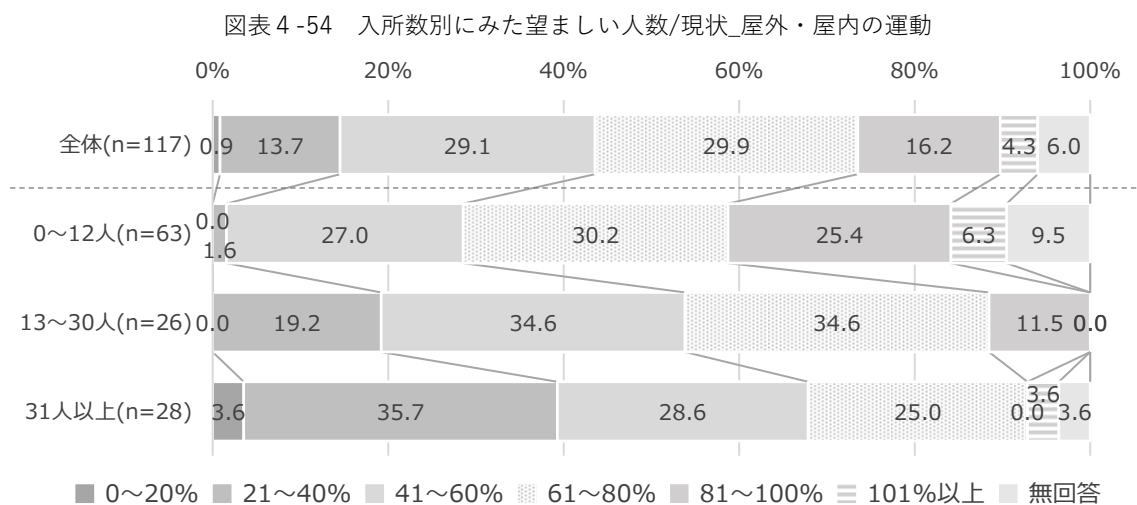
(28) Q2.入所数 × Q8.望ましい人数÷現状の人数_学習

入所数別に学習場面における望ましい人数÷現状をみると、以下のとおりであった。



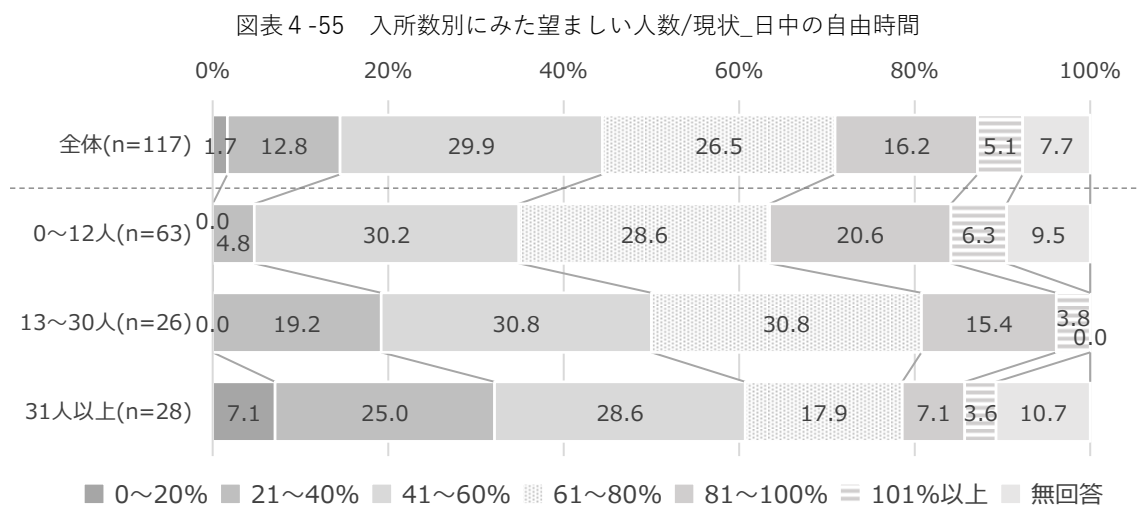
(29) Q2.入所数 × Q8.望ましい人数÷現状の人数_屋外・屋内の運動

入所数別に屋外・屋内の運動場面における望ましい人数÷現状をみると、以下のとおりであった。



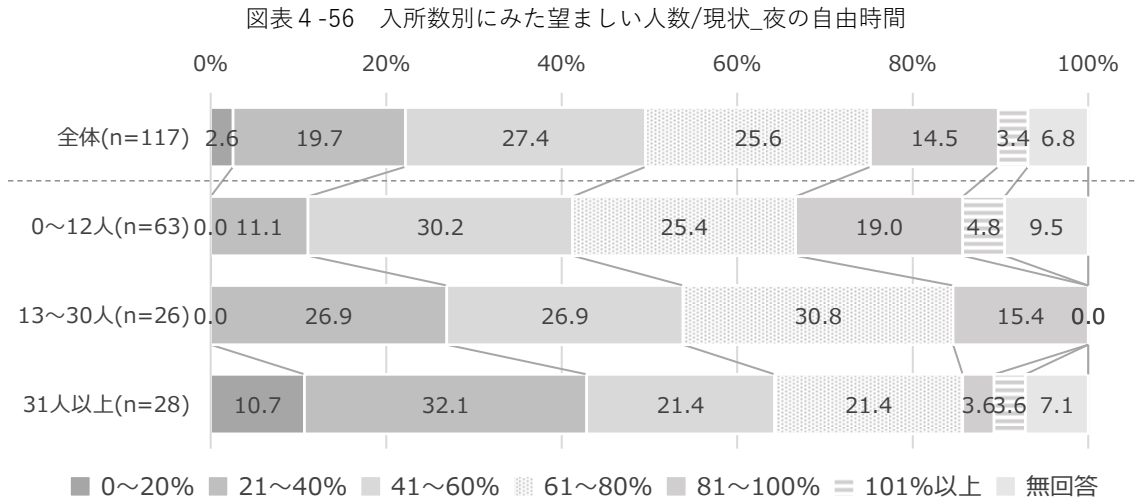
(30) Q2.入所数 × Q8.望ましい人数÷現状の人数_日中の自由時間

入所数別に日中の自由時間における望ましい人数÷現状をみると、以下のとおりであった。



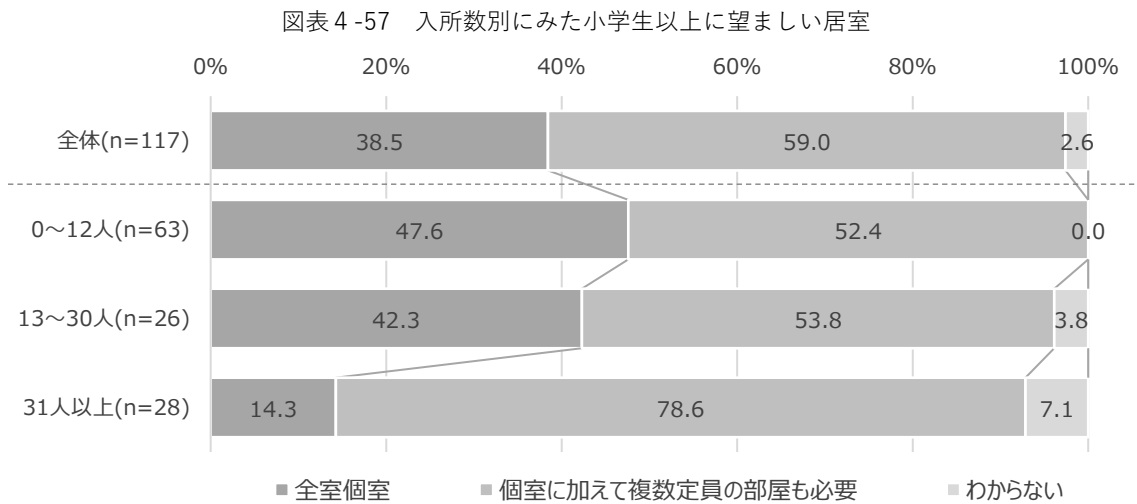
(31) Q2.入所数 × Q8.望ましい人数÷現状の人数_夜の自由時間

入所数別に夜の自由時間における望ましい人数÷現状をみると、以下のとおりであった。



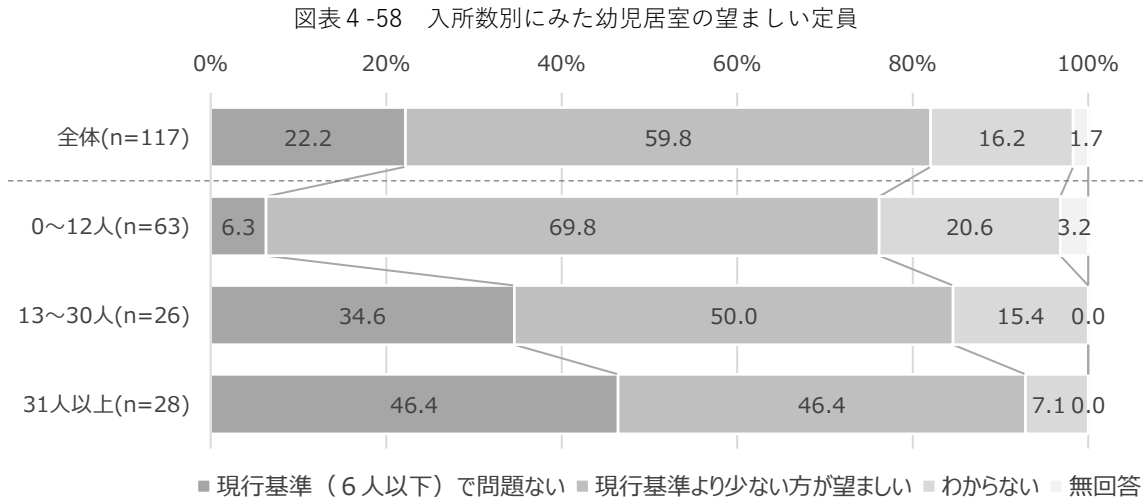
(32) Q2.入所数 × Q10.小学生以上に望ましい居室

入所数別に小学生以上に望ましい居室をみると、以下のとおりであった。



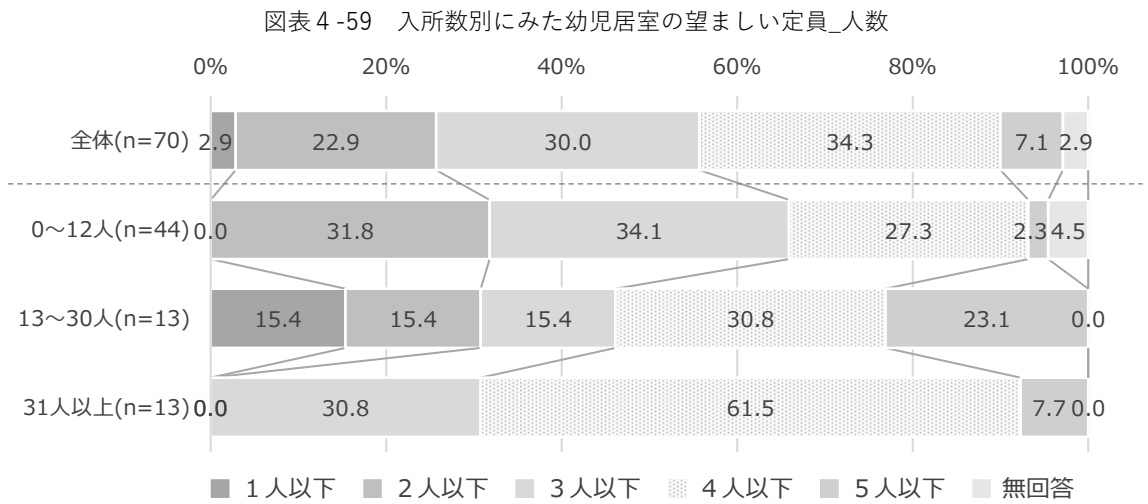
(33) Q2.入所数 × Q13.幼児居室の望ましい定員

入所数別に幼児居室の望ましい定員をみると、以下のとおりであった。



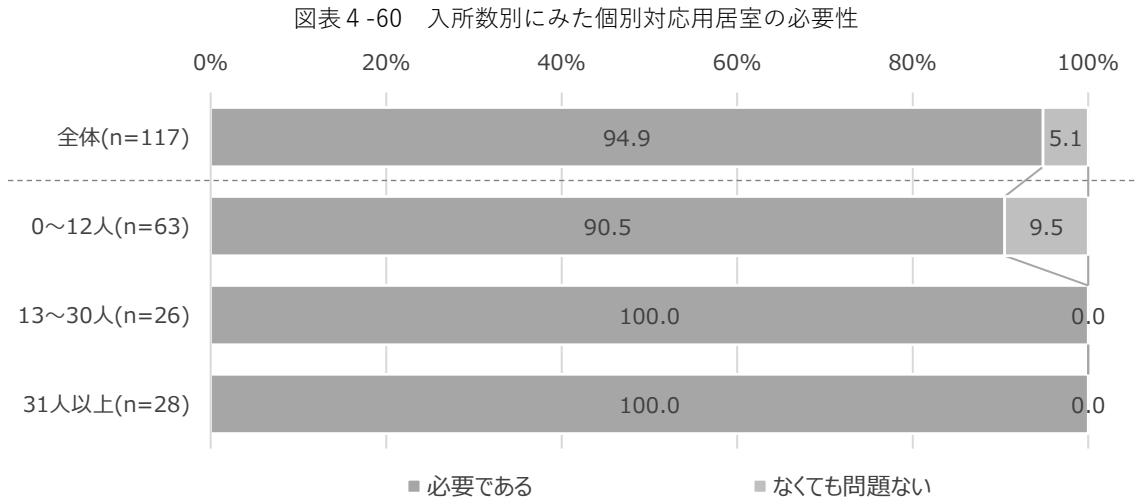
(34) Q2.入所数 × Q13.幼児居室の望ましい定員_人数

入所数別に幼児居室の望ましい定員人数をみると、以下のとおりであった。



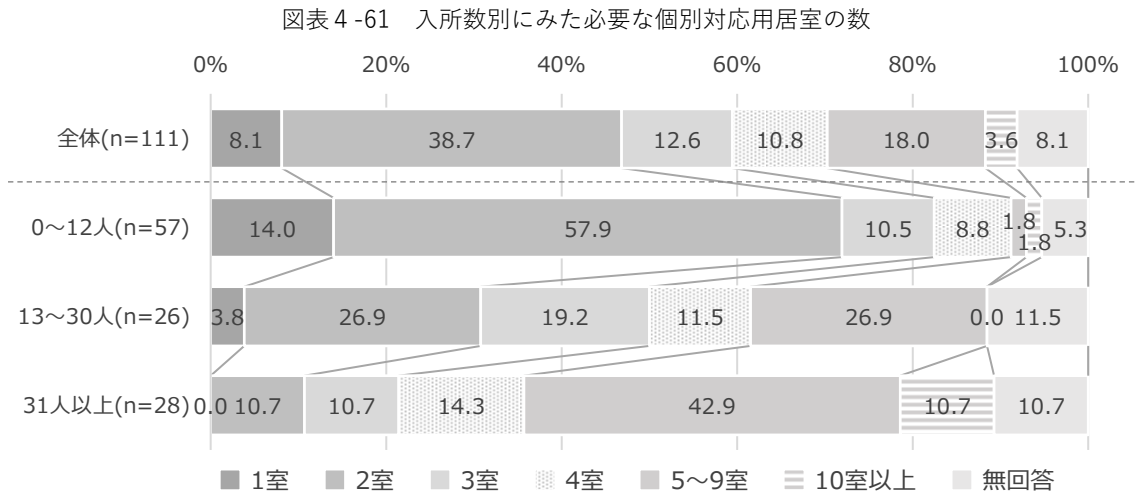
(35) Q2.入所数 × Q15.個別対応用居室の必要性

入所数別に個別対応用居室の必要性をみると、以下のとおりであった。



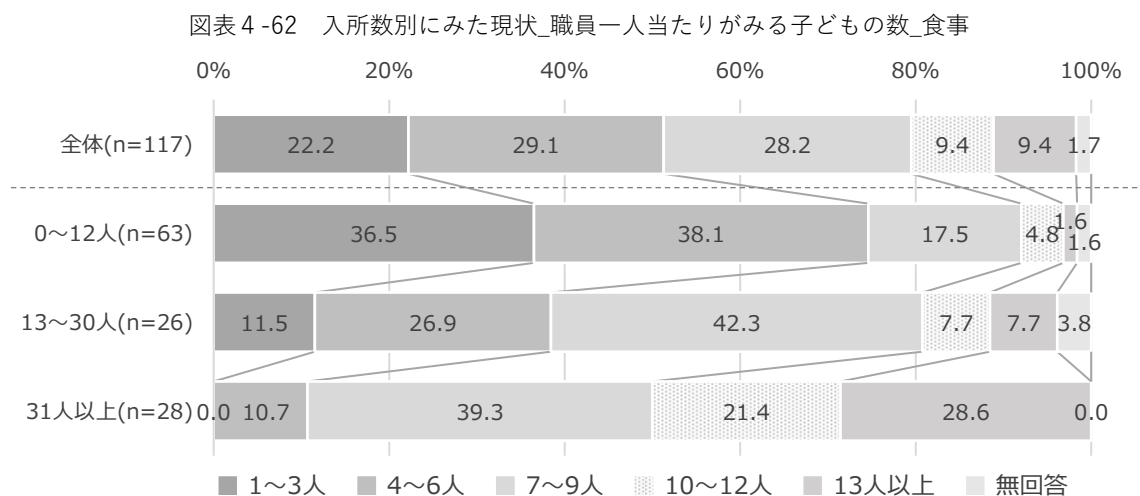
(36) Q2.入所数 × Q15.必要な個別対応用居室の数

入所数別に必要な個別対応用居室の数をみると、以下のとおりであった。



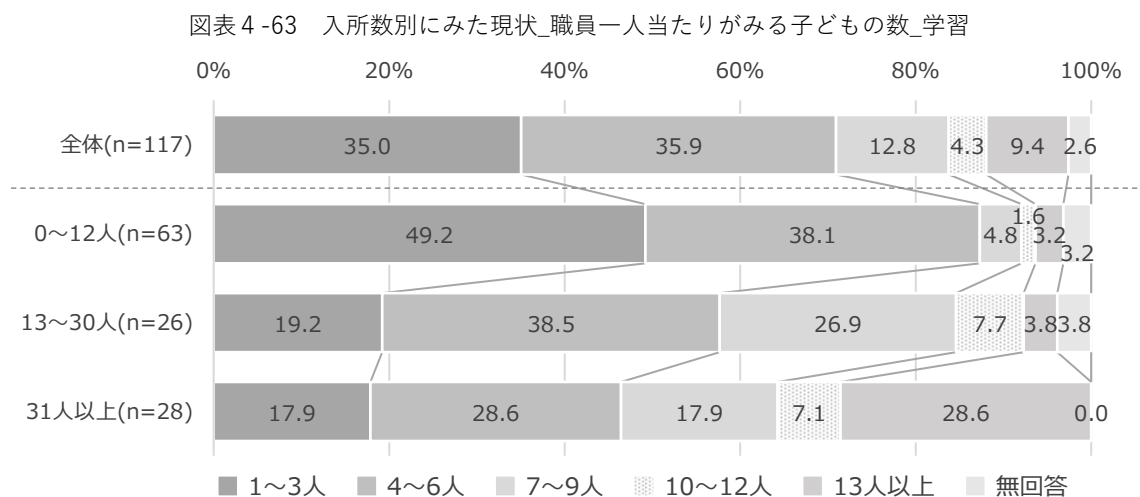
(37) Q2.入所数 × Q17.現状_職員一人当たりがみる子どもの数_食事

入所数別に食事場面において職員一人当たりがみる子どもの数をみると、以下のとおりであった。



(38) Q2.入所数 × Q17.現状_職員一人当たりがみる子どもの数_学習

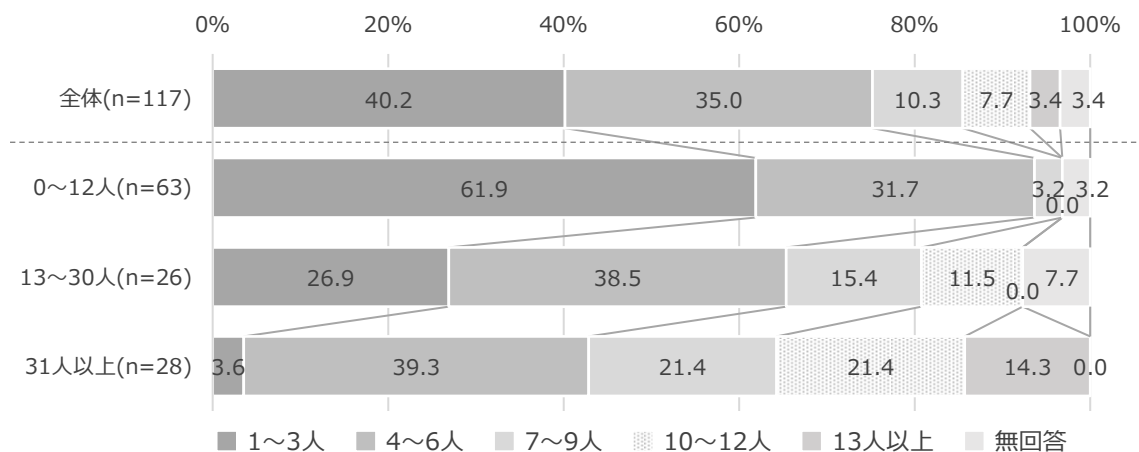
入所数別に学習場面において職員一人当たりがみる子どもの数をみると、以下のとおりであった。



(39) Q2.入所数 × Q17.現状_職員一人当たりがみる子どもの数_屋外・屋内の運動

入所数別に屋外・屋内の運動場面において職員一人当たりがみる子どもの数をみると、以下のとおりであった。

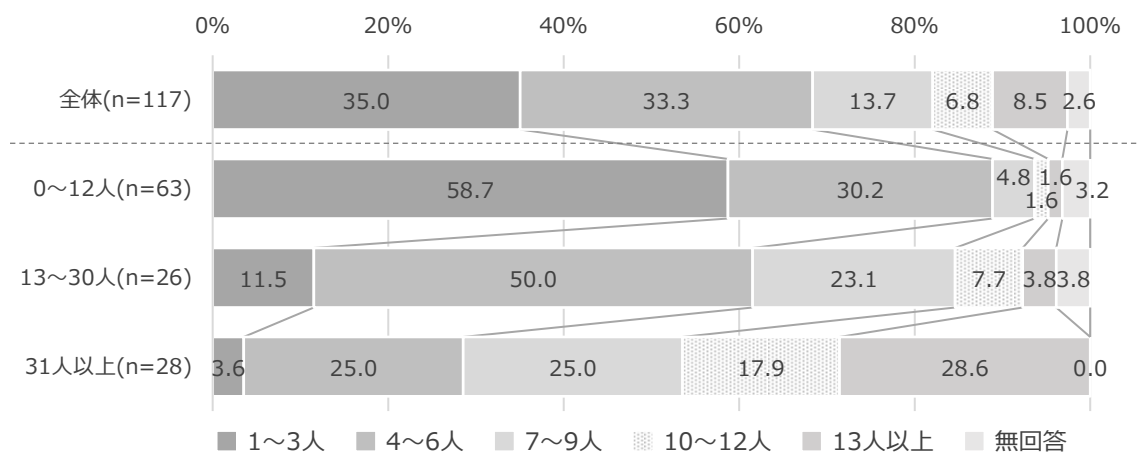
図表 4 -64 入所数別にみた現状_職員一人当たりがみる子どもの数_屋外・屋内の運動



(40) Q2.入所数 × Q17.現状_職員一人当たりがみる子どもの数_日中の自由時間

入所数別に日中の自由時間において職員一人当たりがみる子どもの数をみると、以下のとおりであった。

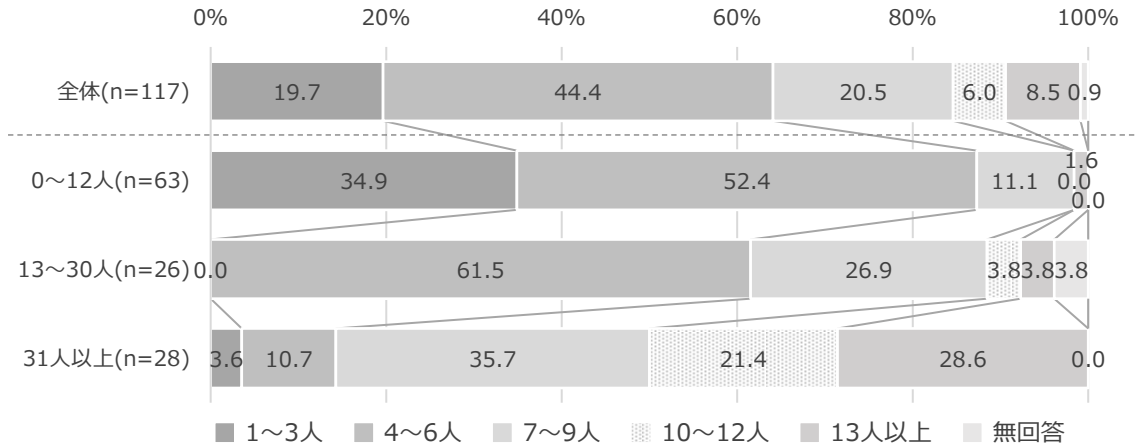
図表 4 -65 入所数別にみた現状_職員一人当たりがみる子どもの数_日中の自由時間



(41) Q2.入所数 × Q17.現状_職員一人当たりがみる子どもの数_夜の自由時間

入所数別に夜の自由時間において職員一人当たりがみる子どもの数をみると、以下のとおりであった。

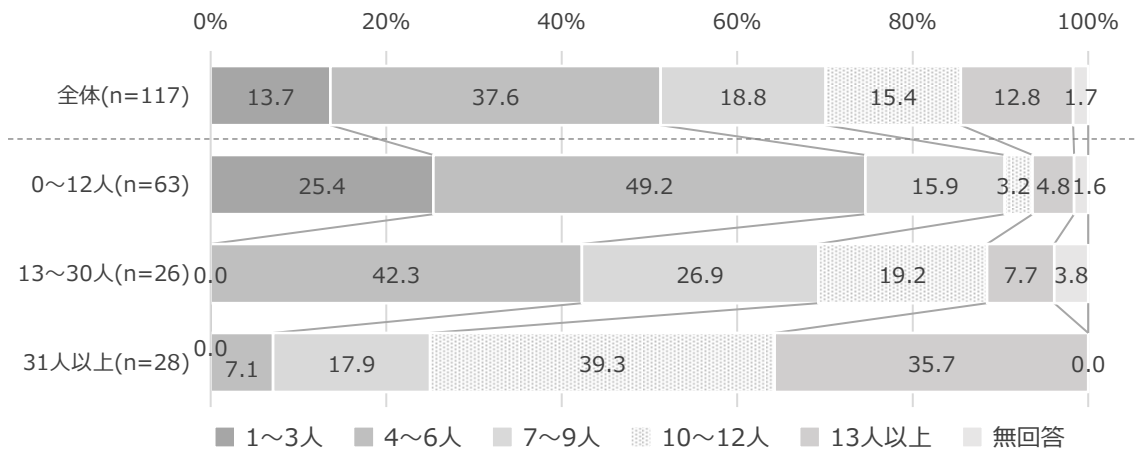
図表 4 -66 入所数別にみた現状_職員一人当たりがみる子どもの数_夜の自由時間



(42) Q2.入所数 × Q17.現状_職員一人当たりがみる子どもの数_夜間（就寝中）

入所数別に夜間（就寝中）において職員一人当たりがみる子どもの数をみると、以下のとおりであった。

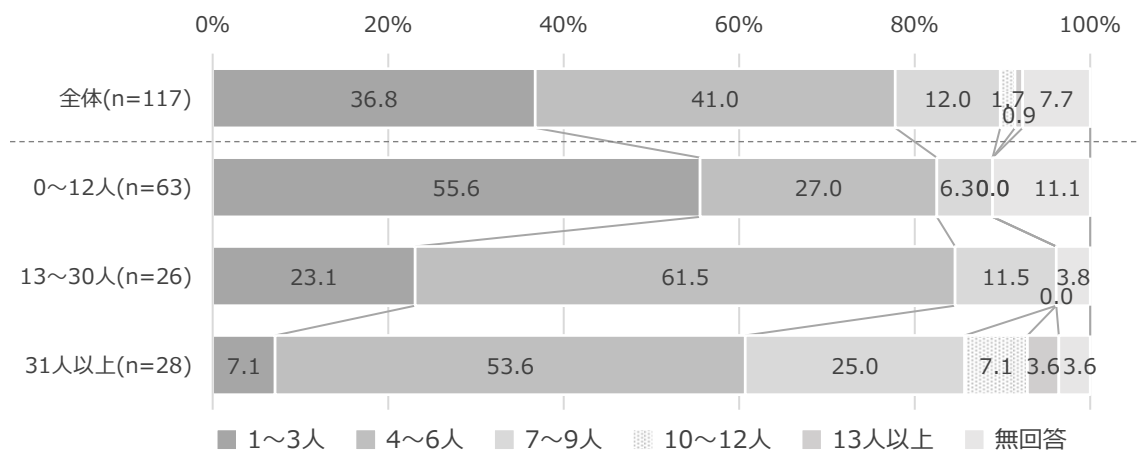
図表 4 -67 入所数別にみた現状_職員一人当たりがみる子どもの数_夜間（就寝中）



(43) Q2.入所数 × Q17.望ましい数_職員一人当たりがみる子どもの数_食事

入所数別に食事場面において職員一人当たりがみる子どもの望ましい数をみると、以下のとおりであった。

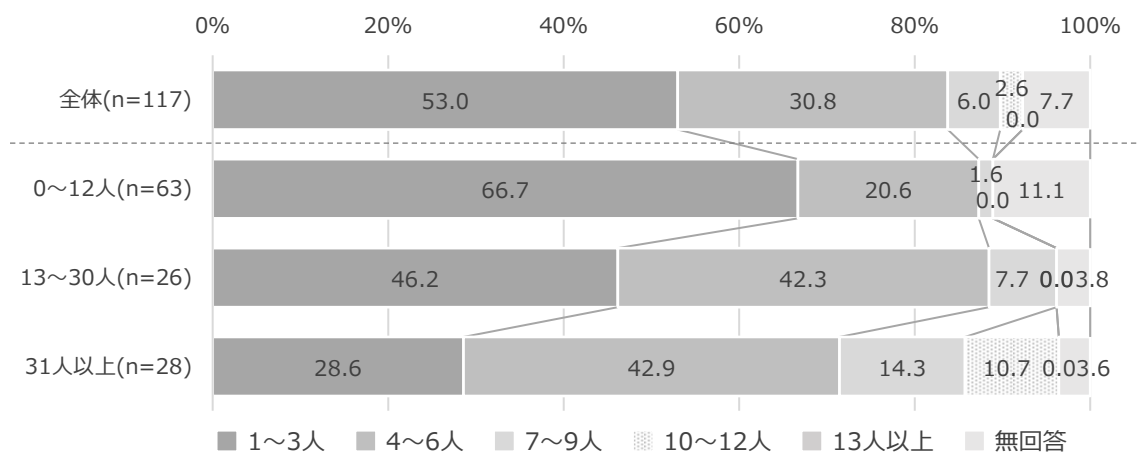
図表 4 -68 入所数別にみた望ましい数_職員一人当たりがみる子どもの数_食事



(44) Q2.入所数 × Q17.望ましい数_職員一人当たりがみる子どもの数_学習

入所数別に学習場面において職員一人当たりがみる子どもの望ましい数をみると、以下のとおりであった。

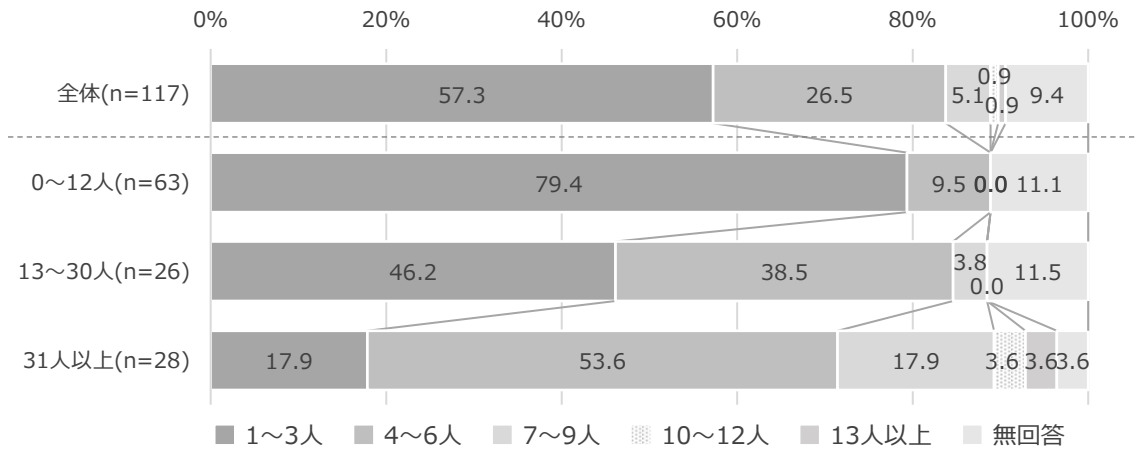
図表 4 -69 入所数別にみた望ましい数_職員一人当たりがみる子どもの数_学習



(45) Q2.入所数 × Q17.望ましい数_職員一人当たりがみる子どもの数_屋外・屋内の運動

入所数別に屋外・屋内の運動場面において職員一人当たりがみる子どもの望ましい数をみると、以下のとおりであった。

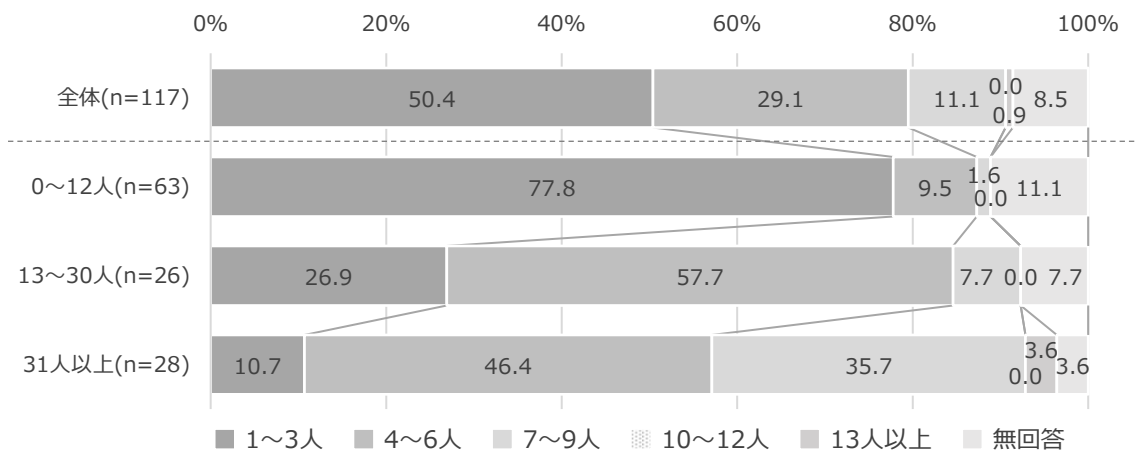
図表 4 -70 入所数別にみた望ましい数_職員一人当たりがみる子どもの数_屋外・屋内の運動



(46) Q2.入所数 × Q17.望ましい数_職員一人当たりがみる子どもの数_日中の自由時間

入所数別に日中の自由時間において職員一人当たりがみる子どもの望ましい数をみると、以下のとおりであった。

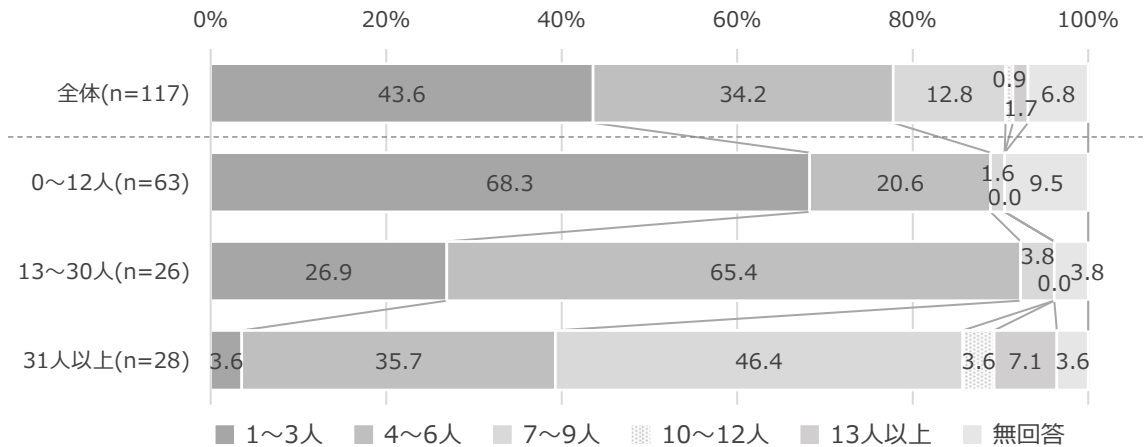
図表 4 -71 入所数別にみた望ましい数_職員一人当たりがみる子どもの数_日中の自由時間



(47) Q2.入所数 × Q17.望ましい数_職員一人当たりがみる子どもの数_夜の自由時間

入所数別に夜の自由時間において職員一人当たりがみる子どもの望ましい数をみると、以下のとおりであった。

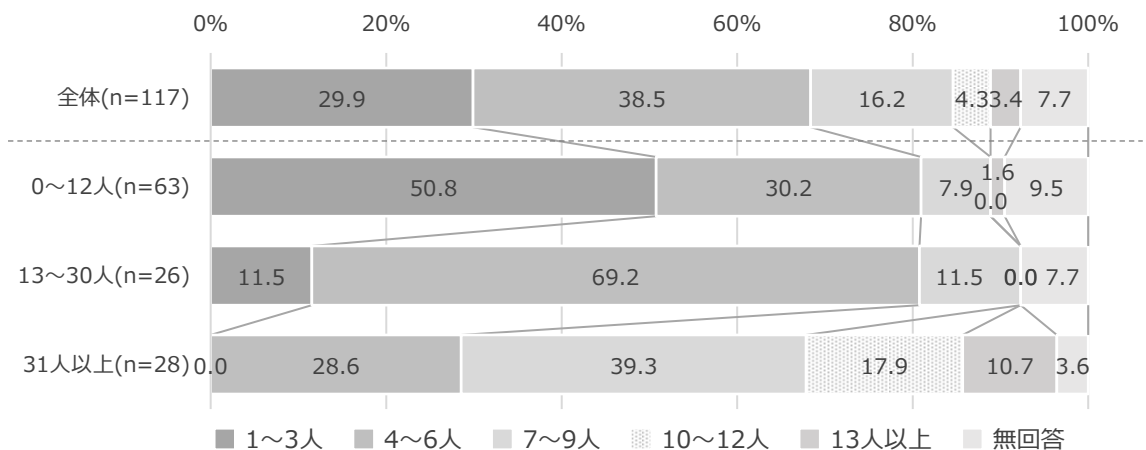
図表 4-72 入所数別にみた望ましい数_職員一人当たりがみる子どもの数_夜の自由時間



(48) Q2.入所数 × Q17.望ましい数_職員一人当たりがみる子どもの数_夜間（就寝中）

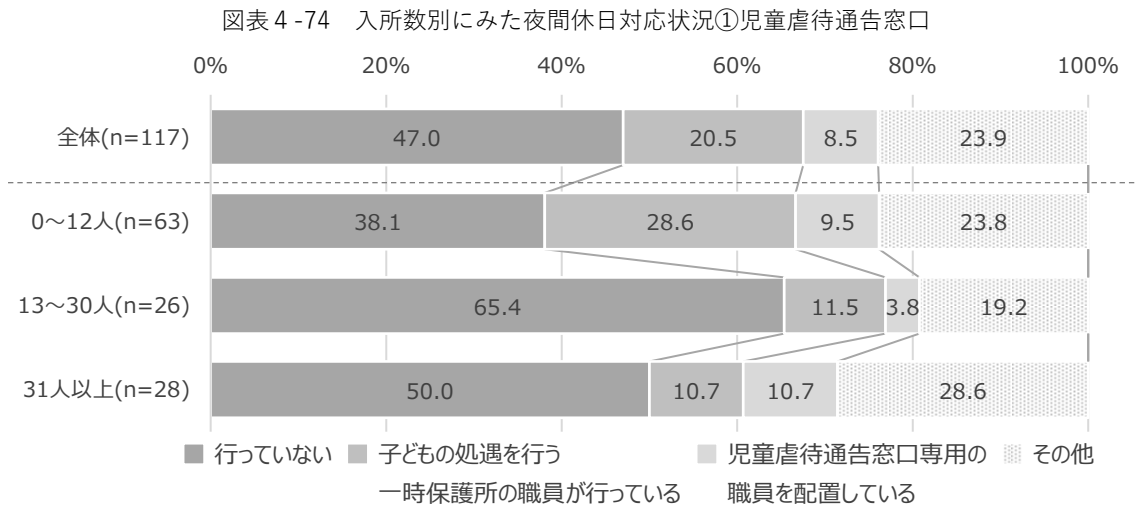
入所数別に夜間（就寝中）において職員一人当たりがみる子どもの望ましい数をみると、以下のとおりであった。

図表 4-73 入所数別にみた望ましい数_職員一人当たりがみる子どもの数_夜間（就寝中）



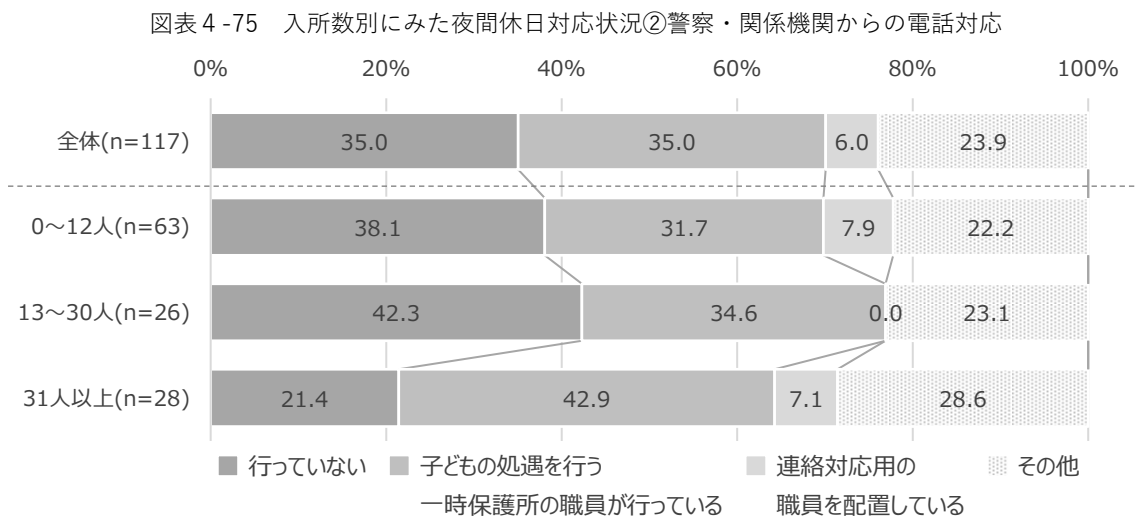
(49) Q2.入所数 × Q18.夜間休日対応状況①児童虐待通告窓口

入所数別に児童虐待通告窓口の夜間休日対応状況をみると、以下のとおりであった。



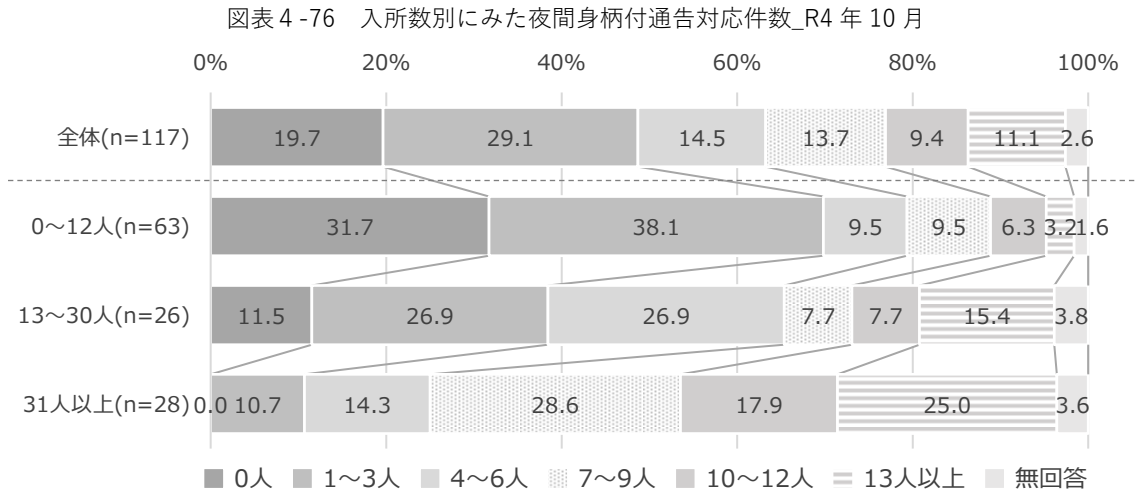
(50) Q2.入所数 × Q18.夜間休日対応状況②警察・関係機関からの電話対応

入所数別に警察・関係機関からの電話対応における夜間休日対応状況をみると、以下のとおりであった。



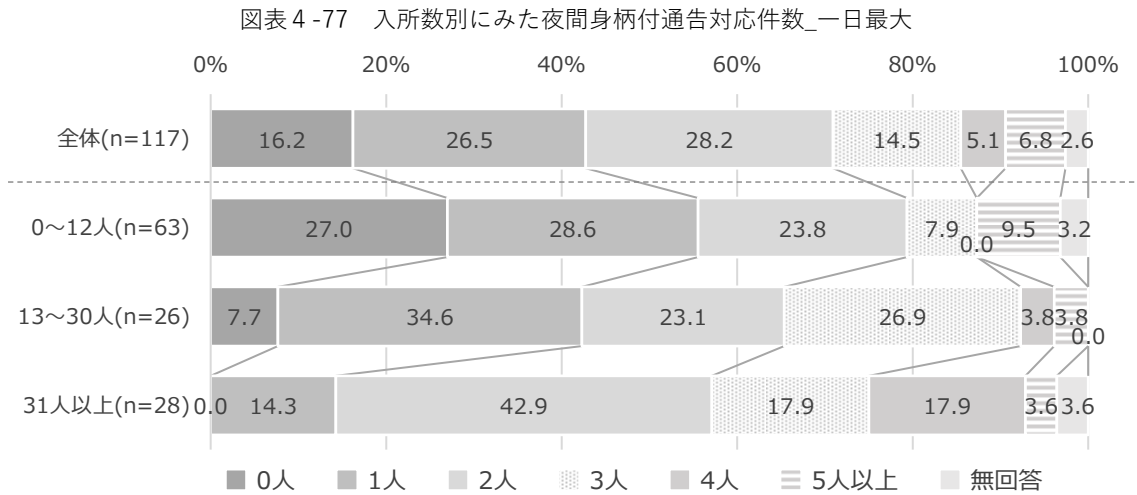
(51) Q2.入所数 × Q19.夜間身柄付通告対応件数_R4年10月

入所数別に令和4年10月の夜間身柄付通告対応件数をみると、以下のとおりであった。



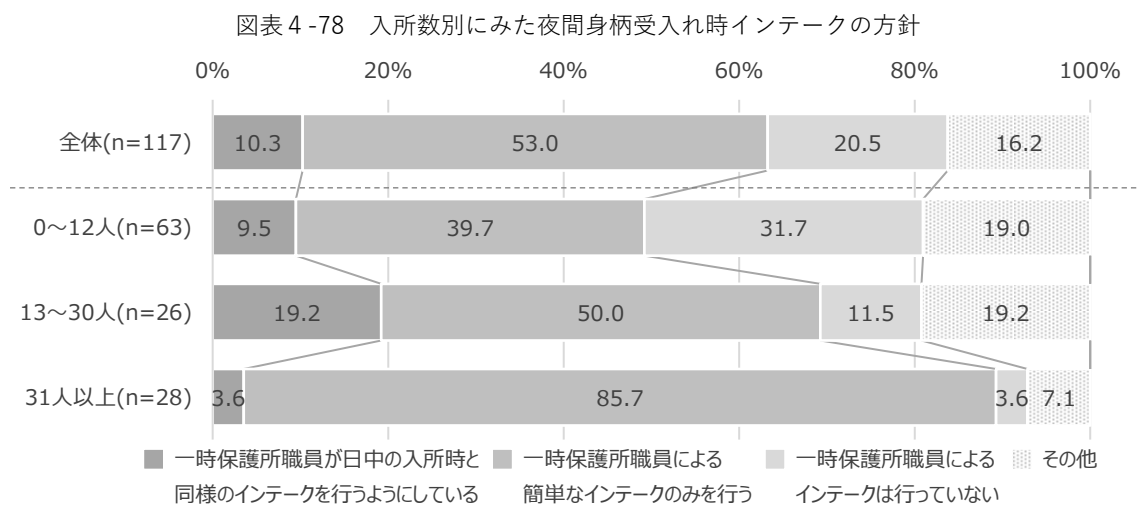
(52) Q2.入所数 × Q19.夜間身柄付通告対応件数_一日最大

入所数別に夜間身柄付通告の一日最大対応件数をみると、以下のとおりであった。



(53) Q2.入所数 × Q20.夜間身柄受入れ時インテークの方針

入所数別に夜間身柄受入れ時におけるインテークの方針をみると、以下のとおりであった。



第5章 海外事例調査

I. ドイツ

(1) 児童福祉や社会的養護に関する考え方

- ・ 教育と福祉は分離されておらず、日本でいう児童福祉は「教育」という用語に分類され、児童養護施設も「教育施設」と表現される。
- ・ ドイツ連邦共和国基本法において、子の養育の第一次的責任は父母にあるとされ、国家による介入は慎重になされるべきことが示されている。
- ・ 民間団体にできることは行政より一任され、民間団体による取組みが優先される「民間優位の原則」があり、民間施設が児童・青少年援助において重要な位置を占めている。(→上記2つはナチス政権下の反省から生まれている)
- ・ 要保護児童対策の原則は、介入より支援を優先することにある。

(2) 一時保護に関する法令

- ・ 日本の児童福祉法にあたるのが SGBVIII（連邦社会法典第8編）であり、児童福祉に関して総合的な規定を有している。SGBVIIIの第42条において緊急一時保護の規定が設けられており、子どもの福祉が危険にさらされている場合にこの手続がとられる。
(→虐待および、価値観の対立から来る親と子の衝突、生活能力あるいは養育能力の低さ、アルコール依存や薬物摂取、負債や貧困などが含まれる)
- ・ 第34条「施設教育、その他の措置された居住形態」は、日本の児童養護施設に相当する施設の運営指針を示している。
- ・ 緊急一時保護や施設入所措置などを行う場合には RGB（民法）1666条ないし1666条aによる配慮権（親権）の制限や親子分離の処分が必要となる。

(3) 一時保護のしくみ

- ・ 子どもの保護については、少年局と家庭裁判所に共同責任がある。少年局は日本における児童相談所と同様の役割を果たしており、各自治体に設置されている。また家庭裁判所は、民法において、職権で子どもの福祉を守るための処置を取ることが規定されている。
→ドイツの一時保護は、少年局の判断による緊急保護を認めつつ、その判断に裁判所が関与する仕組みを確立している。
- ・ ドイツの要保護児童対応のフローにおいて、親からの申請に基づくことから、家族とのミーティングが位置付けられ、家族への支援提案が盛り込まれていることや、家庭外措置だけではなく在宅支援においても、親の同意がない場合に家庭裁判所が関与していることなどが特徴として挙げられる。

(4) 一時保護を行う施設と運営方法について

- ・ ドイツの教育施設（児童養護施設）はグループホーム化され、分散ホーム化されている。
- ・ 一時保護は援助計画策定までの保護で、通常 1 週間程度であり、民間の教育施設（児童養護施設）等に設けられた一時保護ホームで保護されるのが通例である。この場合、アセスメント機能が少年局から民間団体に移譲される（民間優位の原則）。
- ・ ドイツにおいては通常少年局には一時保護所はなく（ドイツを含む諸外国において行政機関内に一時保護施設を併設するのは例外的）、緊急一時保護における里親委託の割合も 1 割程度である。
- ・ 施設は年齢（14 歳前後で分けるのが通例）や目的・意図に応じてグループ化されており、問題行動が激しく通常のグループホームでの対応が困難な児童・青少年に対しては集中的社会教育的個別の処遇が用意される。
- ・ 民間施設の職員は 3 年制課程の専門学校で養成される保育士が約半数を占めており、残る半数を、専門大学で養成されるソーシャルワーカー、社会教育士、総合大学で養成される教育学士や障害療育士等が占めている。

■教育施設（児童養護施設）の一例：カトリック児童施設「セント・ヨーゼフ・デューレン」

2015 年現在、15 の異なるペダゴギック（社会教育的）な居住形態からなる約 130 人定員の児童施設。6 種類、15 のグループホームで構成されている。3 ヶ月以内の危機介入的な、あるいは心理学的な診断を目的としたごく短期の介入を中心とした施設である。

①保護、危機介入、一時保護、診断評価のための施設 3 施設、9 人定員	8 歳までのグループ、13 歳までのグループ、13 歳以上のグループの 3 つで、社会教育的及び心理学的な診断を行い、新たな見通しを立てる。ほとんどの場合、出生家族の元に復帰するが、世話家族（里親や親族）や長期のホームや別の居住施設への仲介が準備されることになる。
②3 ヶ月以上のより中長期の居住施設 8 施設、合計定員 68 人 （1 グループ平均 8 人）	思春期前の男女のための中期を見通した 2 つのグループ、およそ 11 歳以上の男女のための中期を見通した 1 グループ、16 歳以上のより独立的な居住形態の 1 グループ、13 歳以上の女子のための中期的で独立的な居住形態の 1 グループ、13 歳以上の男子のための中期的で独立的な居住形態の 1 グループ、青少年（例外的に子どもを含む）のための長期の独立的な居住形態の 2 グループ
③教育学的＝治療的な集中的グループ 7 人 定員	第 35 条「集中的社会教育的個別の処遇」に対応した居住形態
④思春期前の児童のための昼間グループ	第 32 条「昼間グループ内での教育」に対応した居住形態
⑤母子ホーム	6 人の（未成年の）母親とその子どもからなる母子ホーム
⑥青少年及び、より年長の者のための社会教育的な居住形態	固有の住まい、職業教育ないし仕事もちながらのより自由度の高い居住形態

細井勇（2016）『ドイツの児童福祉と日本の児童福祉』より一部抜粋し作成

(参考文献)

1. 和田上貴昭 (2018)『社会的養護制度の国際比較に関する研究 調査報告書 第3報』.厚生労働省児童福祉問題調査研究事業報告書,pp10-24.
2. 細井勇 (2017)『国際的観点から見たドイツにおける家族政策と要保護児童対策』.社会保障研究 vol.2,no.2・3,pp233-248.
3. 川松亮 (2017)『ルーマニア・ドイツの児童福祉制度視察報告書 II. ドイツ連邦共和国編』.子どもの虹情報研修センター平成29年度研究報告書,pp15-18
4. 細井勇 (2016)『ドイツの児童福祉と日本の児童福祉』.福岡県立大学人間社会学部紀要 vol.25,No.1,pp1-21.

II. フランス

(1) 児童福祉や社会的養護に関する考え方

- ・ フランスにおいて、日本の社会的養護に該当する用語は「児童保護」であり、日本同様に18歳までを支援の対象としているが、措置延長制度（CJM）が認められれば21歳まで拡大される。
- ・ フランスでは、家庭に限らず、学校、施設、教会等で発生した児童への暴力も、児童虐待に含め広く考えている。
- ・ フランスには101の県があり、それぞれの自治権が強く、各県が国の政策の枠組みの中で自由に施策を展開できることになっている。

(2) 一時保護に関する法令

- ・ 2016年の児童福祉法の改正において、子どもの基本的ニーズの尊重が優先されることとなり、子どもが危険な状態であると判断される場合は、福祉的な介入を試みることなく、司法的な介入で子どもを保護することとされた。
- ・ 民法典第375条第1項で司法的な保護と育成扶助（司法的命令に基づく在宅支援、里親・施設による養育等の措置）について定めている。
- ・ 刑法典第434-3条第1項で児童虐待に関する通報義務を定めている。また、1989年児童保護法により、全国レベルの「危険な状態にある児童のための全国電話相談受付センター（SNATED）を設け、市民がすぐに通報しやすい体制をとっている。
- ・ 児童保護で提供する支援については社会福祉家族法（CASF）で定められている。

(3) 一時保護のしくみ

- ・ 一時保護は子どもを安全なところに置いておくことが目的ではなく、その期間に解決方法を提案することを目的としている。
- ・ 各県に憂慮情報収集室（CRIP）が設置されており、児童虐待に至るおそれがある等の関連情報を一元的に管理している。
- ・ 危険やその可能性の程度が大きい事案については、日本の児童相談所と同等の機能を果たす児童社会扶助機関（ASE）が行政的保護を行う。ASEは県議会の管轄に置かれ、県議会議長がその実施の責任を負う。
→ASEへの申請を児童が自ら行うことができるため、特に高年齢児においては、家庭内不和を原因に自らの意思で保護・支援を請うケースもある。
- ・ CRIPで評価された憂慮情報のうち、緊急性・重大性を帯びた事案は司法的保護が行われる。共和国検事は未成年者の一時的保護（緊急的保護）を命じることができ、一時入所命令（OPP）と呼ばれる。
- ・ 司法的保護後2週間以内に裁判が行われるため、担当エドューケーターと心理士が親子それぞれと面談を実施し、支援内容について検討するレポートを作成する。
- ・ 親が受入施設への引き渡しに反対する場合は、警察が介入して強制的に児童の身柄確保を行うことができるが、親の同意がない状態で一時的保護が許されるのは8日以内である。

- ・ 児童の状況によっては、一時的保護の期間であっても、児童への親からの連絡や、面会・外泊が許される。この許可については、共和国検事が、その態様・頻度を決めて行う。
- ・ 共和国検事から児童裁判官に事案が送致された後に一時的保護を延長することは可能であるが、一時的保護を開始した日から6か月が上限となる。

(4) 一時保護を行う施設と運営方法について

- ・ 一時保護施設は5～6人と小規模なものが地域内に点在している。
- ・ 一時保護で利用される施設の種類は以下がある。
 - ① 託児所：3歳未満が対象で長期の治療施設としても利用される。
 - ② 緊急事例の観察とサービスの宿泊施設：民間のアソシアシオンによる施設、または児童司法保護機関（PJJ）所属の施設がある。
 - ③ 問題をもつ児童の小規模ホーム：こどものための対応プログラムをもつ。
 - ④ 県が提供する少年宿泊施設：県の児童福祉局（ASE）専用利用。国内全県に設置が義務づけられている。
 - ⑤ 「子どもの村」：ファミリーホーム・グループホームのような施設。きょうだいを一緒にの施設に措置することが目的。

■②民間アソシアシオンが運営する施設の一例：AEMO（宿泊つき開放型教育アクション）

- ・ 公的資金のみで子どもの保護活動を行っているアソシアシオンである RETIS が運営している施設。
- ・ 2007年の児童福祉法で決定された、少年保護司法局（PJJ）にかかわる活動になる。
- ・ Thonon, Annemasse, Annecy の各都市に40名ずつ、合計120名の受け入れキャパシティがある。それぞれのセンターにエデュケーター5名、心理士1名、事務員1名、課長1名を置いて、オフィスと寄宿舎を備える。

(参考文献)

5. 安發明子（2021）『フランスの児童福祉の仕組み—どのように子どもの権利を守ろうとしているか』．対人援助学マガジン第44号,pp290-292.
6. 小澤裕香（2021）『フランスにおける社会的養護から巣立つ若者の自立支援—措置延長制度が果たす役割について—』．金沢大学経済論集 42 巻,pp19-24.
7. 畠山由佳子（2019）『2019 年度調査報告書 社会的養育における親子支援のあり方についての日仏比較研究—現場における実践についての質的調査—』 .pp15-17.
8. 三輪和宏（2015）『フランスにおける児童虐待防止制度』．レファレンス平成 27 年 8 月号,pp81-108.
9. 吉井美和子（2013）『フランスにおける子どもの保護の実態—アソシアシオンの活動を中心に—』 .pp140-150.
10. 松井一郎（2003）．『ドイツ・フランスの児童虐待防止制度の視察報告書 II フランス共和国編』 .子どもの虹情報研修センター平成 15 年度研究報告書,pp41-42.

III. アメリカ

(1) 児童福祉や社会的養護に関する考え方

- ・ アメリカにおける社会的養護と同様の制度は Foster care system と呼ばれ、全体の 8 割以上が里親へ預けられている現状から、法文献においては「里親制度」と訳される場合も多い。
- ・ アメリカは植民地時代より徒弟制度を行ってきており、働き先の主人が子どもたちの衣食住の面倒をみる、あるいは教育を行うなど、徒弟制度が親子類似のものとされてきた経緯がある。
- ・ 里子が里親間をたらい回しにされている状況が問題となり、「1980 年養子縁組援助と子どもの福祉に関する法律」が制定され、心理的な親の元での永続的なケアを意味する「パーマネンシー」や親子関係の維持・再統合が最重要視されることになった。

(2) 一時保護に関する法令

- ・ アメリカの児童虐待施策に関する連邦法の中心は児童虐待予防及び治療法で、1974 年の制定以来、改正が重ねられており、最近の改正は 2018 年の児童虐待被害者法再承認法となる。
- ・ アメリカの法手続は各州法に委ねられており、その手続きは 50 州でそれぞれ異なるが、いずれの州においてもこの連邦法に基づき州法を立法し、プログラムを作成することにより、連邦からの資金を得ることになっている。

(3) 一時保護のしくみ

- ・ 児童虐待に対応する中心的機関は Child Protective Services (CPS) で、州が管轄し、本部と地域ごとにいくつかの支所に分かれて設置されている。CPS の役割は、18 歳未満の子どもに対する通告の受理、緊急保護、カウンセリング等の支援の調整、裁判所手続き、社会的養護措置等である。各州・自治体によって呼び名が変わる場合もある。
- ・ CPS が通告を受け、緊急対応が必要なケースについては、警察と協働して即時に緊急介入を行う。CPS が受理したケースは、虐待の有無について調査を行い、虐待があれば裁判所関与の下、司法命令に基づいてフォスターケア（里親制度）等のサービスが提供される。
（フロリダ州の場合）
- ・ 児童虐待・ネグレクトに対処するのは州の福祉局（DCF）で、各郡に事務所が存在する。
- ・ 福祉局のソーシャルワーカーは、児童虐待・ネグレクトの通告を受け、スクリーニングした後、子を親から引き離すことが必要であると判断すれば、引離しを実行する。
- ・ その後 24 時間以内に裁判所の保護審理を行い、DCF が一時保護をするにあたり相当の理由があったかが審理される。
- ・ 保護審理から 28 日以内に罪状認否および保護審査が行われる。子の一時保護について、親の同意または承認がなければ、罪状認否後 30 日以内に、司法的判断のために審判型聴聞が行われる。

- ・ 審判型聴聞は数回行われることもあり、その最後の日から 30 日以内に措置決定審理が行われる。この審理では、裁判官により、DCF が親子再統合のために十分な取組みを行ったかとともに、子の措置について審査される。

(4) 一時保護を行う施設と運営方法について

- ・ アメリカでは一般に施設による保護はなく、一時保護のときから祖父母や親戚、里親による養育がなされることが多い。
→2018年におけるフォスターケアとなった児童の措置先は、親戚関係のない里親が46%、親戚関係（5親等以内）にある里親が32%、施設が6%となっている。
- ・ 里親家庭はライセンスを受けていること、里親は身元調査を受けていること、州の監督下にあることなどが要件とされている。里親になるためには、30時間程度の講習を受講する必要がある。

(参考文献)

11. 増沢高（2020）『海外の児童虐待防止の取組みに関する調査研究』．子どもの虹情報研修センター研究報告書,pp1-11.
12. 山口亮子（2016）『児童虐待に関するアメリカの法手続—フロリダ州を例にして—』．社会安全・警察学 第3号,pp1-12.
13. 池谷和子（2014）『アメリカにおける里親制度』．東洋法学 57 卷 2 号,pp81-90.
14. 畠山由佳子（2014）『アメリカにおける里親養育ケースマネジメントの実際』．里親支援に関わる WORKER のための研修資料,pp1-9.

第6章 本調査研究の考察

I. 各調査結果について

1. 子どもへの調査

(1) 一時保護の長期化対策と、長期化している子どもの権利保障について

- ・ 退所児童、保護児童ともに、「一時保護所にいた期間」について「2か月以上」と回答した子どもが4分の1以上であった。
- ・ 本調査研究で策定した基準（案）は、一時保護所での保護期間が2か月以内であることを前提として策定したものであり、一時保護所での保護期間が2か月以上の子どもの権利をどのように保障するかについて、その在り方の検討も必要である。

(2) 子どもの意見から考える、一時保護所に求められること

① 子どもが「よかった」と思っていることから見えてくること

- ・ 「よかったこと」の回答で一番多かったのは「一緒にいる子どもたちと遊んだり、話ができること」であり、約6割であった。現在の一時保護所では、子どもの退所後に互いに連絡を取りあうことのないよう、連絡先の交換等を禁止している一時保護所がほとんどであると考えられるが、一時保護所の退所と同時に子どもから「話ができる人」を強制的に奪うということでもあり、その対応が適切であるか、改めて検討する必要がある。
- ・ 「よかったこと」の回答として、「食事や読書、ゲームやおもちゃで遊ぶこと」も5割を超えており、一時保護所という閉鎖的な環境における子どもにとっての楽しみの1つと言え、大人が思っている以上に「余暇」を求める子どもが多いと考えられる。しかし、それら備品等が充実していない一時保護所もあるのが実態であり、予算確保等を含めて対応について検討が必要である。
- ・ 食事、おやつに関する意見も多く、食事やおやつが子どもにとって楽しみの1つであることを前提とした提供・機会づくり等が求められている。
- ・ 「安心して過ごせている」「自分の意見や希望を聞いてくれる大人がいること」が約5割の回答であったが、一時保護所としてこの割合でよいのか、更に高めなければならないところではないか、改めて考える必要がある。
- ・ 「自分のこれからを考えることができた」「自分自身のこれまでを振り返ることができた」も約5割の回答となっており、一時保護所に来ることが、子どもにとって自分の将来を考える機会にもなっていることが確認できた。だからこそ、援助指針の策定時をはじめ、様々な場面において、子どもの意見をしっかりきくこと、そして子どもの将来については子どもと一緒に考えるべきことであるという意識を強く持つことが重要である。
- ・ 「自由に過ごせたり、一人になれる時間があること」も5割ほどの回答であった。一人が嫌だという意見もあるため一概にこの適否は判断できないが、「自由に過ごせる」環境にない（一人になれる時間や空間がない）一時保護所もあると思われ、一時保護所内での行動制限の在り方については検討が必要である。

② 子どもの「できている」の回答から見えてくること

- ・ 様々な面において子どもの行動を制限せざるを得ない一時保護所ではあるが、「自分がやりたいこと、好きなことができている」との回答が5割程度あったことは、一時保護所での子どもの生活について、様々な工夫がなされているからと考えられる。一方で、「話をしたいと思ったときに、すぐに職員の人と話せる」も5割弱の回答となっており、一時保護所が果たすべき子どもへの対応という点では課題がある状況である。
- ・ 「一時保護所でできていること」の問いにおける他の選択肢には、「一時保護所なので制限せざるを得ない」と考えられていたものも多く含んではいたが、「できている」と回答している子どもがいることは、制限しない対応ができている一時保護所もあることを示しており、「一時保護所ではできない」と思い込んでいるだけの可能性が否定できない。できている一時保護所の方法を共有することで、一時保護所内での制限を減らすこともできるのではないだろうか。
- ・ 「勉強ができるようになった」なども含め、「苦手なことができるようになった」「新しいことができるようになった」「新しい経験ができた（行事や遊びなど）」などの意見も多く聞かれた。一時保護所で何か1つでもプラスの経験ができることは子どもにとって自信につながる可能性があり、一時保護所における「生活」の在り方（生活面のケアの考え方やレクリエーション等に関する取組み）についても検討が求められる。

③ 子どもが「嫌だ」と思うことの回答から見えてくること

- ・ 一時保護所で嫌だったこととして、外に出られない、外の友だちなどとの連絡が取れないことに関する回答が上位になった。その適否については様々な事情を考慮する必要があるが、少なくとも子どもの安全上の理由により制限せざるを得ない場合でも、なぜ禁止なのかについて、子どもの理解を得られているか、子どもにとって納得感があるかは重要である。
- ・ 「嫌だと思うこと」のうち、改善できるものはないかを考える必要がある。今回の子どもの声を聞き、子どもが嫌だと思っていることに職員は気づけているか、きちんと向き合っているか、改めて確認することが大切である。
- ・ 特に自由意見については、「職員の言葉遣いが違う」「職員によって言うことが違う」「常に誰かに見られていて監視されているようだった」「退屈だった」「一人になれる時間が多すぎてストレスだった」「普段の授業と進み具合が違いすぎて負担だった」「退所するときにお別れを言えなかった」等、子どものほうがよく見ている、大人が気づかされるような意見も多数あった。
- ・ 子どもの意見を、一時保護所だから仕方がない、子どもは分かっていない、ととらえるのではなく、そもそもなぜそうしなければならないのか、なぜそうしているのかを職員が考えられているか。子どもが思う「なんで〇〇なのだろう」にしっかり応えることが求められている。
- ・ 「嫌なこと」については、退所児童にくらべて保護児童のほうが、全体的に回答率が高かった。（10ポイント程度の差。）一時保護は子どもにとって大きな権利制限である。一時保護所が外に出る、あるいは外とつながるといった選択権の少ない環境だからこそ、子どもに

とって快適な場所ではなくてはならず、かつ一時保護の長期化や一時保護所における行動制限についてもその必要性について十分に考える必要がある。

④ 学習について

- ・ 子どもにとって「勉強」は様々な面で将来に影響するものであり、一時保護を理由として教育を受ける権利を奪うことになってはならない。
- ・ 保護される子どもの学習意欲や学習能力の課題を理由に、一時保護所における学習内容の説明がされることも多い。しかし、一時保護所でしたい勉強について「通っていた学校とオンラインでつないで授業だけでも受けたかった」「プリントやタブレットを使った、自分にあっただけの学習がしたかった」の回答が3～4割となるなど、学習意欲のある子どももこれだけいるということを前提として、一時保護所内での学習環境を整える必要がある。
- ・ 通学（特に在籍校への通学）は様々な面で課題が多いと考えられるが、上記選択肢をはじめ、「わかりやすく教えてほしかった」「試験勉強や受験勉強ができる場所や時間が欲しかった」等、他の選択肢については改善できる余地のあるものではないか。

(3) 子どもの年齢等に応じた対応

- ・ 子どもの年齢別にみると、「よかったこと」については、小学生では「一緒にいる子どもたちと遊んだり、話ができた」「本を読んだり、ゲームやおもちゃで遊べた」が、高校生では「自分自身のこれまでのことを振りかえることができた」「自分のこれからのことを考えることができた」等の回答が多く、「嫌だと思うこと・嫌だったこと」は、高校生で「スマホが使えないこと」「友だちと会ったり、連絡をとったりできない・できなかったこと」が他の学年と比べて多いなど、子どもの年齢によっても回答の傾向が異なった。
- ・ 特に高校生からは、「高校生が遊べるものが少ない」「勉強できる科目が少ない」などの意見もあがっており、高校生が望む生活をどこまで一時保護所で提供できるか、引き続き検討が必要な重要な課題であるといえる。

(4) 一時保護所による違いと、その違いのとりえ方

- ・ 今回の調査では、複数の一時保護所で生活した経験のある子どもが4分の1ほどであった。
- ・ 一時保護所の職員の多くは、現在の一時保護所もしくは同じ管轄内の一時保護所での勤務経験のみである職員が多いと推察され、職員よりも子どものほうが一時保護所による違いを知っている可能性がある。つまり、一時保護所によってなぜ違うか（以前のところではできていたのに、ここではできないのはなぜか等）という子どもの問いに、職員は答えられなくてはならないし、子どもから出てくる意見は、時に大人よりも知っていることとして耳を傾けることができれば、子どもと一緒にもっとよい一時保護所を考えていくことができるかもしれない。

(5) 話をしたいと思っている子どもも多い

- ・ 今回のアンケート調査で、インタビュー調査に「協力してもよい」と回答した子どもが3割あり、話をしたいと思っている子どもが想定よりも多かった。

- ・ インタビュー調査の対象が一時保護所退所直後の子どもであり、年齢も小学生や中学生が多く、インタビュー調査を行う場所や時間の設定が難しかったり、連絡がとれなかったりしたケースが多かったが、子どもの声を聞く機会を更につくっていくべきであると改めて感じることができた。
- ・ 子どもの声を聞くにあたっては、どのような目的で、どう活用するかをしっかりと考え、子どもが「協力してよかった」と思える工夫が不可欠である。近年、一時保護の退所時にアンケートを実施している一時保護所も増えていると推察されるが、実施するだけでなく、それがどのように活用されているかが重要なポイントであるといえる。

2. 一時保護所への調査

(1) 一時保護所の入所数

- ・ 入所数12人以下の一時保護所が約半数である一方、30人以上の一時保護所も約2割ある。
- ・ 入所率でも、入所率が60%以下の一時保護所が約半数ある一方で、100%を超える一時保護所が約4分の1となっている。
- ・ 一時保護所の規模は大小さまざまであり、それぞれハード面、職員体制、抱える課題なども異なっていることが推察されるため、運営の考え方についてもさまざまな考えがあることに留意する必要がある。

(2) 男女別・男女混合処遇の考え方

- ・ 夜の自由時間については、男女別が望ましいとの意見が約7割であったが、食事、学習、屋外・屋内の運動、日中の自由時間については、男女別が望ましいか、男女混合が望ましいかは意見が分かれている。
- ・ 一時保護所の入所数別にみても考え方は異なっており、12人以下の一時保護所では、夜の自由時間を除いて、男女混合が望ましいと考える割合が高く、13～30人の一時保護所では、学習、屋外・屋内の運動を除いて、男女別が望ましいと考える割合が高い。31人以上の一時保護所では、学習時間を除いて、男女別が望ましいと考える割合が高い。
- ・ 理由をみると、男女別が望ましいと考える一時保護所では、性的な問題を抱えた子ども同士のトラブル回避や、子どもの安心感を確保するためなどの意見が多く、男女混合が望ましいと考える一時保護所では、社会と同じ環境にする方が自然であるとの意見が多く挙げられた。
- ・ 男女別、男女混合のいずれが望ましいかについては、それぞれの理由があるものの、一時保護所の入所者数が増えるにつれて、男女別が望ましいと考える割合も増えることから、運営のしやすさ、管理のしやすさなどの観点も男女別を選ぶ理由の1つになっていると考えられる。一方で、性的なトラブルが異性間だけでなく同性間でも起き得ることや、男女別ではなく、年齢や子どもの状況に応じた分け方などもあり得ることから、男女別に縛られない考え方も必要である。

- ・ 男女の分け方について、学校生活と同じ場面は男女混合、家庭生活に近い場面は男女別との意見も多く挙げられていたが、どの場面を学校生活、家庭生活と考えるか（どの場面を男女別、男女混合にするか）については意見が分かれていた。
- ・ 一時保護所のハード面や一時保護所内での子どもの過ごし方によっても考え方が異なってくるものと思われる。

(3) 子どもの活動単位及び職員一人当たりの子どもの数

- ・ 子どもの活動単位については、いずれの活動場面においても1～6人が望ましい、と考える一時保護所の割合が最も高くなっている。一方で、一時保護所の入所数別にみると、31人以上の一時保護所では、7～12人が望ましいと考える割合が最も高くなっている。
- ・ 職員一人当たりが見る子どもの人数としては、学習、屋外・屋内の運動、日中の自由時間、夜間の自由時間では、1～3人、食事、夜間（就寝中）では、4～6人が望ましいと考える一時保護所の割合が最も高くなっている。
- ・ 職員一人当たりが見る子どもの人数は一時保護所の入所数別で違いがみられ、12人以下の一時保護所では、いずれの場面においても1～3人が望ましいと考える割合が最も高いが、13～30人の一時保護所では、食事、日中の自由時間、夜の自由時間、夜間（就寝中）は4～6人が望ましいと考える割合が最も高い。また、31人以上の一時保護所では、食事、学習、屋外・屋内の運動、日中の自由時間では4～6人、夜間の自由時間、夜間（就寝中）は7～9人が望ましいと考える割合が最も高くなっている。
- ・ 子どもの活動単位、職員一人当たりが見る子どもの人数のいずれについても、望ましい人数は既存の人数や活動場所などに影響を受けていることから、数字を結果通りに受け止めるかは検討の必要があるものの、現状より少ない子どもの活動単位、職員一人当たりの子どもの人数を望んでいる一時保護所が多いことがうかがえる。

3. 海外事例調査

(1) 司法の関与

- ・ アメリカでは、各州が管轄する CPS (Child Protective Services) が一時保護を実施し、裁判所による保護審理において、一時保護をするにあたり相当の理由があったかが審査される。
- ・ ドイツでは、各自治体に設置されている少年局の判断による緊急一時保護が認められているが、その判断に家庭裁判所が関与する。
- ・ フランスでは、緊急性があり、かつ親の同意が得られた事案については、児童社会扶助機関 (ASE) が緊急的保護措置を実施する。また、緊急性・重大性を帯びた事案については司法的保護が行われ、親の同意の有無に関わらず、共和国検事が一時的保護 (緊急的保護) を命じることができる。
- ・ アメリカ、ドイツ、フランスでは、一時保護に関して児童相談所に相当する行政機関の判断に、司法的立場である裁判所が関与する仕組みが確立されているが、日本では一時保護の実行は児童相談所の判断に委ねられており、裁判所の承認を要せず強制的に親子の引き離しが可能である点は大きな権限であると言える。

(2) 一時保護の期間

- ・ アメリカ (フロリダ州) では、一時保護後 24 時間以内に保護審理が行われ、その後保護審査や審判型聴聞を経て、審判型聴聞の最後の日から 30 日以内に措置決定審理が行われる。ドイツでは、一時保護は援助計画策定までの保護という位置づけであり、期間は通常 1 週間程度である。フランスでは、親の同意がない状態で一時的保護が許されるのは 8 日以内である。一時保護後 2 週間以内に措置決定に関する裁判が行われる。共和国検事から児童裁判官に事案が送致された後に一時的保護を延長することは可能であるが、一時的保護を開始した日から 6 か月が上限となる。
- ・ 各国における一時保護の期間は様々であるが、措置決定に係る裁判が行われる期間が定められている (一時保護期間の上限が定められている) 点が日本との大きな違いであり、一時保護が不必要に継続されるのを防ぐ役割を果たしていると推測される。

(3) 面会・通信制限

- ・ フランスでは、児童の状況により、一時的保護の期間であっても、親から児童への連絡や面会・外泊が許されている。(共和国検事はその態様・頻度を決めて判断をする。)
- ・ 親や友人などとの面会・連絡は、子どもの大切な権利であり、不要な面会・通信制限がないか、確認する仕組みが必要である。

(4) 一時保護所の位置づけ

- ・ ドイツでは、通常少年局には一時保護所はなく、民間の教育施設 (児童養護施設) 等に設けられた一時保護ホームで保護されるのが通例であり、緊急一時保護における里親委託の割合も 1 割程度である。フランスでは、民間のアソシエーションが運営する一時保護施設や

児童司法保護機関（PJJ）所属の施設、県の ASE が提供する少年宿泊施設、きょうだいと一緒に入所できるこどもの村等が一時保護施設として利用されている。また、アメリカでは一般的に施設による保護はなく、一時保護の時点から里親による養育がなされている。

- ・ 行政機関内に一時保護施設を併設している日本の体制は珍しく、諸外国では日本でいう一時保護委託や一時保護専用施設等の、民間が運営する児童養護施設等で一時保護を行うのが一般的である。
- ・ 子どもが不要な権利制限を受けないようにするためにも、一時保護委託への移行や一時保護専用施設の整備等の検討が必要である。

(5) 子どもの生活規模

- ・ ドイツの児童養護施設はグループホーム化・分散ホーム化されており、カトリック児童施設「セント・ヨーゼフ・デュレン」の一時保護施設は定員 9 名となっている。フランスの一時保護施設も 5～6 人と小規模なものが各地域に点在している。アメリカにおいては里親や親族のもとでの一時保護が大多数を占める。
- ・ 日本の一時保護所は定員数 25～30 人が、入所数（2022 年 11 月 1 日時点）7～12 人が最も多く、ドイツ・フランスと比較すると、1 施設における定員数・入所数が多い。
- ・ 一時保護所においても家庭的な環境での養護が推進されていることから、ドイツやフランスに倣った小規模化は必要であり、少なくとも子どもの生活単位は小さくするのが望ましいと考えられる。
- ・ また、「家庭養育優先」とされている中で、実親以外の親族や里親での養護を主としたアメリカの一時保護の方法は参考となる仕組みと言える。

II. 一時保護所の設備・運営基準（案）について

1. 一時保護所の役割と求められる支援

(1) 設備・運営基準（案）検討の前提

現在の一時保護所は、都市部を中心とした定員超過や、一時保護期間の長期化などの課題があり、その背景には、受入れ施設の不足、施設での生活が難しい子どもの増加、「ト一横キッズ」と呼称されるような繁華街の一角に集まる子ども等の一時的な受入れ等、一時保護所に求められる機能ならびに一時保護所で生活する子どもの多様化があると考えられる。

一時保護所の役割上、必要があればどんな子どもでも受け入れる最後の砦ではあるものの、基準（案）を策定するにあたっては、一時保護所において最も優先されるべき役割・機能を前提とする必要があり、本調査研究では以下の考え方で整理した。

【一時保護所の設備・運営基準（案）の前提とする一時保護所の考え方】

一時保護は、「子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うもの」であるが、必ずしも一時保護所でないければならないものではない。

一時保護所という閉鎖的な環境は、子どもの安全を確保したうえで、不要な刺激や干渉を排除し、適切なアセスメント、支援を行うための場であり、子どもの行動制限を目的としたものではないが、実態として一時保護所は子どもにとって様々な制限のある場所であることも事実である。

そのため、破壊・暴力行為、自傷行為がある等、行動を制限することにより安全を確保する必要のある子どもや、親等との関係上、外部からの接触が極力少ない方が望ましい子どもなどについては、一時保護所での保護が適切であるが、その必要性のない子どもについては、一時保護委託を進めていくべきである。

特に、そういった制限が不要であるにも関わらず、一時保護所での生活が長期化している子どもについては、一時保護委託の活用や措置先の確保についての積極的な検討・体制確保がなされるべきであり、基準（案）としては2か月を超える一時保護所での生活は想定しないこととする。

なお、当然ながら、一時保護が長期化している子どもの権利擁護の在り方、一時保護委託先や措置先の確保に向けた施策、一時保護委託先における支援体制の基準等に関する検討の必要性については十分に認識しており、早期に検討すべき論点である。

(2) 一時保護所に求められる支援

一時保護所に入所している子どもは、多少なりとも、拒食・過食、衝動行為や自傷行為、ひきこもりなど様々な心理行動上の特徴を抱えている。こういった行動上の特徴を「指導・管理すべき問題行動」としてだけでなく、背景にあるトラウマやアタッチメント（愛着）の問題、発達障害の二次障害などの表れとして捉え、そのうえでそれら背景に応じた生活上の支援を行うという、生活における心理的支援が求められる。

そのためには、一時保護所に心理療法担当職員を配置し、心理療法担当職員がこれら子どもの行動上の特徴に対して、背景にどのようなものがあり、どのような生活上の対応が必要

かを、生活の場において指導員等に助言・通訳する役割は大きい。さらには、一時保護所での子どもの行動上の特徴から得られた心理的アセスメントを、児童福祉司や児童心理司に伝える役割も重要である。

また、社会的養護の入り口である一時保護所は、本来子どもが当たり前にもっている権利を虐待等により侵害された中で育ってきた子どもたちが、信頼してよいと思える社会や大人と最初に出会う場所である。そしてここでは、子どもが癒しを得られ、育ちにつながる場所である必要がある。だからこそ、一時保護所においてどのような支援を行うか、職員が子どもたちにどのように接するかが大切である。

基準（案）において、「子どもの権利擁護」の次に一時保護所における「養護」の考え方を示したが、基準（案）として示したもので十分なわけではなく、今後、一時保護所の設備・運営基準を踏まえて、改めて一時保護所における支援（養護）の在り方について考える必要がある。

(3) 一時保護所の設備・運営基準を踏まえた具体的な体制・支援の検討

本調査研究の基準（案）や、今後厚生労働省から示される一時保護所の設備・運営基準は、全国の一時保護所が共通で守るべき「最低基準」と「参酌すべき基準」を示すものである。

しかし、一時保護所へのアンケート調査結果からも確認できたとおり、一時保護所によってその規模や生活する子どもの特徴も様々であるため、示された基準を踏まえてどのような支援・運営を行っていくのか、各一時保護所において考えていくことが必要となる。

その際に、他の一時保護所でどのような検討・取組みがなされているのかを知る、あるいは所属を超えて意見交換すること等も重要であると考えられ、後述するような一時保護所間での情報共有や職員向けの研修の充実等の仕組みの構築もあわせて検討することが求められる。

2. 一時保護所の設備・運営基準（案）の考え方

(1) 適正な子どもの生活規模

現在の一時保護所の規模や生活・活動単位は様々であるが、共通するのは、「緊急保護等、情報が不十分なまま受け入れる必要があること」「入所・退所が頻繁にあり、子ども同士の関係性にも十分な配慮が必要であること」「権利侵害等により傷ついた子どもや不安定な子どもが多くいること」等、一時保護所の特性による部分である。

様々な子どもたちが生活する一時保護所を子どもたちにとって安心・安全な生活の場所とするためには、職員が子ども一人ひとりと向き合うことができ、職員が一目で子どもを確認することができる（いるかいないかを判断できる）規模が適正である。規模が大きくなるほど子ども同士のトラブルが増えるという研究結果^{※1}もあり、子どもの生活単位は6人以下であることが望ましいと考えられる。

一方で、子どもの生活単位が小さくなることにより、子ども同士や、子どもと職員との関係も密になるため、合わない場合には互いに負担が大きい、子どもの人数によってできる日中活動が限られてしまう、職員体制も子どもの生活単位にあわせた規模になると、職員育成や夜間体制等に課題があるのではないかと意見もあった。

子どもの居室、浴室、トイレ等の「家」にあたる空間は6人以下の小人数ユニットとしながら、日中活動は一時保護所全体で行う、または職員も固定化しすぎず定期的にローテーションを行う等、運営上の工夫をあわせて検討する必要がある。

(2) 一時保護所の役割を踏まえた手厚い職員体制

前述のとおり、児童養護施設と同様に様々な子どもと一緒に生活する場ではあるが、子どもの入れ替わりが激しく、状況が把握しきれていない子どもの急な受入れがある、様々な面で不安定な子どもも多いのが一時保護所の特徴である。

そのため、子ども同士の関係性にも十分な配慮しながら、子ども一人ひとりとしっかり向き合い受け止めること、一時保護の重要な役割であるアセスメントのための行動観察を行うことが求められ、それを行えるだけの職員の時間的かつ精神的なゆとりが必要であり、児童養護施設と同等の職員体制では不十分である。

「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月：新たな社会的養育の在り方に関する検討会）において、「緊急一時保護のための一時保護所では、子どもの不安は最も高いものであり、少なくとも常時子ども2人に対して1人の大人がケアできる体制が必要である。アセスメント保護のための小規模一時保護所や一時保護委託施設においては、子どもがいる時間帯は少なくとも複数の勤務体制とし、子ども3人に大人1人は配置されるべきである。」とされており、これを踏まえた職員配置基準とするべきである。

あわせて、前述のとおり心理療法担当職員、並びに看護師についても必置とすべきである。

※1 浅井春夫（2012）「児童相談所一時保護所における子どもの暴力問題の考察と提言-全国アンケート調査とインタビュー調査を踏まえて-」 朝日新聞社・朝日新聞厚生文化事業団「子どもへの暴力防止プロジェクト」研究助成報告書

(3) 男女別の生活空間の考え方

一時保護所内における男女の生活空間の分け方は様々であり、所内での生活すべてを男女別に行っている一時保護所もあった。

一時保護所内での男女間でのトラブル防止や、性加害・性被害の子どもへの保護も想定し、男女別を基本とするべきとの考え方もある一方、きょうだいでの一時保護や性的マイノリティの子どもへの保護に関する配慮も必要であること、また一時保護所外での生活においては男女分離が一般的ではない中で、一時保護所での生活だけを物理的に男女別にするのはどうなのか、との意見もあった。学習を男女一緒に行っている一時保護所の子どもからは、「教室が男女一緒だったので、学校みたいだった」との回答もあった。

そのため、本調査研究における基準（案）としては、居室、浴室、トイレは男女別とし、それ以外の諸室や活動については規定せず、子どもの状況や建物の構造等、各所の状況に応じ、運営面で適切な配慮・工夫を行うこととする。

なお、建物として完全男女別の一時保護所においては、きょうだいや性的マイノリティの子どもをどのように受け入れていくか、対応について考えておくことが求められる。

(4) 主訴の異なる子どもの支援

一時保護ガイドライン（平成 30 年 7 月厚生労働省子ども家庭局長通知）では、「児童相談所は、一時保護所に虐待を受けた子どもと非行の子どもを共同で生活させないことを理由に、非行の子どもへの身柄の引継ぎを拒否することはできない。」とされている。

一時保護所にいる子どもは、複数の課題を抱えていたり、主訴が非行でもその背景に虐待があるなど複雑な課題を持つ子どももおり、主訴ではなく子どもたちの行動の背景にある要因をアセスメントしたうえで、全ての子どもにその子どもにあった適切な支援を行うことができる環境や体制を整える必要がある。

そのため、主訴によって子どもの動線や生活の場を分けるといったことではなく、個々の子どもに対して適切な対応・支援を行えるよう、生活単位の小規模化と職員体制の充実を図ることが適切だと考えられる。

(5) 居室の在り方

① 個室化と複数で利用できる居室の確保

子どものプライバシーへの配慮や、子どもが一人になれる場所を確保するため、また個室の方が子ども各々の事情に応じた個別対応が行いやすい、あるいは他害のある子どもの受入れや感染症対策など管理運営面からも、居室は個室が望ましいとの意見がある。

しかし、子どもから「一人だとさみしい、誰かと話したい」「二人部屋にかえてほしい」などの意見もあったことから、基準（案）としては、学齢児以上の子どもについては可能な限り個室とすること、あわせて複数の子どもでの利用が可能な居室も設けることとする。

② 居心地のよい居室づくり

個室であっても、子どもが自由に居室に戻ることができなかつたり、居室が子どもにとって居心地のよい場所になっていないのではないかと、という課題もあげられた。

そのため、個室の整備とあわせて、「居室は子どもが落ち着いて過ごすことができ、自分の居場所と感じられるような環境とすること」を基準(案)とし、ベッドや机の設置のほか、自分の好きなものを置いたり、飾ったりできるよう、私物の持ち込みとあわせた検討が必要である。

なお、幼児については、子どもの年齢や人数に応じて1日の過ごし方も異なると考えられることから、一律での基準とはせず、各一時保護所の子ども状況に応じた運営が可能となるよう、居室数の設定や間仕切りの設置等が行える基準(案)とする。

(6) 子どもが教育を受ける権利を保障できる体制の確保

一時保護が理由で、子どもの教育を受ける権利の侵害があってはならない。しかし、子どもの安全保障は一時保護所が果たさなくてはならない役割であり、「通学」という選択肢は、それが守られることが前提となる。

また、通学ができればどこでもよいわけではなく、「友だちに会いたい」という子どもの希望を踏まえた通学の在り方を考えなくてはならない。しかし、在籍校への通学は距離の課題も大きいと、在籍校に通学できる環境の確保、すなわち一時保護委託ができる先の確保を進めていくことが必要である。

しかし、実態としては子どもの安全確保や通学の時間・方法の課題、子ども自身の不適応等から通学できない子どもも多い。子どものアンケート調査から、学習意欲の高い子どもも多くいると考えられ、一時保護所内において、子どもに必要な、子どもが求める教育を保障する必要がある。

基準(案)においては、学習指導員の資格要件、配置人数を設定し、義務教育については施設や医療機関と同様の教育環境を目指すとし、現任教員の配置や分教室等の設置を努力義務とした。また、一時保護所における教育は、児童の適性や能力等に応じた学習ができるようにしなければならないとしており、タブレットの活用やリモート授業等を含め、学習環境を整えていくことが必要である。

(7) 一時保護所内における子どもの権利制限・ルールの見直し

一時保護所においては様々なルールがあるが、管理を目的とした規則は最低限にとどめなくてはならない。

基準(案)には、児童の権利制限について、正当な理由なく権利制限を行ってはならないこと、またやむを得ず権利制限を行う場合には、その理由について子どもに十分に説明し、理解を得よう努めなくてはならないとし、子どもの権利制限の考え方に関する大原則を示すが、具体的には次の①から③で示す点について、各一時保護所での再確認が必要である。

なお、一時保護所内のルールは所によって大きく異なっており、複数の一時保護所で生活した子どもからすると各所のルールの違いは疑問であろう。職員はその疑問に答えられるよう、所内のルールが適切か、なぜそのようなルールなのか、各所における「当たり前」を定期的に見直すことが重要である。

① 私物の持ち込み及び着用する衣服

私物の持ち込みが制限されている一時保護所も多いが、禁止する場合には合理的な理由が必要である。

どの範囲の私物を許可するかについては一律に定めるものではなく、各一時保護所で十分に子どもの意見を聞き、子どもと相談して決めることが望ましい。また、制限せざるを得ない場合には、子どもにその理由をしっかりと説明し、子どもの納得を得るよう努めることが重要である。

なお、取った、取られたなど、他の子どもとの関係でトラブルが起こるから、ということでは持ち込み禁止の理由にはならず、そのようなトラブルがあるかもしれないことを説明したうえで、子どもがどう判断するかを確認する必要がある。集団でのニーズではなく、個々の子どもの状況、ニーズに応じた対応が原則である。

② 一時保護所内での過ごし方

子どもにとっての一時保護所は、所外に出たり、所外の人とつながる選択権が少ない環境であるからこそ、一時保護所内は子どもにとって快適な場所である必要がある。

学習の時間等、1日のプログラムがある程度定められているため、常に子どもの自由を確保することは難しいものの、その中でも子どもの意見や要望を尊重する必要がある。少なくとも自由時間においては、過ごし方や過ごす場所を子どもが自ら選択できるよう努める必要がある。

居室に戻ってはいけない時間があるなど、一時保護所内での行動制限がどの程度あるかを再度確認し、その理由が適切か、制限を減らす方法がないかを常に意識することが大切である。

③ 面会・通信制限

一時保護中の面会・通信については、本来は子どもの権利であり、可能な限り希望に沿うことが原則である。特に、子どもから面会や通信に関する希望があった場合には、禁止せざるを得ないやむを得ない事情がある場合を除き、実現すべきである。

現在、ほとんどの一時保護所において携帯電話の所持は禁止されている。一時保護所の子どもが、いつでも、誰とでも、自由に外部と連絡がとれるようにすべき、とは言えないものの、子どもから連絡を取りたい、会いたいと希望があった場合にどのように対応すべきかは検討の必要がある。また、携帯電話の所持を不可とするだけでなく、子どもが自分や周りに発生し得るリスクを理解し、どう行動すべきか自ら考えられるようにするために必要な説明等を行うことが大切なのではないか。

子どもにとって友だちとのつながりは自分の居場所であり、一時保護にあたってその居場所をいかに維持してあげられるかは意識すべき視点である。

また、退所後に子ども同士が連絡を取り合うことがないよう、連絡先交換を避けるため、紙とペンを自由に使うことができない一時保護所もあるが、紙とペンがなくても連絡先を交換することは可能であり、そもそも一時保護所退所後の子ども同士の連絡は避けるべきことか、それはなぜかを一時保護所として改めて考え、その理由を子どもに伝えることが大切である。

(8) 一時保護所内における子どもの生活の充実

一時保護所という閉鎖的な空間で生活している子どもにとって、食事・おやつ、遊び、運動、イベントや外出の機会が楽しみであることが子どもへのアンケート調査から確認できた。

つまり、一時保護中の子どもの「過ごし方」の充実はとても重要であり、一時保護所には所内の諸室や備品の充実、子どもの体験機会や体を動かせる時間の確保等、様々な工夫が求められる。一時保護所によっては「お小遣い」を渡して好きなものを買えるようにしているところもある。

子どもにとっての楽しみは、子ども目線で考えることが重要であるため、子どもの希望を聞きながら、1つずつでも実現していくことが子どもの生活の充実につながるのではないか。

なお、子どもが日課として掃除等を行っているかは一時保護所により異なるが、子どもがそれをどのような目的で行っているかが重要である。

(9) 子どもの意見・要望等を尊重した支援

今回、基準（案）には、子どもの権利擁護の観点から、「一時保護所における児童の養護は、児童の意見・要望等を尊重した支援等を行わなくてはならない。」を条文として加えた。また、一時保護所における支援について、「一時保護所における養護は、児童の安全安心を前提としたうえで、児童の自主性を尊重しつつ、児童の自己肯定感や自尊感情の回復に努めるとともに、基本的な生活習慣の確立並びに豊かな人間性及び生きる力を養うことができるように行わなければならない。」とした。

子どもの安全が最優先ではあるものの、それを理由に大人が決めた一時保護所のルールを押し付けるのではなく、子どもが理解・納得できるようにしっかり説明するなど子どもと向き合うこと、また子ども自身がどう思っているか、どうしたいと思っているかを常に意識することが重要である。

「子どもの意見・要望等の尊重」とは、子どもの意見・要望等に可能な限り応えることが大前提ではあるが、子どもの要望を全て聞く、子どもの希望通りにすることを指すものではない。要望・希望をかなえることが難しい場合にはその理由をしっかり説明するとともに、全てをかなえることが難しくとも、何か1つでも実現することが子どもにとって大きな力になるのではないか。

III. 本調査研究での調査・検討を踏まえて

1. 一時保護所の役割について

前述のとおり、現在の一時保護所は、一時保護解除後の受入れ施設の不足、施設での生活が難しい子どもや一時的な保護を必要とする子どもの増加等により、求められる役割が増えている。結果、一時保護所にいる理由や期間が様々な子どもが集団で生活する場となっており、各々の子どもの安全を守るために、他の子どもの権利を制限せざるを得ないのが実態だと考えられる。

しかし、それは子どもの権利を侵害してよい理由にはならず、子どもの権利を保障するためにも、一時保護所以外での一時保護を含めて、一時保護所の役割を再検討する必要があるのではないかと考えられる。

また、一時保護所は子どもにとって安全で安心して過ごせる場所であることが最優先ではあるが、安心・安全＝外から遮断することなのか、一時保護所内での様々な制限やルールは適切なのかとあわせて、改めて考えることが必要である。

なお、参考となる様々な取組みが実践されている一時保護所においては、前述した「一時保護所に求められる支援」である「権利侵害を受けてきた子どもたちがそうではない社会・大人と最初に出会う場所」という意識が大切にされていると考えられる。

2. 一時保護所間での情報共有やサポート体制の確保

(1) 他の一時保護所を知る機会の確保

一時保護所は、生活している子どもの特徴や規模、立地、建物構造、運営の方法が様々である。しかし、自分が勤務する一時保護所以外の一時保護所やそこでの取組みを知らない職員がほとんどであり、「一時保護所とはこういうもの」と思っている職員も多く、自分たちの一時保護所の支援を顧みて改善点に気づくことが難しい状況であると推察される。

シフト制の勤務という職員が一斉に研修に参加することが難しい職場環境であるため、職員研修は OJT が中心にならざるを得ず、結果としてその一時保護所内でのやり方や考え方が引き継がれていくことになる。基準（案）の検討において、OJT を効果的かつ適切に行っていくためには指導教育を行う上司や先輩職員の資質向上が大変重要であることから、一時保護所での SV の必要性を確認し、「一時保護所には、職員の指導・教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。」の条文を入れているが、この職員も当該一時保護所の勤務経験のみの場合には、より「ガラパゴス化」が進む可能性がある。

面会通信の制限や私物の持ち込みに関してなど、これまでの取組みを改善して許容範囲を拡大している一時保護所が存在しているものの、そうした取組みが他の一時保護所にまで共有されることは少ないのが現状である。そのため、一時保護所の職員が求められる役割を十分に発揮できるようにするためには、SV 機能を取り入れるとともに、一時保護所自体を孤立した環境とせず、これまでの価値観にとらわれずに他の一時保護所の好事例や最新の知識・技術の習得、また子どもの権利擁護を主体にした支援の知見やノウハウを深めることが必要である。

一時保護所によって、その特徴が様々であるからこそ、互いの一時保護所の状況や取組みについて共有することで、新しい気づきやヒントを得る機会になると考えられ、一時保護所向けの研修をはじめ、全国児童相談所長会の会議やブロック会等のテーマとして一時保護所を取り上げる事等、情報共有や意見交換等が行える機会が作られていくことが望ましい。

(2) 子どもの意見をもとにした意見交換等の実施

本調査研究で、全国の一時的保護所の子どもを対象としたアンケート調査を実施したことにより子どもたちの声を聞くことができたが、重要なのはその声をこれからの一時保護所にどのように活かしていくかである。

基準（案）は子どもの意見を踏まえて作成したものの、当然ながら基準として記載できることは限られている。

各一時保護所の運営に反映できるよう、一時保護所職員向けの研修等の機会を通じ、実際の現場の職員と「子どもの声」を共有していく必要がある。

(3) 一時保護所の職員をサポートする仕組みづくり

繰り返しになるが、一時保護所は権利侵害を受けた子どもたちが信頼してよいと思える社会や大人と初めて出会う場所であり、子どもが「生まれてきてよかった」と感じ、一緒に泣いたり笑ったりしてくれる存在がいと知り、そして自分の人生は自分で選んでよい、決めてよいと思える、そういう子どもの人生の再スタートをサポートする、子どもにとって非常に重要な役割を担う場所である。

一時保護所の在り方を考え、実践していくためには、一時保護所において適切な支援やかかわりができることが子どもにとってどれだけ意味のあることかを一時保護所の職員が認識・実感できることが第一歩となるのではないか。

また、それだけ重要な役割を担う一時保護所だからこそ、職員が専門的な知識・技術を有する必要がある、そこで働く職員を支える体制が求められる。職員がスーパーバイズを受けたり、相談したり、成長を実感できるような場が増えていくよう、一時保護所職員向けの研修の充実をはじめ、前述のような一時保護所の職員同士がつながることのできる機会づくり等の検討が期待される。

別添資料

- 一時保護所の設備・運営基準（案）

一時保護所の設備・運営基準（案）

（最低基準の目的）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第十二条第四項の規定により都道府県が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、都道府県知事の監督に属する一時保護所に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な教育を受けた職員により、心身ともに健やかにして、安全に生活することを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第二条 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と一時保護所）

第三条 一時保護所は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護所においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（一時保護所の一般原則）

第四条 一時保護所は、児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 一時保護所は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護所の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 一時保護所は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
- 4 一時保護所には、法に定める一時保護所の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 一時保護所の構造設備は、採光、換気等、入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（入所した児童を平等に取り扱う原則）

第五条 一時保護所においては、入所している児童の国籍、宗教・信条、障害、性的アイデンティティ又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

- 2 一時保護所における生活において、宗教・信条等に配慮しなければならない。

（児童の権利擁護）

第六条 一時保護所での保護にあたっては、児童の権利について、児童の年齢や理解に応じた説明を行わなければならない。

- 2 一時保護所においては、児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うために、年齢、発達状況その他の児童の事情に応じ意見聴取等の措置を講じなければならない。
- 3 都道府県知事は、一時保護中の児童の意見・意向表明や権利擁護に向け、必要な環境整備を行わなければならない。
- 4 一時保護所における児童の養護は、児童の意見・要望等を尊重した支援等を行わなければならない。

(児童の権利制限)

第六条の二 一時保護所において正当な理由なく児童の権利制限を行ってはならない。

また、やむを得ず児童の権利制限を行う場合には、その理由について児童に十分に説明し、理解を得るよう努めなければならない。

(児童の所持品等)

第六条の三 合理的な理由なく、児童の私物の持ち込みを禁止してはならない。

- 2 やむを得ず、持ち込みを禁止せざるを得ない場合には、その理由について児童に丁寧に説明し、児童の納得を得たうえで行わなければならない。
- 3 児童の所持物を預かる場合は、紛失、盗難、破損等が生じないような設備に保管し、「児童の所持物及び遺留物の保管台帳」に記載しなければならない。

(養護)

第七条 一時保護所における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援、教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

- 2 一時保護所における養護は、児童の安心・安全を前提としたうえで、児童の自主性を尊重しつつ、児童の自己肯定感や自尊感情の回復に努めるとともに、基本的生活習慣の確立並びに豊かな人間性及び生きる力を養うことができるように行わなければならない。
- 3 児童の居室は、児童が落ち着いて過ごすことができ、自分の居場所と感じられるような環境としなければならない。
- 4 学習室、食堂、所庭、体育室等における日中活動は、児童の安全が保てる児童数で行わなければならない。

(教育)

第八条 都道府県知事は、一時保護所で保護する児童が適切な教育を受けられるようにしなければならない。

- 2 小学生・中学生の児童については、地域の小中学校等への通学や、一時保護所内における分教室の設置等に努めなければならない。なお、高校生の児童につ

いては、児童からの希望に応じ、在籍校に通学できるように努めなければならない。

- 3 一時保護所における教育は、児童がその適正、能力等に応じた学習ができるようにしなければならない。

(親子関係再構築支援等)

第九条 一時保護所は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう支援等を行わなければならない。

- 2 一時保護所は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護解除後も措置を行った児童相談所に必要な協力を行うよう努めなければならない。

(行動観察)

第十条 一時保護所は、児童の全生活場面における支援及び行動観察を行い、その結果を勘案して、行動診断を行わなければならない。

(関係機関との連携)

第十一条 一時保護所は、一時保護を行った児童相談所及び児童の通学する学校並びに必要なに応じ警察や医療機関等の関係機関等と密接に連携して児童の支援にあたらなければならない。

(一時保護所と非常災害)

第十二条 一時保護所においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回行わなければならない。

(衛生管理等)

第十三条 一時保護所に入所している児童の使用する設備、食器等及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 一時保護所は、当該一時保護所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 一時保護所においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 4 一時保護所は、入所中の児童に対し清潔で適切な衣類を提供しなければならない。なお、下着は児童の私物を使用又は未使用のものの提供をしなければならない。

ない。

- 5 一時保護所には、必要な医薬品及び医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第十四条 一時保護所において、入所している児童に食事を提供しなければならない。

- 2 一時保護所において、入所している児童に提供する食事は、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 一時保護所は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した児童及び職員の健康診断)

第十五条 児童相談所長は、入所した児童に対し、速やかに健康診断を行うこと。一時保護前に健康診断を受けてきた児童についても、更に詳しい検査が必要な場合又は健康診断後かなり時間が経過している場合等においては、一時保護後必要に応じ医師の診察を受けさせなければならない。

- 2 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入しなければならない。
- 3 一時保護所の職員の健康診断に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(一時保護所内部の規程)

第十六条 一時保護所においては、その運営において必要な事項を定めなければならない。

(一時保護所に備える帳簿)

第十七条 一時保護所には、入所している児童の支援の状況を明らかにする帳簿を整備しなければならない。

(秘密保持等)

第十七条の二 一時保護所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 都道府県知事は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十七条の三 都道府県知事は、一時保護所に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童相談所の職員以外の者を関与させなければならない。
- 3 一時保護所は、その行つた養護に関し、当該措置又は支援の提供に係る都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(設備の基準)

第十八条 一時保護所の設備基準は、次の通りとする。

- 一 児童の生活の場として、居室、リビング、浴室、便所、学習室、食堂、所庭又は体育室を設けること。
 - 二 当該一時保護所の対象とする児童の年齢・性別・性的アイデンティティ等に配慮し、居室、リビング、浴室及び便所を適切に設置すること。
 - 三 居室、リビング、浴室及び便所は、児童が安心・安全に過ごせるよう、六人以下のユニット型となるよう努めること。
 - 四 児童の居室の一室の定員は四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。乳幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。
 - 五 学齢児以上の児童の居室は、可能な限り個室とし、その面積は八平方メートル以上とすること。なお、各ユニットに複数児童での利用が可能な居室を設けること。
 - 六 学習室、食堂、所庭及び体育室は、児童の人数に応じた必要な面積を確保すること。
 - 七 次に掲げる要件を満たす個別対応用の居室を設置すること。
 - イ 浴室及び便所を設置する等により、集団生活する児童と交錯せず生活可能な環境を確保すること。
 - ロ 児童の安心・安全に配慮した場所に設置すること。
 - 八 相談室、医務室及び静養室を設けること。
- 2 施錠や鉄格子等の設備を用いることによる児童の行動制限を行ってはならない。
 - 3 児童の生活の場は、児童のプライバシーに十分に配慮した環境としなければならない。

らない。

(一時保護所における職員の一般的要件)

第十九条 一時保護所に入所している児童の養護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

第十九条の二 一時保護所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める一時保護所の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 一時保護所は、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(虐待等の禁止)

第十九条の三 一時保護所の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(体罰等の禁止)

第十九条の四 児童相談所長は、法第三十三条第二項に基づいて、一時保護が行われた児童に対して親権を代行する場合には、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

(職員)

第二十条 一時保護所には、児童指導員、嘱託医、保育士、看護師、心理療法担当職員、学習指導員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、栄養士及び調理員を置かないことができる。

- 2 児童指導員及び保育士は、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童六人につき二人以上を常時置かなければならない。なお、二十二時から翌七時の夜間（以下「夜間」という。）は第二十条の二に定める。
- 3 心理療法担当職員は、おおむね児童十人につき一人以上とする。
- 4 看護師は、九時から十七時の間、常時一人以上を置かなければならない。
- 5 学習指導員は、学齢児八人につき一人以上置かなければならない。なお、学習指導を委託する場合には、学習指導員を置かないことができる。

(夜間の職員体制)

第二十条の二 夜間は、各ユニットに一人以上かつ一時保護所全体で常時二人以上の夜勤職員を置かなければならない。

- 2 児童相談所の閉庁時間における児童虐待通告窓口対応を一時保護所が行ってい

る場合には、これとは別に必要な職員を置かなければならない。

- 3 夜間における身柄付通告の対応件数に応じ、第一号に規定する職員とは別に必要な職員数を配置しなければならない。

(一時保護所の管理監督者)

第二十条の三 都道府県知事は、人格が高潔で識見が高く、一時保護所を適切に運営する能力を有する者を一時保護所の管理監督者として置かなければならない。

- 2 都道府県知事は、一時保護所の管理監督者として配置する者に、一時保護所の運営に関し必要な知識の習得及びその資質の向上のための管理監督者向けの研修を受けさせなければならない。

(指導教育担当職員)

第二十条の四 一時保護所には、職員の指導・教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

- 2 指導教育担当職員は、おおむね5年以上一時保護所の職員として従事した者でなければならない。
- 3 指導教育担当職員は、一時保護所の指導教育担当職員向けの研修を受けなければならない。

(児童指導員の資格)

第二十一条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、

同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事した者

九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めた者

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者

2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

（心理療法担当職員の資格）

第二十二條 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）

若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第二十三條 学習指導員は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学習指導員を二名以上配置する場合には、当該一時保護所の対象児童の年齢に応じ、小学校、中学校の教諭免許状を有する者を各々配置しなければならない。

3 学習指導員は、現役の教員を配置するよう努めなければならない。

（大都市等の特例）

第二十四條 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「児童相談所設置市が」と、「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、「法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に

関する事務を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）」とあるのは「法第八条第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と読み替えるものとする。

資料編

- 一時保護所を退所した子どもへのアンケート調査 調査票
- 一時保護所で保護中の子どもへのアンケート調査 調査票
- 一時保護所で保護中の低学年・就学前の子どもの聞き取り調査 記入用紙
- 一時保護所へのアンケート調査 調査票

■ 一時保護所を退所した子どもへのアンケート調査 調査票

これからの一時保護所について考えるためのアンケート調査

このアンケートは、一時保護所がよりよい場所となるように、一時保護所で生活したことがあるみなさんから意見を聞き取るものです。

みなさんから聞き取ったご意見は、一時保護所をよりよくするために使わせてもらいます。

このアンケートは、一時保護所の職員さんや、児童相談所の人々が直接見ることはありませんし、だれもが答えたかわからないように名前を書かなくてよいので、あなたの素直な気持ちを聞かせてください。

- ※ あなたの名前は書かなくてよいです。
- ※ 答えたくない質問や、わからないことは、答えなくてよいです。
- ※ 自分で答えることが難しい場合には、まわりの大人に聞いて、お手伝いをしてもらってもよいです。
- ※ アンケートを書き終わったら、いっしょに入っている封筒にいれて、テープをはがして封をして、郵便ポストにいれるか、児童相談所の人、施設の人や里親さんに渡してください。（切手はいりません）

- ※ また、パソコンやスマートフォンから答えることもできます。
こちらのアドレスまたは QR コードから回答フォームにアクセスしてください。
パソコンやスマートフォンから回答した場合は、この紙での回答はいりません。



https://questant.jp/q/ichijihogo_kodomo

- ※ 答えるのにわからないことや、こまったことがあって、まわりの大人に聞きにくいときは、こちらに聞くこともできます。

★ 2か所以上の一時保護所にいたことがある場合には、最後にいた一時保護所について教えてください。

I. あなたのことについて

問1. 今のあなたの年齢、学年は。

歳

小学
中学
高校

年生（高校については通っていない人は書かなくてよいです）

問2. あなたのお住まいの都道府県は。

都・道・府・県

問3. 一時保護所にいた期間はどのぐらいですか。（あてはまるもの1つに○）

1. 1か月以内

2. 1～2か月ぐらい

3. 2か月以上

問4. あなたが一時保護所にいたときに、他に何人ぐらいの子どもがいましたか。

人ぐらい（わからない場合は書かなくてよいです）

II. 一時保護所での生活について

問5. 一時保護所での生活で「よかった」と思うこと

① 次の中で、あなたが一時保護所で生活して「よかった」と思ったことについて教えてください。

(あてはまるものすべてに○)

1. 一緒にいる子どもたちと遊んだり、話ができたこと
2. 職員の人たちと話ができたこと、自分の意見や希望を聞いてくれる大人がいたこと
3. 食事がおいしかったこと
4. 勉強を教えてもらえたこと、勉強する習慣ができたこと
5. 本を読んだり、ゲームやおもちゃで遊べたこと
6. 自由に過ごせたり、一人になれる時間があったこと
7. 早寝、早起きなどの生活のリズムを整えることができたこと
8. 安心して過ごせたこと
9. 自分自身のこれまでのことを振り返ることができたこと
10. 自分のこれからのことを考えることができたこと
11. あてはまるものはない

② ①で答えたこと以外で、一時保護所の生活で「よかった」と思ったことがあったら教えてください。

問6. 次の中で、あなたが一時保護所で「できたこと」を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. 一時保護所内で自由に過ごせた、過ごしたい場所にいられた
2. 話をしたいと思ったときに、すぐに職員の人と話せた
3. 自分がやりたいこと、好きなことができた(勉強したり、運動したり、音楽をきいたりできた)
4. 私物(自分の服やお気に入りのもの)を使えた
5. スマホでメールやLINEができた
6. 一時保護所にある服の中から、自分が着たい服を選べた
7. 家族と会いたいときや話したいときに、会ったり電話で話せた
8. 友達と会いたいときや話したいときに、会ったり電話で話せた
9. 学校の先生(担任の先生など)と会えた
10. 自分が行きたいと言ったところに出かけることができた
11. 自分が通っていた学校に行くことができた
12. 一時保護所が決めた学校に行くことができた
13. 自分の希望や意見がかなった (具体的に: _____)
14. あてはまるものはない

問7. 一時保護所での生活で、「嫌だった」「変えてほしい」と思ったこと

① 次の中で、あなたが一時保護所での生活で、「嫌だった」「変えてほしい」と思ったことについて教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. 自分の部屋に自由に戻れなかったこと
2. グラウンド・広場や体育館、リビングなどで過ごせる時間が決められていたこと
3. 私物(自分の服やお気に入りのもの)を使えなかったこと
4. スマホが使えなかったこと
5. 職員の人が決めた服を着なくてはいけなかったこと
6. 一時保護所で貸してくれる服が新しくなかったこと、あまりきれいではなかったこと
7. 自分の通っていた学校に行けなかったこと
8. 自分の通っていた以外の学校にも行けなかったこと
9. 家族と会いたいときに、会えなかったこと
10. 学校の先生と会ったり、連絡をとったりできなかったこと
11. 友だちと会ったり、連絡をとったりできなかったこと
12. 一時保護所の外に出られることが少なかったこと
13. 自分が行きたいと思っても、そこに出かけられなかったこと
14. 一人部屋ではなかったこと、一人になれる場所がなかったこと
15. 職員さんと相談したり、話をしたくても、いつもいそがしそうだったこと
16. 子ども同士で自由に話をするのができなかったこと
17. 自分がこれからどうなるかがわからなかったこと
18. あてはまるものはない

② ①で答えたこと以外で、一時保護所で「嫌だった」「変えてほしい」と思ったことがあったら教えてください。

III. 一時保護所での勉強について

問8. 一時保護所で、どのような勉強をしたかったか、教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. 学校に通って勉強がしたかった
2. 通っていた学校とオンラインでつないで授業だけでも受けたかった
3. プリントやタブレットを使った、自分にあつた勉強がしたかった
4. 試験勉強や受験勉強ができる場所や時間がほしかった
5. 個別に教えてもらえる先生がいたらよかった
6. 勉強したい教科や科目があった → 具体的な教科・科目()
7. わかりやすく教えてほしかった
8. その他()

■一時保護所で保護中の子どもへのアンケート調査 調査票

これからの一時保護所について考えるためのアンケート調査

このアンケートは、一時保護所がよりよい場所となるように、一時保護所で生活しているみなさんからご意見をお聞きするものです。

みなさんから聞き取ったご意見は、一時保護所をよりよくするために使わせてもらいます。

このアンケートは、一時保護所の職員さんや、児童相談所の人々が直接見ることはありませんし、だれもが答えたかわからないように名前を書かなくてよいので、あなたの素直な気持ちを聞かせてください。

- ※ あなたの名前は書かなくてよいです。
- ※ 答えたくない質問や、わからないことは、答えなくてよいです。
- ※ 自分で答えることが難しい場合には、まわりの大人に聞いて、お手伝いしてもらってもよいです。
- ※ アンケートを書き終わったら、いっしょに入っている封筒に入れて、テープをはがして封をして、職員の人に渡してください。

★2か所以上の一時保護所にいたことがある場合も、いま生活している一時保護所について教えてください。

I. あなたのことについて

問1. 今のあなたの年齢、学年は。

歳

小学
中学
高校

年生（高校については通っていない人は書かなくてよいです）

問2. あなたのお住まいの都道府県は。

都・道・府・県

問3. いまの一時保護所にいる期間はどのぐらいですか。（あてはまるもの1つに○）

1. 1週間未満	3. 1～2か月ぐらい
2. 1週間～1か月以内	4. 2か月以上

問4. あなたがいる一時保護所には、他に何人ぐらいの子どもがいますか。

人ぐらい（わからない場合は書かなくてよいです）

II. 一時保護所での生活について

問5. 一時保護所での生活で「よかった」と思うこと

- ① 次の中で、あなたが一時保護所で生活して「よかった」と思うことについて教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. 一緒にいる子どもたちと遊んだり、話ができること
2. 職員の人たちと話ができること、自分の意見や希望を聞いてくれる大人がいること
3. 食事がおいしいこと
4. 勉強を教えてもらえること、勉強する習慣ができたこと
5. 本を読んだり、ゲームやおもちゃで遊べること
6. 自由に過ごせたり、一人になれる時間があること
7. 早寝、早起きなどの生活のリズムを整えることができたこと
8. 安心して過ごしていること
9. 自分自身のこれまでのことを振り返ることができたこと
10. 自分のこれからのことを考えることができたこと
11. あてはまるものはない

- ② ①で答えたこと以外で、一時保護所の生活で「よかった」と思うことがあったら教えてください。

問6. 次の中で、あなたが一時保護所で「できていること」を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. 一時保護所内で自由に過ごしている、過ごしたい場所にいられる
2. 話をしたいと思ったときに、すぐに職員の人と話せる
3. 自分がやりたいこと、好きなことができている(勉強したり、運動したり、音楽をきいたりできている)
4. 私物(自分の服やお気に入りのもの)を使えている
5. スマホでメールやLINEができている
6. 一時保護所にある服の中から、自分が着たい服を選べている
7. 家族と会いたいときや話したいときに、会ったり電話で話せている
8. 友だちと会いたいときや話したいときに、会ったり電話で話せている
9. 学校の先生(担任の先生など)と会えている
10. 自分が行きたいと言ったところに出かけることができている
11. 自分が通っていた学校に行くことができている
12. 一時保護所が決めた学校に行くことができている
13. 自分の希望や意見がかなったことがある (具体的に:)
14. あてはまるものはない

問7. 一時保護所での生活で、「嫌だ」「変えてほしい」と思うこと

① 次の中で、あなたが一時保護所での生活で、「嫌だ」「変えてほしい」と思うことについて教えてください。
ください。(あてはまるものすべてに○)

1. 自分の部屋に自由に戻れないこと
2. グラウンド・広場や体育館、リビングなどで過ごせる時間が決められていること
3. 私物(自分の服やお気に入りのもの)を使えないこと
4. スマホが使えないこと
5. 職員の人が決めた服を着なくてはいけないこと
6. 一時保護所で貸してくれる服が新しくないこと、あまりきれいではないこと
7. 自分の通っていた学校に行けないこと
8. 自分の通っていた以外の学校にも行けないこと
9. 家族と会いたいときに、会えないこと
10. 学校の先生と会ったり、連絡をとったりできないこと
11. 友だちと会ったり、連絡をとったりできないこと
12. 一時保護所の外に出られることが少ないこと
13. 自分が行きたいと思っても、そこに出かけられないこと
14. 一人部屋ではないこと、一人になれる場所がないこと
15. 職員さんと相談したり、話をしたくても、いつもいそがしそうなこと
16. 子ども同士で自由に話をする事ができないこと
17. 自分がこれからどうなるかがわからないこと
18. あてはまるものはない

② ①で答えたこと以外で、一時保護所で「嫌だ」「変えてほしい」と思うことがあったら教えてください。

III. 一時保護所での勉強について

問8. 一時保護所で、どのような勉強をしたいと思うか、教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. 学校に通って勉強がしたい
2. 通っていた学校とオンラインでつないで授業だけでも受けたい
3. プリントやタブレットを使った、自分にあつた勉強がしたい
4. 試験勉強や受験勉強ができる場所や時間がほしい
5. 個別に教えてもらえる先生にほしい
6. 勉強したい教科や科目がある → 具体的な教科・科目()
7. わかりやすく教えてほしい
8. その他()

ほか いちじほごしょ
IV. 他^{ほか}の一時保護所^{いちじほごしょ}について

問9. あなたはいまの一時保護所^{いちじほごしょ}以外の一時保護所^{いちじほごしょ}で生活^{せいかつ}したことがありますか。(あてはまるもの1つに○)

1. ない

2. ある

★「2. ある」と回答^{かいとう}した、他^{ほか}の一時保護所^{いちじほごしょ}で生活^{せいかつ}したことのあるみなさんへ

問10. 一時保護所^{いちじほごしょ}によって違^{ちが}うところはありますか。もしあれば、どうい^{ちが}う違^{ちが}いがあるか教^{おし}えてください。

ありがとうございました。

いっしょ わた ちい ふうとう ふう (テープをはがしてはる) をして職員^{しよくいん}さんに渡^{わた}してください。

■ 一時保護中の低学年・就学前の子どもの聞き取り調査 記入用紙

厚生労働省令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究」

低学年・就学前の子どもの聞き取り調査 記入用紙

アンケート調査への回答が難しい小学校低学年の子どもや、就学前の子どもの意見もお伺いできれば
と思っております。可能であれば、児童相談所職員にて子どもへの聞き取りを行っていただき、こちらにご記
入のうえ、回答済の調査票等をあわせてご返送ください。

なお、聞き取りの方法は、個別でも集団でも構いません。お子さんの状況に応じて適切な方法をご選
択ください。また、本用紙への記入も、お子さん毎でも、まとめてでも、ご記入いただきやすい方法で問題
ありません。（複数枚になる場合には、本用紙をコピーしてご使用ください）

- 一時保護所での生活で「よかった」「楽しい」と思うこと。

--

- 一時保護所での生活で「嫌だ」「変えてほしい」「もっとこうしたい」「もっとこういうことがしたい」と思うこと。

--

- 上記以外での子どもの意見があれば。

--

貴児童相談所名	
---------	--

■一時保護所へのアンケート調査 調査票

一時保護所の設備・運営基準策定のためのアンケート

一時保護所名			
電話番号		Eメール アドレス	

1. 貴一時保護所の概要についてお伺いします

問1 貴一時保護所の令和4年度の定員についてお答えください。(数字を記入)

※定員に内訳がない場合、内訳の欄に斜線をつけてください

合計	男(小学生以上)	女(小学生以上)	幼児
人	人	人	人

問2 貴一時保護所の入所数(令和4年11月1日時点)についてお答えください。(数字を記入)

合計	男(小学生以上)	女(小学生以上)	幼児
人	人	人	人

問3 貴一時保護所に下記について、専用のスペース(他の目的と兼用でないスペース)はありますか。(あてはまるものそれぞれ1つに○)

食堂	1. あり	2. なし
学習室	1. あり ⇒ 部屋数 _____ 室	2. なし

問4 貴一時保護所では、子どもの運動はどこで行っていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 所庭	3. 他所内の諸室(具体的に: _____)
2. 体育館	4. 外部の施設(具体的に: _____)

問5 問4で「外部の施設を利用」と回答した方にお伺いします。どのくらいの頻度で利用していますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 毎日	5. 月に数回
2. 週に5~6回	6. 月に数回よりも少ない
3. 週に3~4回	7. その他(_____)
4. 週に1~2回	

II. 子どもの生活単位についてお伺いします

問6 次の生活場面（小学生以上）において、現状、男女別・男女混合はどのようになっていますか。また、それぞれの生活場面において、望ましい分け方はどれですか。（あてはまるもの1つに○）

<現状>

食事	1. 男女別	2. 男女混合	3. その他（ ）
学習	1. 男女別	2. 男女混合	3. その他（ ）
屋外・屋内の運動	1. 男女別	2. 男女混合	3. その他（ ）
日中の自由時間	1. 男女別	2. 男女混合	3. その他（ ）
夜の自由時間	1. 男女別	2. 男女混合	3. その他（ ）

<望ましい分け方>

食事	1. 男女別	2. 男女混合	3. どちらでもよい	4. わからない
学習	1. 男女別	2. 男女混合	3. どちらでもよい	4. わからない
屋外・屋内の運動	1. 男女別	2. 男女混合	3. どちらでもよい	4. わからない
日中の自由時間	1. 男女別	2. 男女混合	3. どちらでもよい	4. わからない
夜の自由時間	1. 男女別	2. 男女混合	3. どちらでもよい	4. わからない

問7 問6の望ましい分け方について、そのように考える理由は何ですか。

問8 次の生活場面（小学生以上）において、現状、子どもの活動単位は最大時で何人程度ですか。また、望ましい活動単位の人数はどの程度ですか。（数字を記入）

	現状(最大時の人数)	望ましい活動単位の人数
食事	人程	人程
学習	人程	人程
屋外・屋内の運動	人程	人程
日中の自由時間	人程	人程
夜の自由時間	人程	人程

問9 問8の望ましい活動単位の人数について、そのように考える理由は何ですか。

Ⅲ. 子どもの居室等についてお伺いします

問10 小学生以上の居室について、望ましいものはどれですか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|----------------------|----------|
| 1. 全室個室 | 3. わからない |
| 2. 個室に加えて、複数定員の部屋も必要 | |

問11 問10について、そのように考える理由は何ですか。

--

問12 小学生以上の居室について、どのような設備や環境があると望ましいと思いますか。

--

問13 幼児の居室について、1部屋何人定員が望ましいと思いますか。(あてはまるもの1つに○)

- | |
|-------------------------------------|
| 1. 現行基準(6人以下)で問題ない |
| 2. 現行基準より少ない方が望ましい ⇒ 具体的に _____ 人以下 |
| 3. わからない |

問14 幼児の居室について、どのような設備や環境があると望ましいと思いますか。

--

問15 個別対応の居室(集団生活の子どもが過ごす場とは切り離れた居室)は必要ですか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|---------------------------|-------------|
| 1. 必要である ⇒ 必要な部屋数 _____ 室 | 2. なくても問題ない |
|---------------------------|-------------|

問16 問15について、そのように考える理由は何ですか。

--

IV. 職員体制についてお伺いします

問17 次の生活場面において、活動単位で何人の子ども（小学生以上）（最大時）に対して、何人の職員が見ていますか。また、その子どもの数に対して、望ましい職員数はありますか。職員の資格や常勤・非常勤は問いません。（数字を記入）

	現状		望ましい職員数
	子どもの人数 （最大時）	職員数	
食事	人	人	人
学習	人	人	人
屋外・屋内の運動	人	人	人
日中の自由時間	人	人	人
夜の自由時間	人	人	人
夜間（就寝中）	人	人	人

問18 貴一時保護所において、児童相談所の閉庁時間（夜間・休日）に児童虐待通告窓口の電話対応や警察・関係機関からの電話対応を行っていますか。（あてはまるもの1つに○）

① 児童虐待通告窓口

1. 行っていない
2. 子どもの処遇を行う一時保護所の職員が行っている
3. 児童虐待通告窓口専用の職員を配置している
4. その他（ ）

② 警察・関係機関からの電話対応

1. 行っていない
2. 子どもの処遇を行う一時保護所の職員が行っている
3. 連絡対応用の職員を配置している
4. その他（ ）

問19 令和4年10月の1か月間において、貴一時保護所での夜間の身柄付通告の対応件数をお教えてください。また、1日あたりの最大対応件数をお教えてください。（数字を記入）

令和4年10月の対応件数	件
1日あたりの最大対応件数	件

問20 一時保護所での夜間の身柄付通告について、受入れ当夜のインテークは原則どのような方針で対応していますか。（あてはまるもの1つに○）

1. 一時保護所職員が日中の入所時と同様のインテークを行うようにしている
2. 一時保護所職員による簡単なインテークのみを行う
3. 一時保護所職員によるインテークは行っていない（一時保護所以外の児童相談所職員がインテークを行っているなど）
4. その他（ ）

令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業
一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究
報告書
令和5年3月

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部
住所：大阪市北区梅田 2-5-25
電話：06-7637-1460
